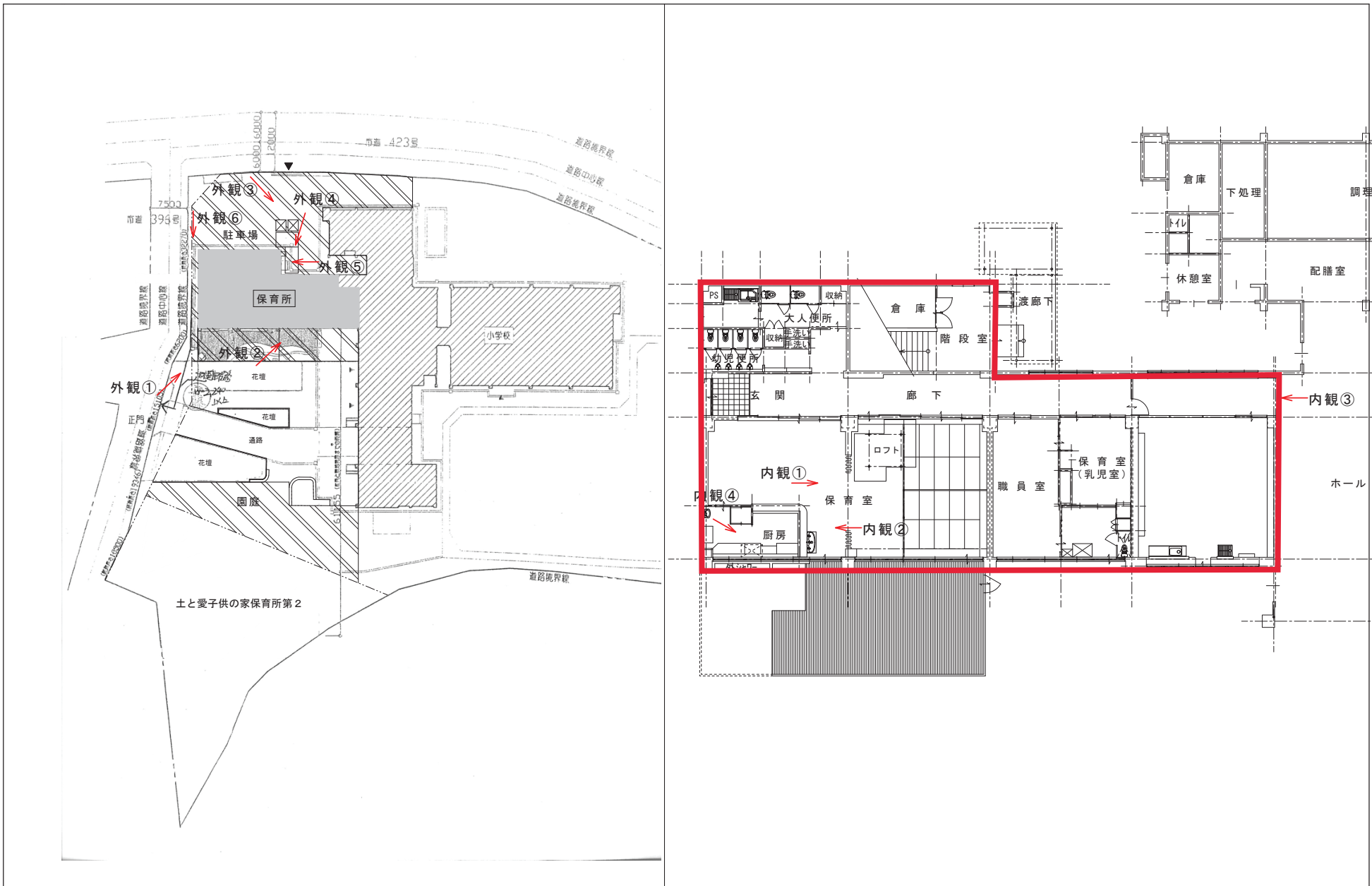
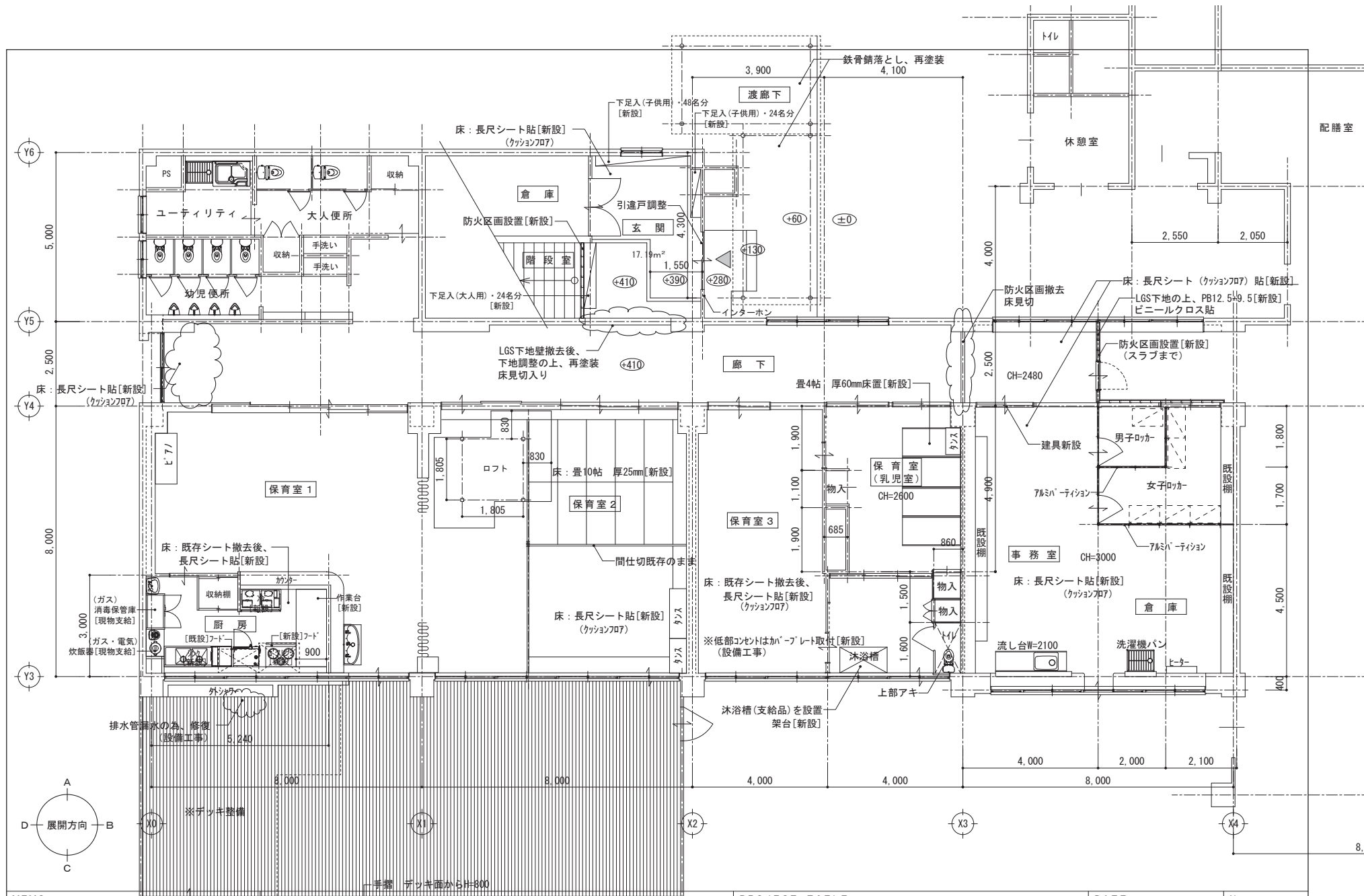
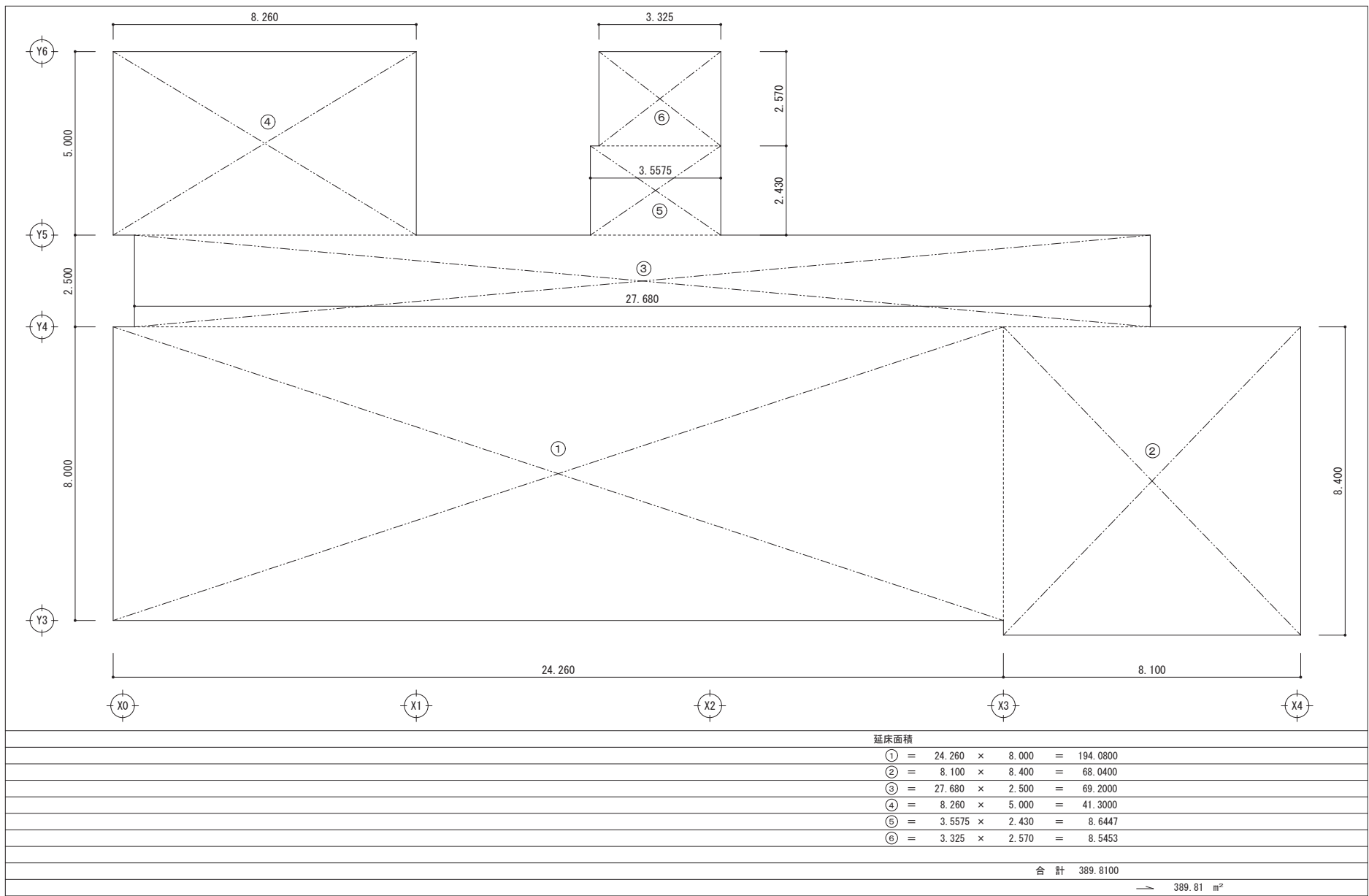




MEMO		PROJECT TITLE	DATE	No. A -
		(仮称) 土と愛子供の家保育所 耐震補強事業	26年1月8日	
		DRAWING TITLE	SCALE	
		(仮設) 写真位置図		



MEMO	PROJECT TITLE	DATE	No. A -
	(仮称) 土と愛子供の家保育所 耐震補強事業	26年1月8日	
	DRAWING TITLE	SCALE	
	(仮設) 改修平面図	S = 1 : 100	



MEMO

PROJECT TITLE

(仮称) 土と愛子供の家保育所 耐震補強事業

DRAWING TITLE

(仮設) 延床面積求積図

DATE

26年1月8日

SCALE

S = 1 : 100

No.

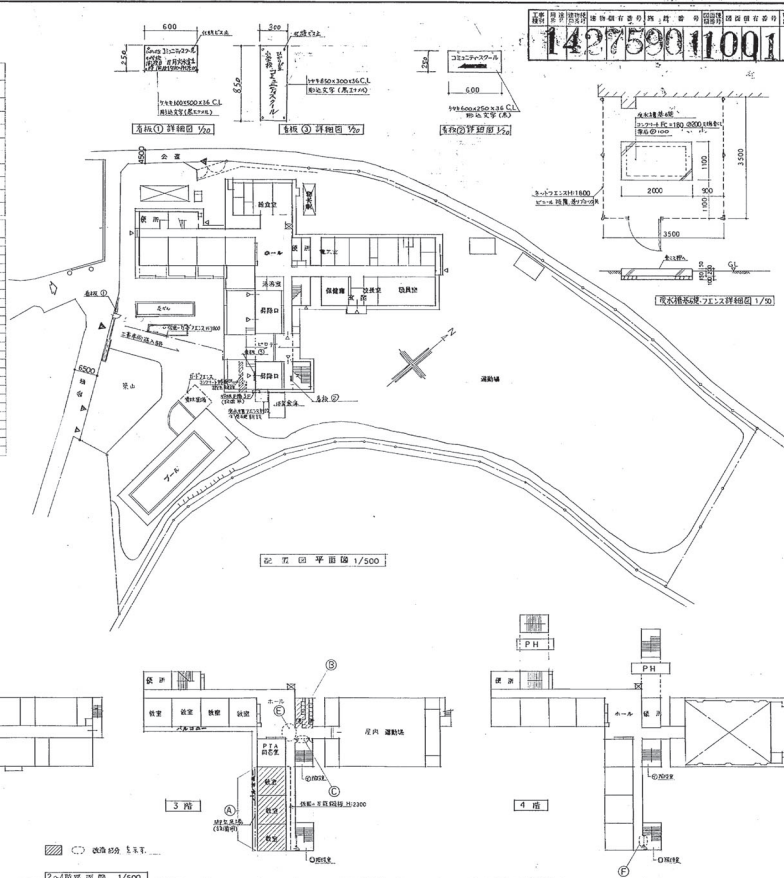
建築物仮台帳工事名: 山形大学三井ホール改修工事

工事 種別	用途 番号	建築物 図番	建物固有番号	施設番号
H	1	4	275901	

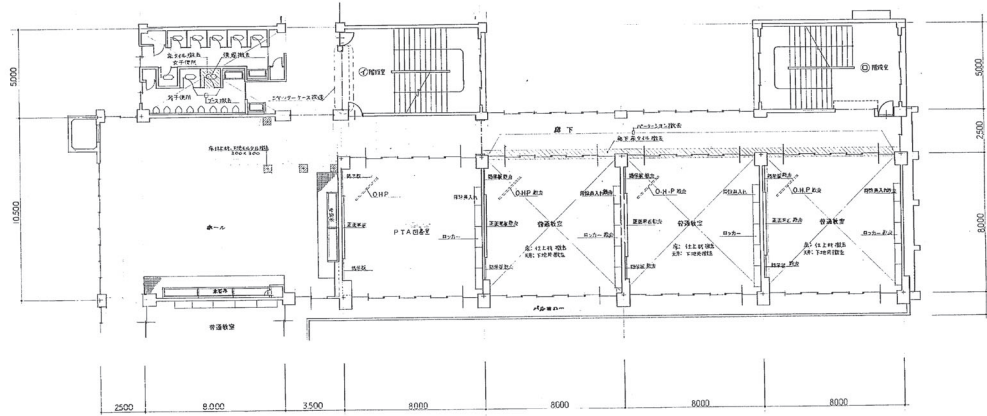
図面固有番号等	図面名称	備考
1 A-1 001	案内図、配置平面図、工事概要	
1 A-2 002	改修前3階平面図(撤去図)	
1 A-3 003	改修3階平面図 天井伏図	
1 A-4 004	改修3階平面図詳細図、仕上表	
2 A-5 005	改修展開図 (1)	
2 A-6 006	改修展開図 (2)	
1 A-7 007	改修断面詳細図	
2 A-8 008	建具リスト	
2 A-9 009	3F便所、ホール改修図	
	010	
	011	
	012	
	013	
	014	
	015	
	016	
	017	

図面固有番号等	図面名称	備考
	018	
	019	
	020	
	021	
	022	
	023	
	024	
	025	
	026	
	027	
	028	
	029	
	030	
	031	
	032	
	033	
	034	
	035	
	036	
	037	
	038	
	039	

工 号 名	ウカリが丘小学校2階床改修工事		年 月 日	H 2. 10
図 番	A - 1	室内図、配管平面図、工事断面図	縮 尺	1/500



142759011002



図例 1/100
 1. 1/100
 2. 1/100

1. 1/100
 2. 1/100

1. 1/100
 2. 1/100

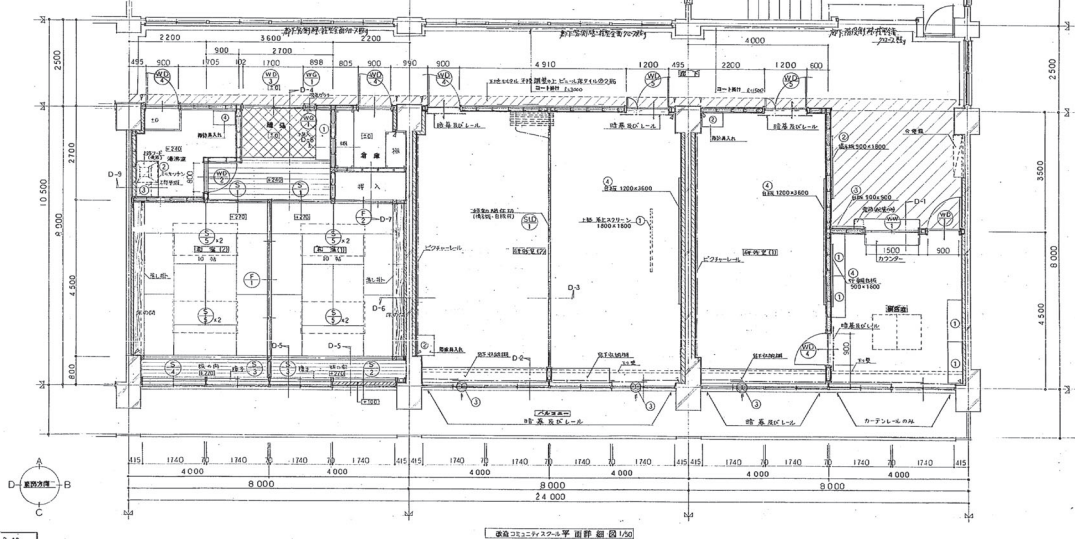
原田 竜助 (シャッター) 工事 既得 単位工事外	
建 築 工 事	1 計画 電気設備工事
配電設備設置	2 設備 電気工事
シャッターユニット設置	3 計 200 W
予知出張設置、埋込コンセント	4 125 KW
物品の搬入	5 物品の搬入
シャッター・ユニットの取付	6 2.4 W
系統シフト、細工	
2.4 W	

[illegible]

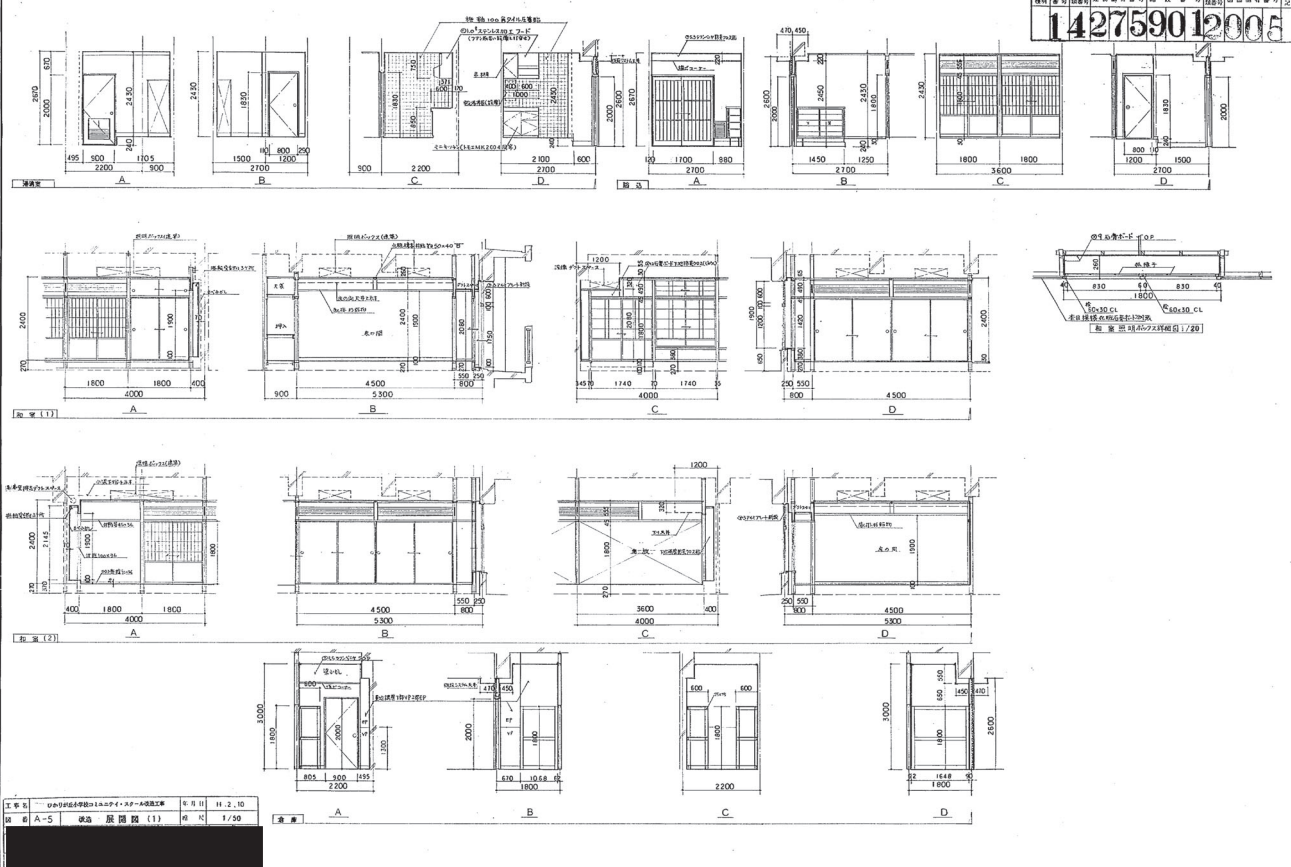
機 品 リ ス ト		機 号
機 品 名	W D H	
標準型		
① 伝呼機(送)	1200 × 400 × 880	G-231A
② 伝呼機(受)	1200 × 400 × 980	G-230A
③ 振込機	1400 × 300	
④ 手 紙 机	900 × 100	
⑤ 行書用紙机	1800 × 900	
特 種 型 (1) (2)		
① 電文スクリーン	1800 × 1800	G-582A
② 複写機	500 × 500 × 1620	G-483B
③ 複写機付		I-107
④ 有 线	3600 × 1200	
新 型 (1) (2)		
組 み ・ 添 付 品		
① ア ン 天	1400 × 240 × 500	
② トランスミット	1000 × 600 × 850	電 報 機 用 G-683B
③ 有 线	600 × 331 × 760	
④ 郵便入れ	600 × 400 × 1620	G-683B

 100mm 径の穴
 100mm 径の穴 45° 倒角
 100mm 径の穴 50mm 半径

工事名	ひかりが丘小学校コミュニティ・スクール改修工事	年月日	H.2.10
図番	A-4 改修コミュニティスクール平面詳細図 仕上表	縮尺	1/50

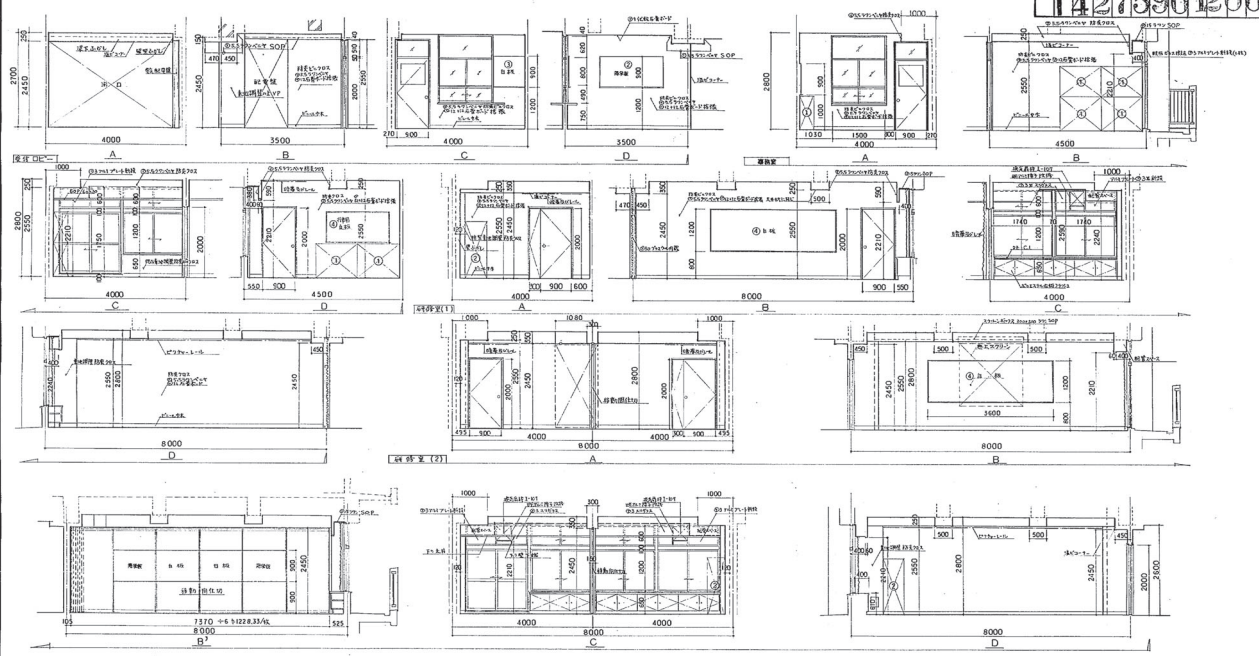


142759012005



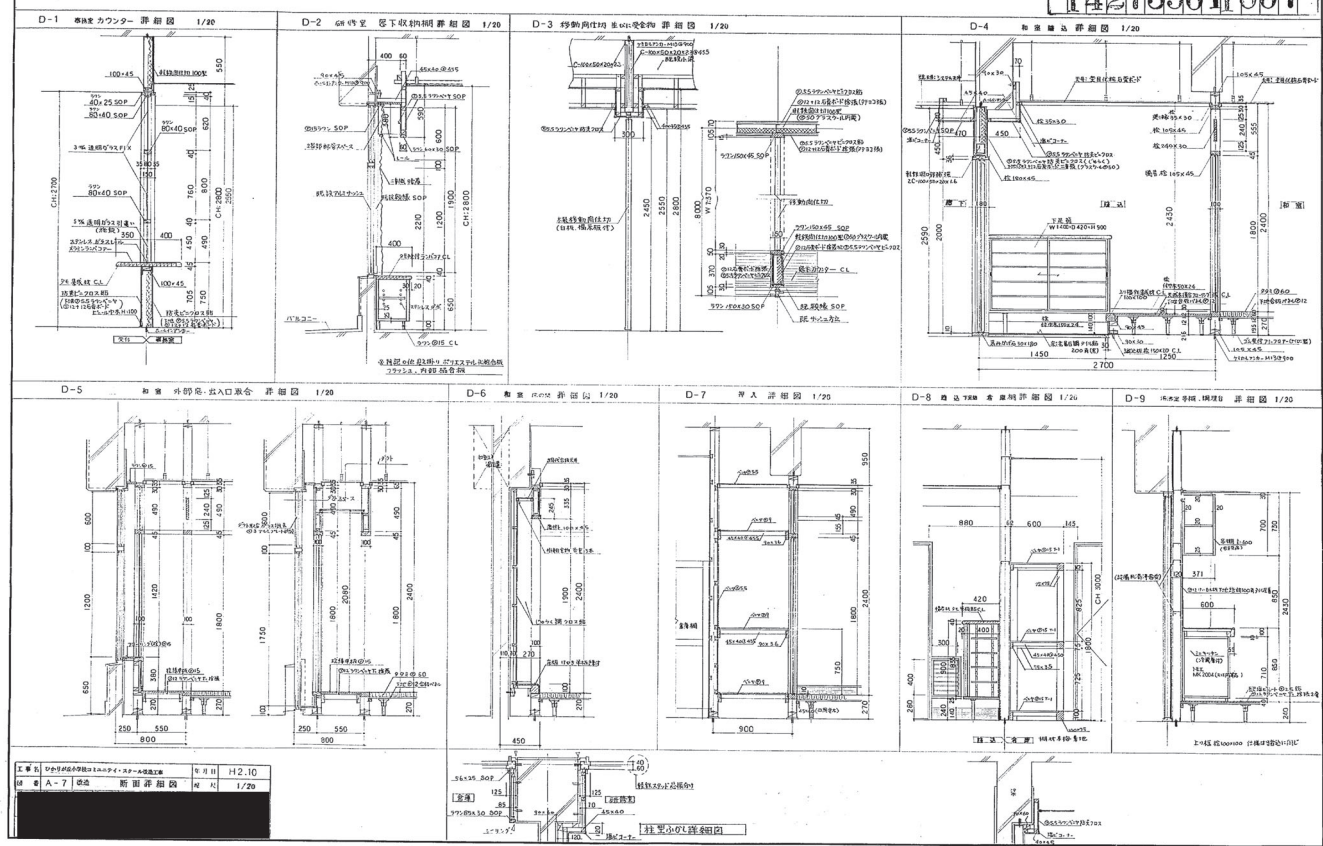
工程名称	广州市海珠区新涌涌口村旧村改造一期安置房工程	图号	H-2-10
图名	建筑立面图 (1)	比例	1/50

142759012006



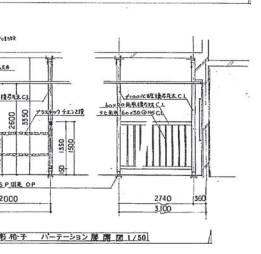
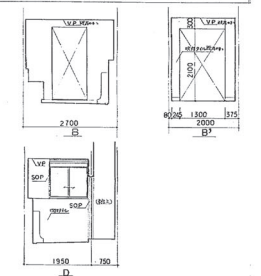
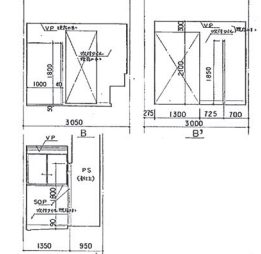
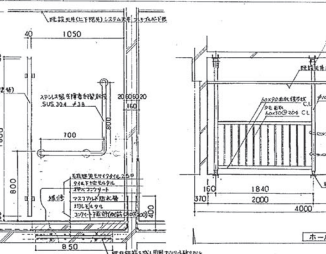
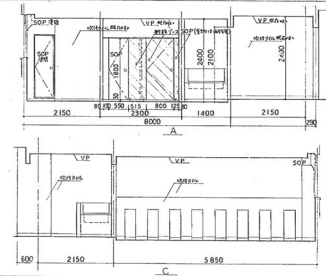
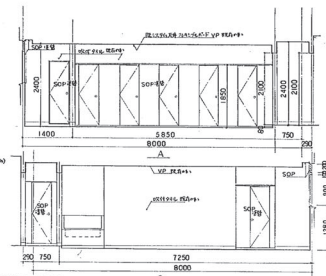
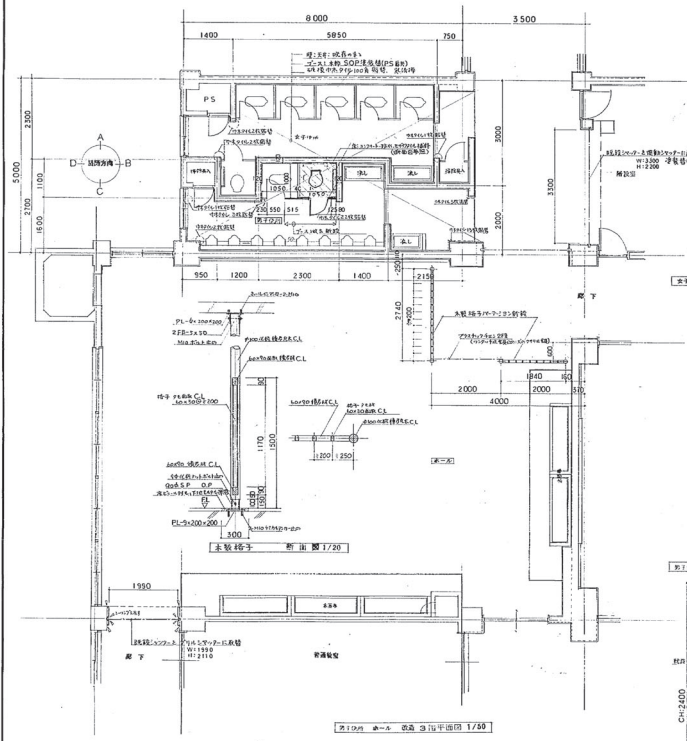
工 事 名	新築分譲住宅（1棟）	図 号	H-2-10
出 版 者	株式会社 〇〇〇〇	出 版 年 月	1/98

142759011007



備考	本人印 スベテ 印		
工 事 名	ひかりが丘小学校のミニミニ・スクール建設工事	年 月 日	H. 2. 10
図 番	A-8	建具リスト	枚 数 1/50

12759012009



1. 名称	住宅建築設計事務所
2. 住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
3. 代表者	代表取締役 〇〇〇 〇〇〇
4. 設計者	〇〇〇 〇〇〇
5. 施工者	〇〇〇 〇〇〇
6. 建築士	〇〇〇 〇〇〇
7. 建築士事務所	〇〇〇 〇〇〇
8. 建築士事務所	〇〇〇 〇〇〇
9. 建築士事務所	〇〇〇 〇〇〇
10. 建築士事務所	〇〇〇 〇〇〇

断面図 1/20

ホールとキッチン 断面図 1/20

地域交流スペースの物品について

■各室における必要な物品

名称	用意する物品
図書室	机 3、イス 10、冷暖房
事務室	電話（携帯電話も可）
会議室（１）	机 10、イス 30、電子ピアノ、テレビ、DVD/ビデオデッキ（ＡＶ再生機器）、ミニコンポステレオ（音響）、冷暖房
会議室（２）	机 4、イス 20、冷暖房
会議室（３）	机 4、イス 20、冷暖房
和室	座布団 40、座卓 8、あぐら椅子 6、冷暖房
廊下	机 2

※ 現在、図書スペースに存する図書一式（図書目録含む）を残してください。

■現在「ひかりが丘小学校コミュニティハウス」に設置されている物品

名称	メーカー名・型番・品質・形状 ・その他	保管場所等	数量
傘立て（スチール）		玄関	2
下足入れ（スチール） 来客用	（24 人用）	玄関	3
鎌 小		玄関横倉庫	2
スコップ 小		玄関横倉庫	2
竹箒		玄関横倉庫	12
塵取り		玄関横倉庫	1
図書カード引出し（木製）		図書室	1
回転いす		図書室	1
木製書棚（雑誌用・縦） UCHIDA	UW-520	図書室	2
丸椅子 UCHIDA	C-RB	図書室	2
本棚（木製・6 段）		図書室	6
本棚（木製・5 段）		図書室	3
本棚（木製・3 段）		図書室	1
テーブル（半月型） UCHIDA	BS-653 AH	図書室	1
テーブル（長型） UCHIDA	BS-655 AW	図書室	1
書庫（黄カウンター／木製）	VW-562	図書室	1
書庫（カウンター／スチール）	OTY0	図書室	1
キックステップ（踏み台）	4901-X	図書室	1
椅子（黄色） O l i v e r	UW-830H	図書室	2
カセットレコーダー		事務所	1
長椅子（竹製）		3 階廊下	4
丸テーブル		3 階廊下	1
角テーブル		3 階廊下	1

名称	メーカー名・型番・品質・形状 ・その他	保管場所等	数量
イーゼル 三脚 (小)	アルミ製	廊下倉庫	3
作品展用品 (ケース内)	ケース内 確認	廊下倉庫	2
案内板 (衝立) / (脚)		廊下倉庫	各 2
縦型扇風機 松下製		廊下倉庫	1
スチール棚 (上下 2 段) 碁・将棋用	U C H I D A	研修室 A	1
テーブル		研修室 A	4
椅子		研修室 A	20
ピアノ Y A M A H A		研修室 B	1
ピアノ椅子 / 横型・背なし	(5 7 X 3 4 X 5 0 調整)	研修室 B	1
ピアノ椅子 / 縦型	(3 8 X 4 1 X 9 0)	研修室 B	1
テーブル台 (演台) NAKAGOME		研修室 B	1
テーブル		研修室 B	9
椅子		研修室 B	24
テーブル		研修室 C	6
椅子		研修室 C	26
座布団 (座布団カバー)		和室	40
屏風		和室	1
ラジカセ	コイズミ	和室	1
ラジカセ	ソニー	和室	1
ホワイトボード	キャスター付き	和室	1
座卓 (折りたたみ)		和室	8
あぐら椅子	A G - 1 0 D B ラタン	和室	6
イーゼル 三脚 (中)		体育館倉庫	12
画架整理台イーゼル用 (スチール製)		体育館倉庫	1
イーゼル 三脚 (大)	V A N G O G H	体育館倉庫	3
イーゼル 三脚 (小)		体育館倉庫	7
交流会・作品展用 (案内板)	(縦看)	体育館倉庫	2
送風機 (ZEPERL)	DBF A2549	体育館倉庫	1
椅子		体育館倉庫	5
扇風機	YUASA YS-455T	体育館倉庫	2
延長コード		体育館倉庫	2

公用

登記年月日： 令和7年12月9日

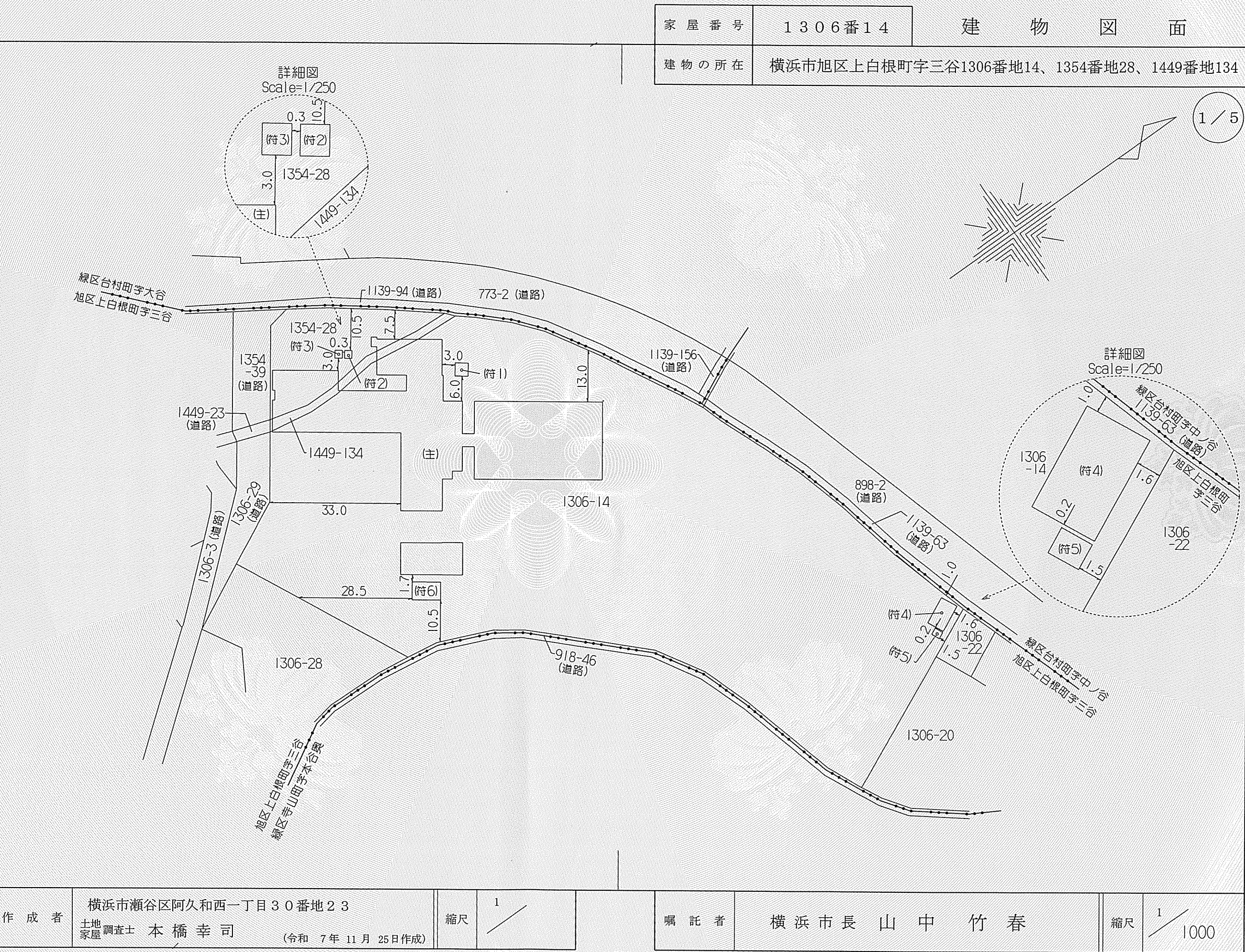
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局旭出張所管轄)
令和7年12月11日 横浜地方法務局

登記官

田村諭



請求番号：31-1



(1/5)

公用

家屋番号		1306番14		各階平面図																																																	
建物の所在		横浜市旭区上白根町字三谷1306番地14、1354番地28、1449番地134																																																			
主である建物 1階 The floor plan shows a main building footprint with various rectangular sections. Dimensions are labeled along the edges. A large rectangle on the right has a width of 32.26 and a height of 19.50. Other smaller rectangles and offsets are shown throughout the plan. <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">求積表</th></tr></thead><tbody><tr><td>32.26 × 8.00</td><td>=</td><td>258.0800</td></tr><tr><td>33.02 × 2.50</td><td>=</td><td>82.5500</td></tr><tr><td>16.55 × 5.00</td><td>=</td><td>82.7500</td></tr><tr><td>1.40 × 2.40</td><td>=</td><td>3.3600</td></tr><tr><td>16.50 × 9.00</td><td>=</td><td>148.5000</td></tr><tr><td>9.28 × 6.50</td><td>=</td><td>60.3200</td></tr><tr><td>5.00 × 17.50</td><td>=</td><td>87.5000</td></tr><tr><td>10.50 × 27.50</td><td>=</td><td>288.7500</td></tr><tr><td>2.50 × 2.00</td><td>=</td><td>5.0000</td></tr><tr><td>10.50 × 8.00</td><td>=</td><td>84.0000</td></tr><tr><td>5.16 × 8.10</td><td>=</td><td>41.7960</td></tr><tr><td>3.00 × 3.28</td><td>=</td><td>9.8400</td></tr><tr><td>32.26 × 19.50</td><td>=</td><td>629.0700</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>1781.5160</td></tr><tr><td>床面積</td><td></td><td>1781.51 m²</td></tr></tbody></table>						求積表			32.26 × 8.00	=	258.0800	33.02 × 2.50	=	82.5500	16.55 × 5.00	=	82.7500	1.40 × 2.40	=	3.3600	16.50 × 9.00	=	148.5000	9.28 × 6.50	=	60.3200	5.00 × 17.50	=	87.5000	10.50 × 27.50	=	288.7500	2.50 × 2.00	=	5.0000	10.50 × 8.00	=	84.0000	5.16 × 8.10	=	41.7960	3.00 × 3.28	=	9.8400	32.26 × 19.50	=	629.0700	合計		1781.5160	床面積		1781.51 m ²
求積表																																																					
32.26 × 8.00	=	258.0800																																																			
33.02 × 2.50	=	82.5500																																																			
16.55 × 5.00	=	82.7500																																																			
1.40 × 2.40	=	3.3600																																																			
16.50 × 9.00	=	148.5000																																																			
9.28 × 6.50	=	60.3200																																																			
5.00 × 17.50	=	87.5000																																																			
10.50 × 27.50	=	288.7500																																																			
2.50 × 2.00	=	5.0000																																																			
10.50 × 8.00	=	84.0000																																																			
5.16 × 8.10	=	41.7960																																																			
3.00 × 3.28	=	9.8400																																																			
32.26 × 19.50	=	629.0700																																																			
合計		1781.5160																																																			
床面積		1781.51 m ²																																																			
作成者		横浜市瀬谷区阿久和西一丁目30番地23 土地調査士 本橋幸司 (令和7年11月25日作成)		縮尺 1 / 500																																																	
嘱託者		横浜市長 山中竹春		縮尺 1 / 500																																																	

登記官

田村諭



請求番号：31-1

(2/5)

公用

登記年月日： 令和7年12月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局旭出張所管轄)
令和7年12月11日 横浜地方法務局

登記官

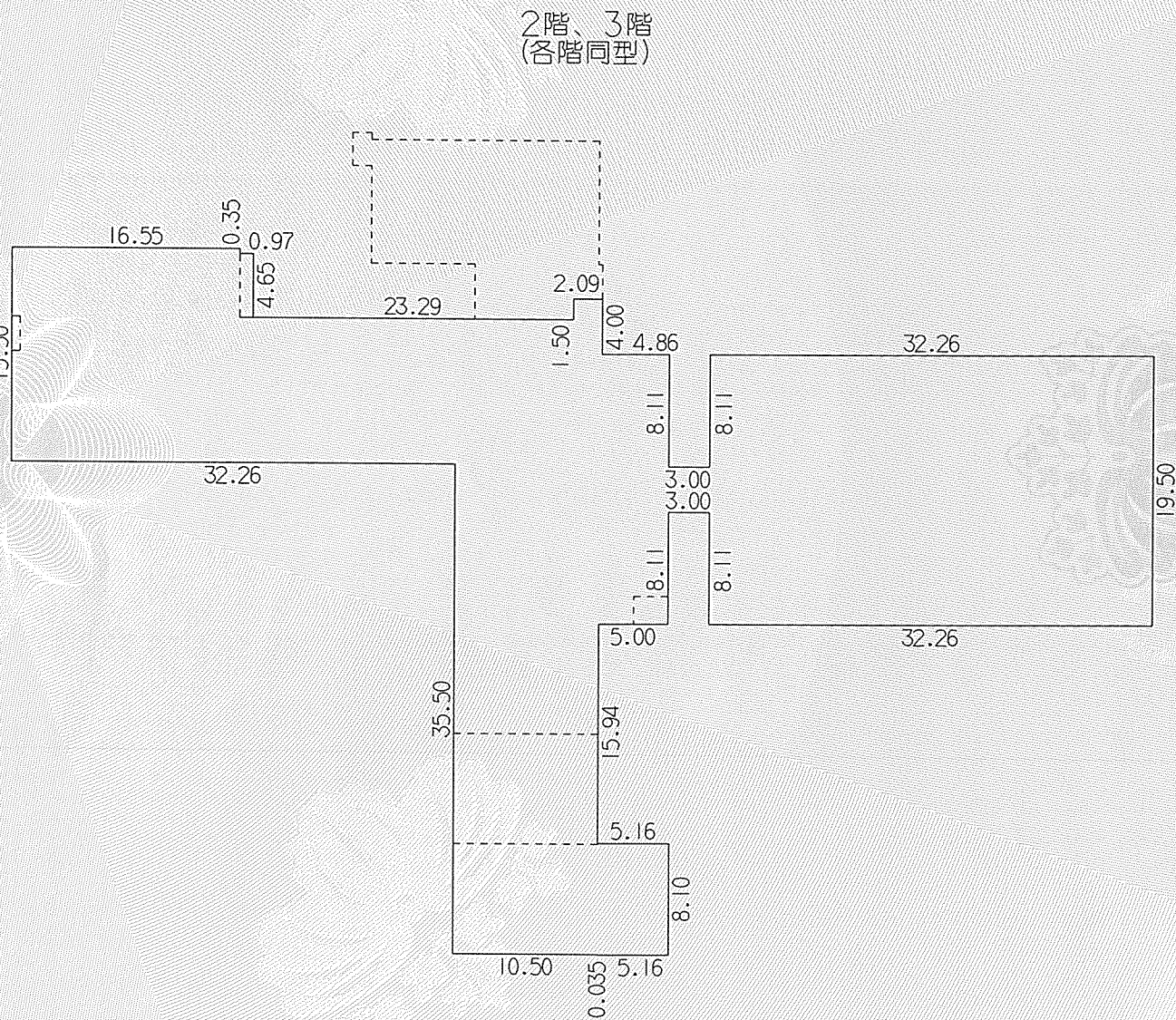
田村 諭



家 屋 番 号	1 3 0 6 番 1 4	各 階 平 面 図
建 物 の 所 在	横浜市旭区上白根町字三谷1306番地14、1354番地28、1449番地134	

3 / 5

求 積 表		
16.55 × 10.50	=	173.7750
16.55 × 5.00	=	82.7500
0.97 × 4.65	=	4.5105
26.35 × 2.50	=	65.8750
2.09 × 1.50	=	3.1350
26.21 × 8.00	=	209.6800
10.50 × 35.50	=	372.7500
5.16 × 8.10	=	41.7960
5.00 × 19.50	=	97.5000
3.00 × 3.28	=	9.8400
32.26 × 19.50	=	629.0700
合 計		1690.6815
床面積		1690.68 m ²



作 成 者	横浜市瀬谷区阿久和西一丁目30番地23 土地調査士 本橋 幸司 (令和 7年 11月 25日作成)	縮尺	1 / 500	嘱 託 者	横浜市長 山中 竹春	縮尺	1 / 500
-------	--	----	---------	-------	------------	----	---------

公用

登記年月日：令和7年12月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(横浜地方法務局旭出張所管轄)
令和7年12月11日 横浜地方法務局

登記官

田村諭

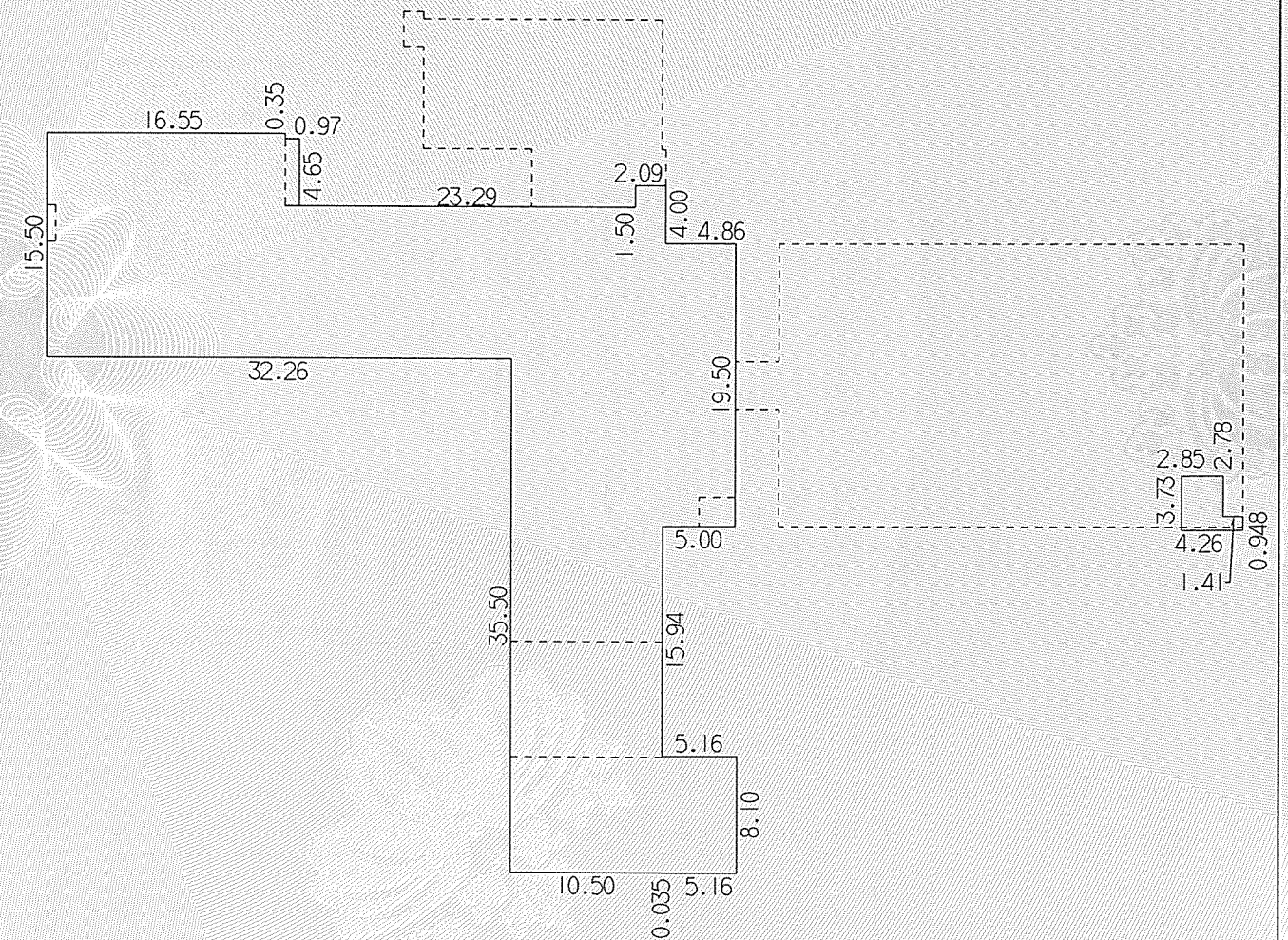


家 屋 番 号	1 3 0 6 番 1 4	各 階 平 面 図
建 物 の 所 在	横浜市旭区上白根町字三谷1306番地14、1354番地28、1449番地134	

 $4/5)$

4階

求	積	表
16.55 ×	10.50	= 173.7750
16.55 ×	5.00	= 82.7500
0.97 ×	4.65	= 4.5105
26.35 ×	2.50	= 65.8750
2.09 ×	1.50	= 3.1350
26.21 ×	8.00	= 209.6800
5.00 ×	19.50	= 97.5000
10.50 ×	35.50	= 372.7500
5.16 ×	8.10	= 41.7960
2.85 ×	3.73	= 10.6305
1.41 ×	0.948	= 1.33668
合 計		1063.73868
床面積		1063.73 m ²



作 成 者	横浜市瀬谷区阿久和西一丁目30番地23 土地調査士 本橋 幸司 (令和 7年 11月 25日作成)	縮尺	$\frac{1}{500}$	嘱 託 者	横 浜 市 長 山 中 竹 春	縮尺	$\frac{1}{500}$
-------	---	----	-----------------	-------	-----------------	----	-----------------

公用

登記年月日： 令和7年12月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局旭出張所管轄)

令和7年12月11日
横浜地方法務局

登記官

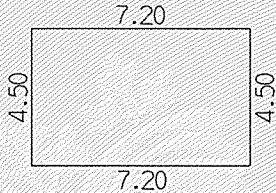
田村 諭



家 屋 番 号	1 3 0 6 番 1 4	各 階 平 面 図	
建 物 の 所 在	横浜市旭区上白根町字三谷1306番地14、1354番地28、1449番地134		

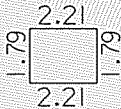
5 / 5

附属建物符号 4



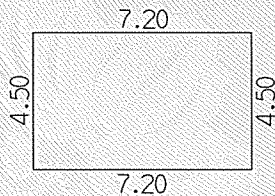
求	積	表	
7.20	×	4.50	= 32.4000
		合 計	32.4000
		床面積	32.40 m ²

附属建物符号 5



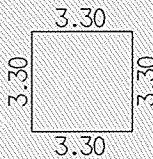
求	積	表	
2.21	×	1.79	= 3.9559
		合 計	3.9559
		床面積	3.95 m ²

附属建物符号 6



求	積	表	
7.20	×	4.50	= 32.4000
		合 計	32.4000
		床面積	32.40 m ²

附属建物符号 1



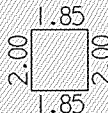
求	積	表	
3.30	×	3.30	= 10.8900
		合 計	10.8900
		床面積	10.89 m ²

附属建物符号 2



求	積	表	
1.85	×	2.00	= 3.7000
		合 計	3.7000
		床面積	3.70 m ²

附属建物符号 3



求	積	表	
1.85	×	2.00	= 3.7000
		合 計	3.7000
		床面積	3.70 m ²

作 成 者	横浜市瀬谷区阿久和西一丁目30番地23 土地調査士 本橋 幸司 (令和 7年 11月 25日作成)	縮尺	1 / 250	嘱 託 者	横浜市長 山中 竹春	縮尺	1 / 250
-------	--	----	---------	-------	------------	----	---------

旧ひかりが丘小学校活用事業 地域ニーズについての補足資料

<主たる用途を教育施設とする理由>

- 周辺地域は、市営ひかりが丘住宅及びU R 西ひかりが丘団地の大規模団地と戸建住宅があるエリアで、少子高齢化や人口減少が進んだ地域です。
- 公益的な要素のある学校等の教育施設を誘致し、教育施設と地域が連携した多世代交流を促進する、地域への人流を促すなど地域の活性化を図りたいと考えています。
- 令和6年度に民間事業者にサウンディング調査を行った結果、主用途を教育施設とし地域交流スペースの設置・運営などその他の地域ニーズを条件とした上で、事業性が確認できました。

<地域交流スペースの整備、運営等で求めること>

- 平成3年に学校併設型コミュニティハウスである「ひかりが丘小学校コミュニティハウス」が設置され、現在も継続して地域の方に使用されています。
- 地域からは、利用者が高齢化しているため、現在のコミュニティハウスが設置されている校舎3階から1階に移転・整備して欲しいとの要望がありました。
- そのため、既存施設を改修して使用する場合、1階の旧保育所跡地を整備場所としました。

その他、

- 地域からは、現在と同等の活動を継続したい意向があります。
施設の整備・運営で出来る工夫があれば記載してください。
- 誰でもが使いやすいよう仕様の工夫をしてください。

<地域交流スペースの整備、運営等で求めること>

- 「現在と同等の活動」について

【参考】既存施設（ひかりが丘小コミュニティハウス）の自主事業

- ボッチャ体験会（年3回・各回30人参加） 会場：体育館（651m²）
- 救命講座（年1回・14人参加） 会場：和室（64m²）
- ふれあい寄席（年1回・31人参加） 会場：ホール（面積不明）
- 作品・交流会（年1回・155人参加） 会場：体育館（651m²）、研修室1（32m²）、研修室2（64m²）、研修室3（66.4m²）、和室（64m²）

<その他>

- 地域連携及び地域の魅力向上に繋がる提案 について、
多世代の交流を図れるような取組を提案してください。

具体的には、

(ア) 地域住民に向けたイベントや講座などの開催

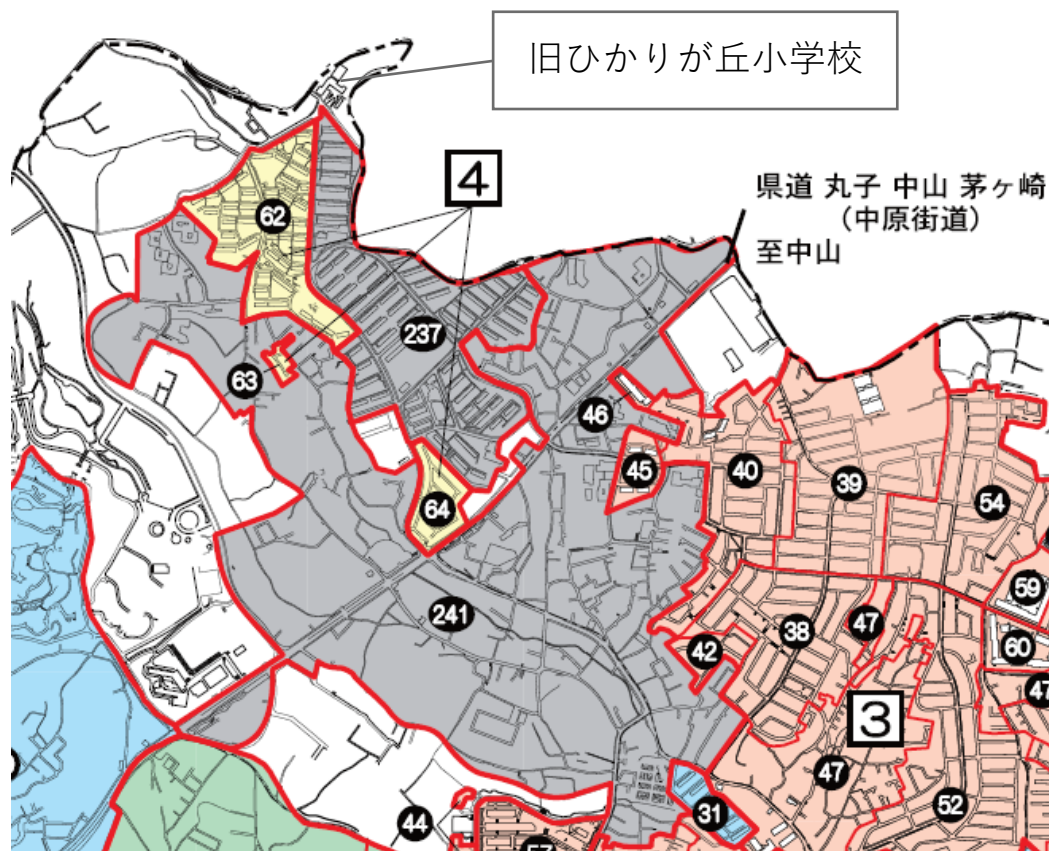
(イ) 地域住民が一緒に行く取組

(ウ) 既存の地域活動への参加

の視点から考えて提案してください。

その際に、想定する効果（地域へのメリット、例：高齢者の健康増進に繋がる。など）も合わせて記載してください。

<参考：周辺自治会町内会区域図>



【4】上白根連合自治会

62：西ひかりが丘団地自治会

63：ハーベストタウン町内会

64：フォレストヒルズ自治会

※連合未加入

237：ひかりが丘団地自治会

241：上白根町内会

<既存の地域活動>

(1) 上白根連合自治会 (1/2)

- ウォークラリー 会場：四季の森小学校体育館
 - ・ 誰でも参加可能。3人以内チームを組んで、9か所のポイントを回ってクイズに答え、スタンプを集め、予め決められた時間に近いチームに対して賞品・参加賞を授与する地域交流と親睦、健康推進を目的としたイベント

- ラジオ体操 会場：四季の森小学校校庭
 - ・ 早朝6時30分から7月下旬と8月下旬までの12日間、小学生等とその保護者、その他地域の人を対象とした健康推進を目的としたイベント

<既存の地域活動>

(1) 上白根連合自治会 (2/2)

- ふれあい広場 会場：四季の森小学校体育館
 - ・ 誰でも参加可能。第1部は子ども中心でヨーヨーつり、的当て、わたあめ作りなど、第2部は大人、子ども参加のミニ運動会が行われ、参加者に対して賞品・参加賞を授与する地域交流と親睦を目的としたイベント

- 防災訓練 会場：四季の森小学校校庭
 - ・ 地域住民とともに、AED講習およびスタンバイ設置訓練、消防署の協力のもと、地震体験車やはしご車搭乗体験を実施

<既存の地域活動>

(2) その他周辺自治会町内会

- お祭り
- 健康マージャン
- 敬老会
- 地域防災拠点訓練
- 親子サロンしゃべり場（社会福祉協議会と共催）
- 支えあい連絡会（年2回）
- 防犯パトロール（年6回）
- 清掃活動（月1回）
- あいさつ運動（通年）
- 小・中学校行事参加（運動会、卒業式など）



凡 例

道路

宅地

本管

給水管

①

②

給水装置

受水槽式

直結式

直結式(3階)

直結式(4階)

直結式(5階)

直結増圧給水

2直3増圧

3直4増圧

直結増圧給水猶予

高置水槽直結直圧式

高置水槽直結増圧式

高置水槽直結増圧【猶予】式

メータ

止水栓

DIP 150 (口径 mm)

DIP 150 (口径 mm)

・口径350mm以上の管路（一部口径300mmを含む）は グレー表示

・弁栓類（消火栓、制水弁、空気弁 等）は表示していません。

図面番号： 4-7:4-6

縮尺：1/500 (A3印刷時)

出図年月日：2025年05月16日

出図時刻：10時43分21秒

ウェブサイト出図

ID：02834661

水道配管平面図を利用する上での注意事項

この平面図はできる限り最新の管路情報を提供できるように努めておりますが、水道工事完成から最新データがシステム入力されるまでに時間を要することから現地の状況と整合しない場合があります。

最新の情報が必要な場合や設計・工事見積り等の協議を要する場合は、担当部署で調査をお願いします。

なお、個人情報を含む管路情報の提供には、本人確認及び委任状が必要です。

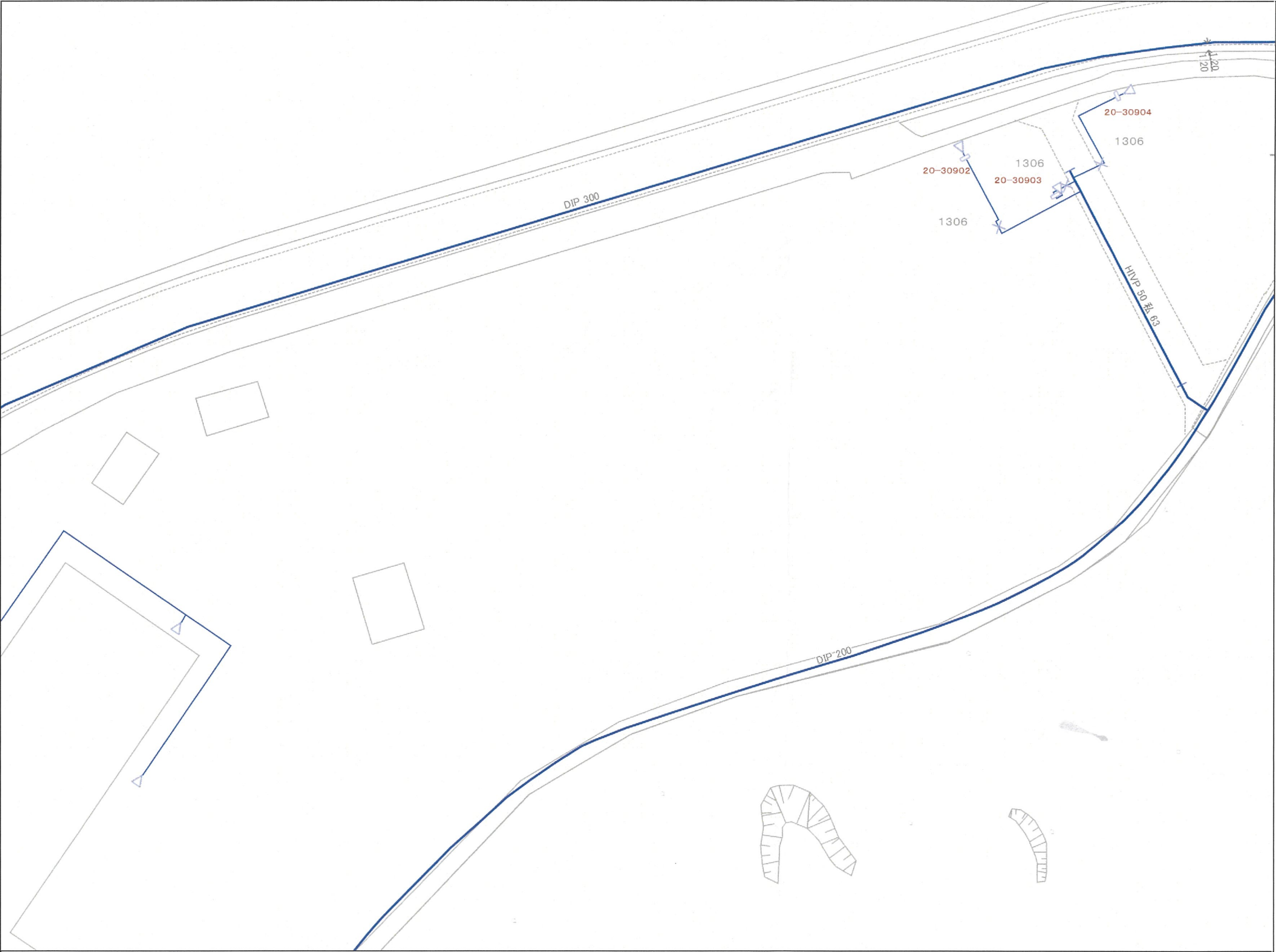
口径 350mm以上の管情報については、敷設位置についてはグレーで表示しておりますが、管種・口径については本図面では表示しておりません。工事計画等を立てられる場合は、必要に応じて担当部署で調査し、毀損事故等の対策を実施してください。

この図面の作成に当たっては、横浜市道路局のデータベースを使用しました。

(C)横浜市道路局 許可なく複写複製を禁ず。

この用紙は再生紙を使用しています。

横浜市水道局



凡 例

道路

宅地

本管

給水管

①

②

給水装置

受水槽式		
直結式		
直結式(3階)		
直結式(4階)		
直結式(5階)		
直結増圧給水		
2直3増圧		
3直4増圧		
直結増圧給水猶予		
高置水槽直結直圧式		
高置水槽直結増圧式		
高置水槽直結増圧【猶予】式		

(管種)
DIP

150
(口径 mm)

DIP
(管種)

150
(口径 mm)

メータ

止水栓

・口径350mm以上の管路（一部口径300mmを含む）は グレー表示

・弁栓類（消火栓、制水弁、空気弁 等）は表示していません。

図面番号： 4-7:4-6

縮尺：1/500（A3印刷時）

出図年月日：2025年05月16日

出図時刻：10時44分47秒

ウェブサイト出図 ID：03920039

水道配管平面図を利用する上での注意事項

この平面図はできる限り最新の管路情報を提供できるように努めておりますが、水道工事完成から最新データがシステム入力されるまでに時間を要することから現地の状況と整合しない場合があります。

最新の情報が必要な場合や設計・工事見積り等の協議を要する場合は、担当部署で調査をお願いします。

なお、個人情報を含む管路情報の提供には、本人確認及び委任状等が必要です。

口径 350mm以上の管情報については、敷設位置についてはグレーで表示しておりますが、管種・口径については本図面では表示しておりません。**工事計画等を立てられる場合は、必要に応じて担当部署で調査し、毀損事故等の対策を実施してください。**

この図面の作成に当たっては、横浜市道路局のデータベースを使用しました。

(C)横浜市道路局 許可なく複写複製を禁ず。

この用紙は再生紙を使用しています。

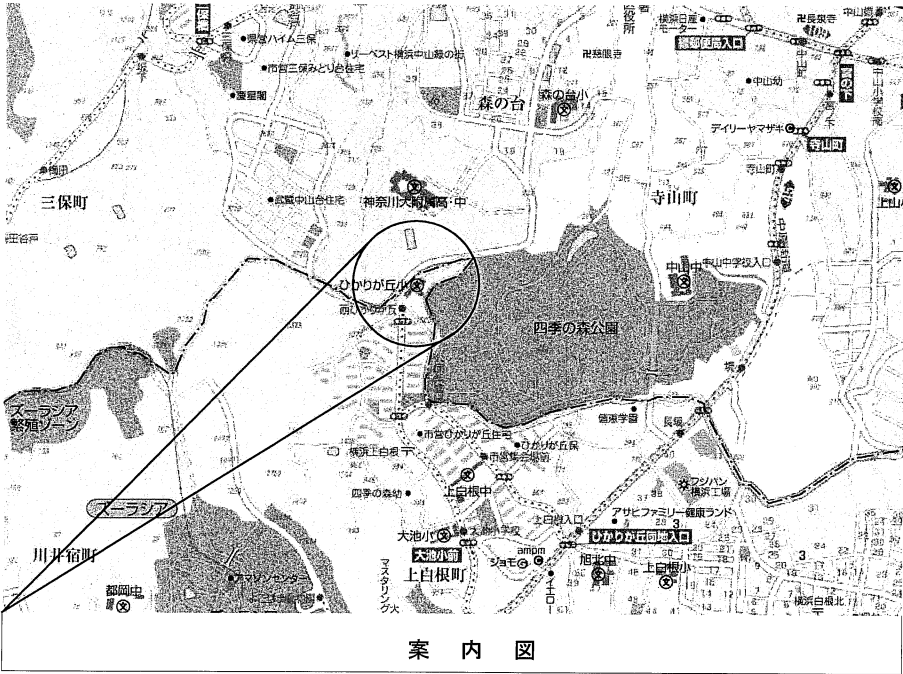
横浜市水道局

電 気 設 備 特 記 仕 様 書

1. 工 事 名 称横浜市西部方面施設電気設備緊急改修工事
(旧ひかりが丘小学校の道路拡幅に伴う1号柱移設工事)
2. 工 事 場 所横浜市旭区上白根町1306番地14
3. 工 事 仕 様本工事は、本設計図書及び「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」(平成25年5月版)電気設備技術基準、内線規程並びに諸官公署関係法規に準拠し、監督員の指示に従い施工する。
4. 工 事 概 要本工事は下記の表による。(■印は今回施工部分を示す)

- 構内1号柱を建柱
- 構内1号柱にPAS取り付け
- 高圧ケーブルを引き替え
- 構内1号柱立ち上がり配管を新設
- 地中埋設管路を新設
- 既設ハンドホール整備(使用しない管口穴塞ぎ)
- 東京電力工事費負担金
- NTT引込線の移設に伴う支持材を改修
- 撤去材・発生材の適切な処分

5. 一般共通事項
1. 工事に際して事前に十分な調査を行い設計内容を十分に理解、確認の上施工すること。
2. 工事に際して関係各位と十分な協議、確認の上安全対策及び工事に支障無き様に留意する。
3. 工事に必要な関係官庁との打合せ確認及び届出等については遅滞なく行うこと。
4. 設計図書及び施工上で疑義が生じた場合は検討書を添えて監督員と協議すること。
5. 工事に際して工事中及び完成後学校施設に支障無き様留意する。



案 内 図

完成図

工 事 名	横浜市西部方面施設電気設備緊急改修工事 (旧ひかりが丘小学校の道路拡幅に伴う1号柱移設工事)				年 月	H25.7
図 面 番 号	1/3	特記仕様書・案内図・配置図			縮 尺	1:500
常務理事	営繕部長	設備課長	電気係長	係 員		
公益財団法人 横浜市建築保全公社						

配 管 、 配 線 凡 例

- A

既設 6kV CVT22°
既設 CVV-S1.25° -9C

PE (70) ケーブル撤去
PE (70) ケーブル撤去
- B

既設 6kV CVT22°
既設 CVV-S1.25° -9C
新設 6kV EM-CET38°

PE (70) ケーブル撤去
PE (70) ケーブル撤去
既設PE (70) に入線
- C

<立上り部分>
既設 6kV CVT22°
既設 CVV-S1.25° -9C
既設 E14°

(70) ケーブル及び配管撤去
(70) ケーブル及び配管撤去
VE (14) ケーブル及び配管撤去
- D

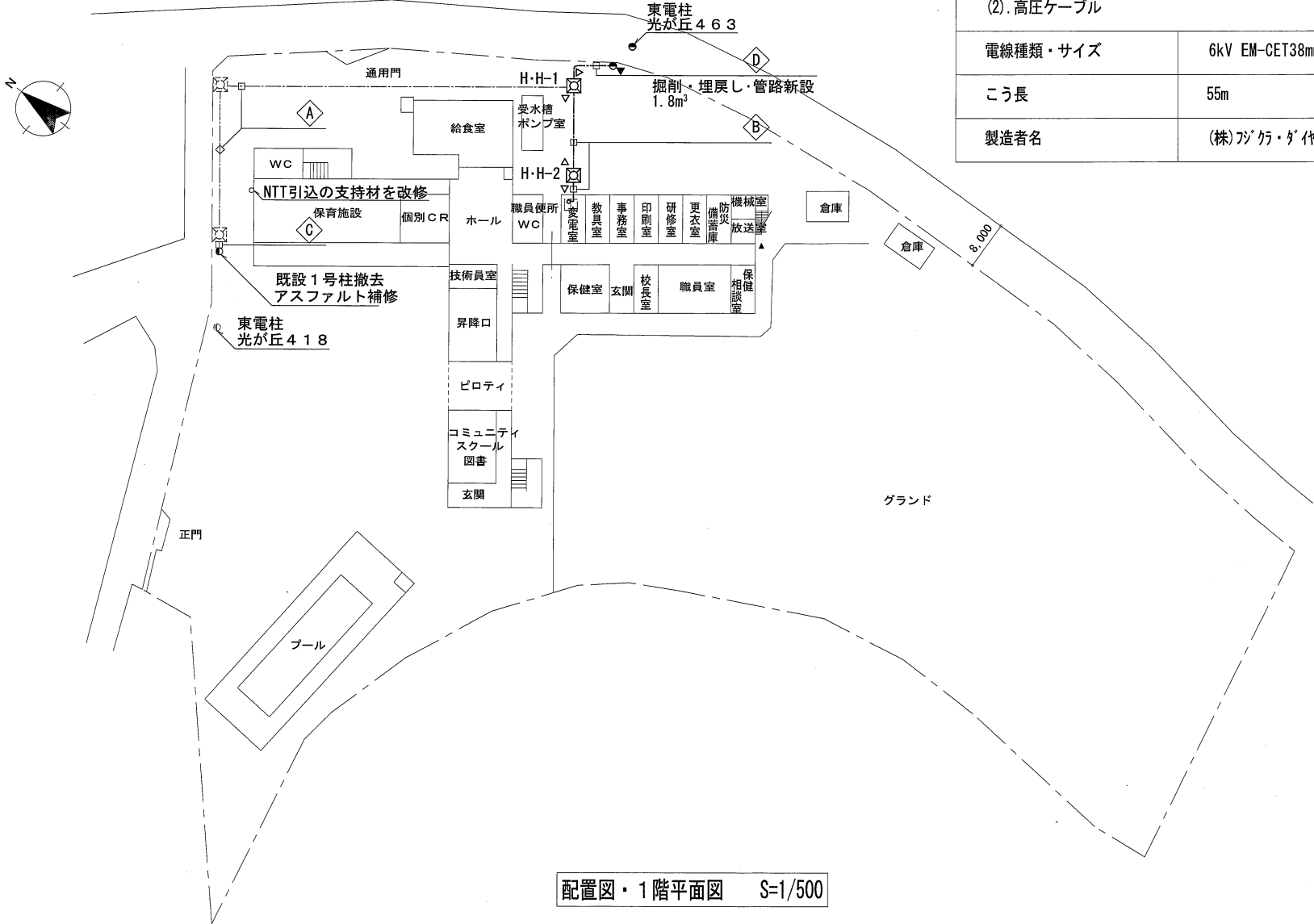
<立上り部分>
新設 6kV EM-CET38°
新設
新設 IE14°

FEP (80)-G (82)
FEP (80)-G (82) 導入線入線予備管とする
VE (16)

管路新設・装柱部別図参照

凡 例		
	地中配線	GL-600以上
	既設ハンドホール	
	既設ハンドホール	再利用・使用しない 管口穴塞ぎ
	既設屋内型キュービクル	変電室内設置
	既設構内1号柱	コンクリート柱
	新設構内1号柱	コンクリート柱
	ケーブル埋設標(鉄製)取付	
	接地埋設標(コンクリート製)取付	

機器仕様表	
(1). 高圧気中負荷開閉器(PAS)	
製造者名	(株)戸上電機製作所
型式	KLT-PS-EHD2N10LT
方向性SOG制御装置	
型式	LTR-PS-D0TQ32
(2). 高圧ケーブル	
電線種類・サイズ	6kV EM-CET38mm ²
こう長	55m
製造者名	(株)フジクラ・ダイヤケーブル



配置図・1階平面図 S=1/500

旧ひかりが丘小学校プール解体工事

工事名称 旧ひかりが丘小学校プール解体工事

工事場所 旭区上白根町1306番地14

1. 工事仕様

- 1) 本工事は、本設計図書及び最新版横浜市建築局電気設備工事特別仕様書
電気設備技術基準、内線規程並びに官公署等関係法規に準拠し、監督員の指示に従い
安全に施工する。

2. 施工基準

- 1) 本工事の施工にあたり、横浜市建築局学校標準図(95型)及び校舎改造標準図を適用する。
- 2) 本設備工事完了後、不用となる仮設配管配線等は、全て撤去の事とする。

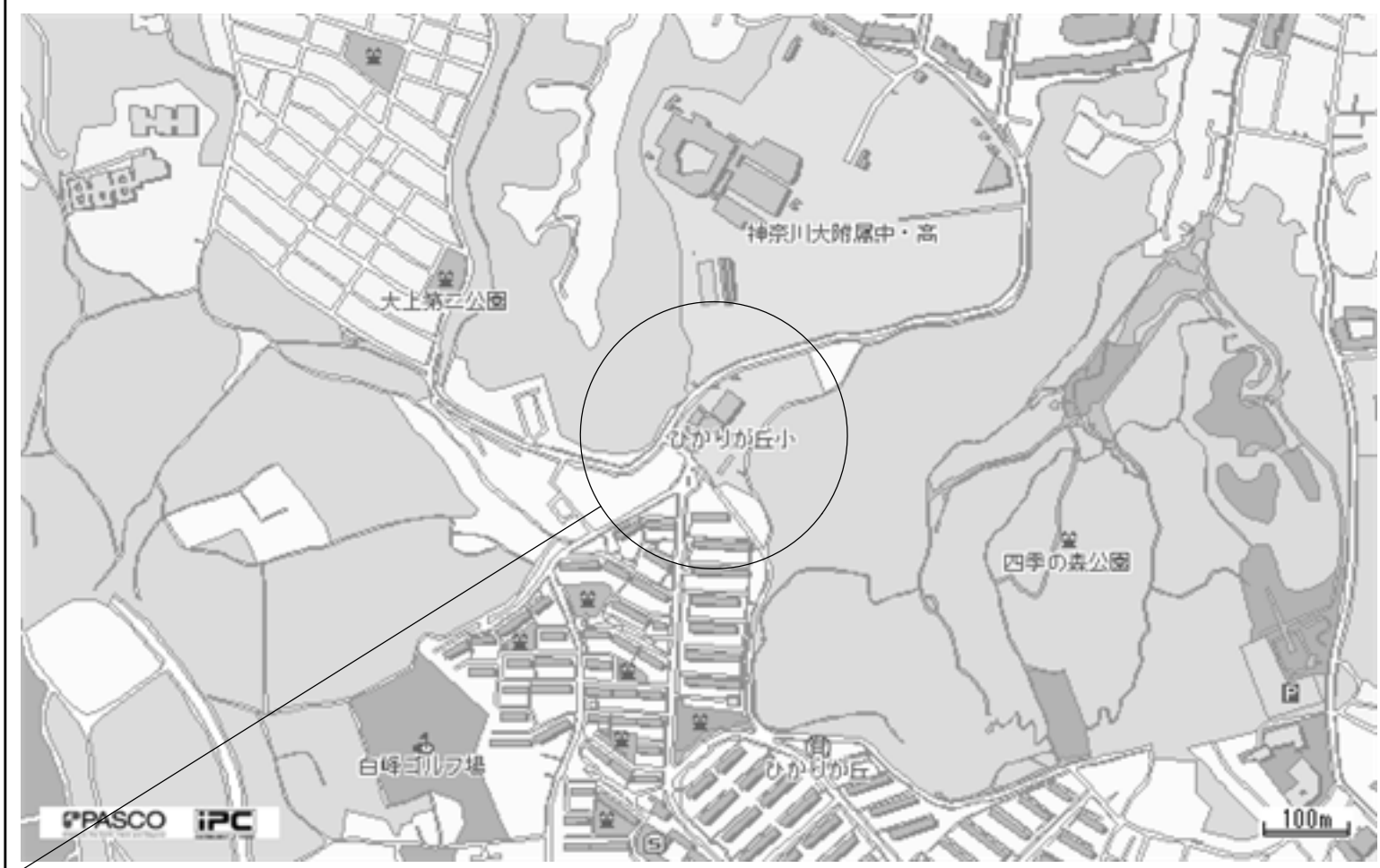
3. 特記事項

- １）本工事の施工にあたり、事前に既存を調査の上、設計内容を理解し施工する。
- ２）施工上の理由により、本設計図と相違ある場合は、監督員の指示に従い施工する事。
- ３）着工にあたっては、事前に学校長、監督員と協議の上工程表を作成し、監督員の承認を受けるものとする。
- ４）不要配管、配線、器具等は、すべて撤去の事。（但し、打込配管はそのままとする。）

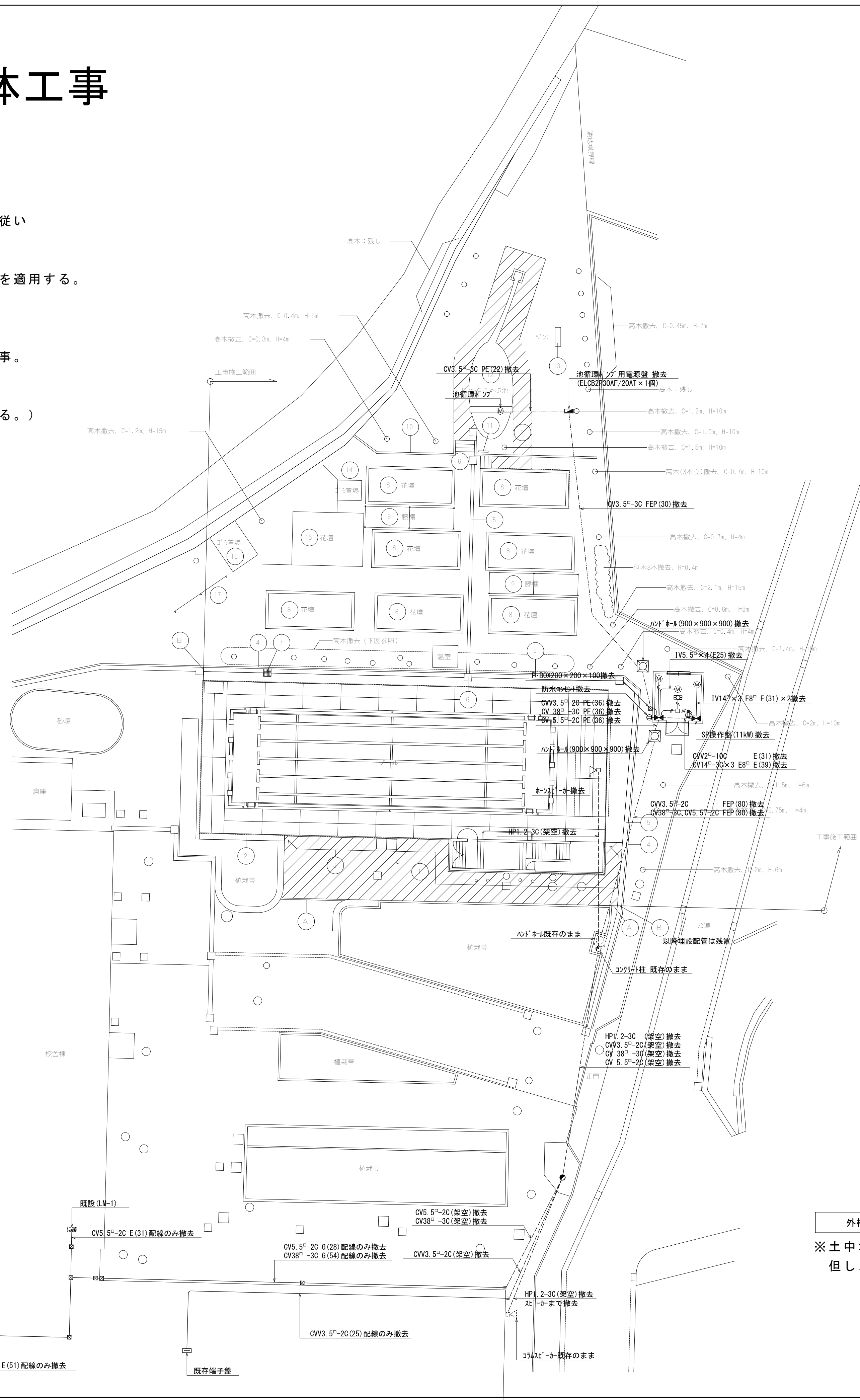
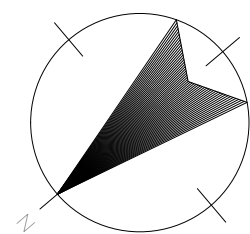
4. 工事概要

- １）プール（ＰＣ、ＲＣ造）、シャワー・足腰洗い（ＲＣ造）の撤去、解体
- ２）循環器室（平屋、ＲＣ造）の撤去、解体
- ３）温室の撤去、解体
- ４）工事範囲内の外構（工作物、舗装、排水設備）の撤去、解体
- ５）上記に伴う電気設備撤去工事一式

案内図



旧ひかりが丘小学校：旭区上白根町１３０６番地１４



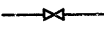
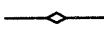
注記	
1.	図中、点線のものもは既存とする。
2.	図中、配管配線の撤去は下記に依る。
—	IV1. 6 × 2 (19)
—	IV1. 6 × 3 (19)
—	IV2. 0 × 3 (19)
3.	図中、撤去のものもは下記に依る。
	反射笠 FL20W-2
	埋込スイッチ 1P15A × 1
	埋込コンセント 2P15A × 1
	動力盤 RP-3.7

外構撤去平面図 S:1/200

※土中埋設物(FEP管・ハンドホール)の撤去及び埋戻し整地作業も含め建築工事とする。
但し、FEP内ケーブル引き撤去は電気工事とする。

				(電気設備)	
横浜市建築局			工事名	旧ひかり丘小学校プール解体工事	
			図面名称	特記仕様書、案内図、撤去平面図	
年月日	H24.2	縮尺	A1-1/200 A3-1/400	図面番号	
設計者			施 設 名	棟 号	
一般建築士事務所 一級建築士事務所 設計士 氏名	第144531号 神奈川県知事登録 第660号	造 師 氏 名 神奈川県知事登録 第660号	施 設 名	棟 号	
			完成年度	図面枚数	図面番号
					E-01

工事 種 別	用 途 番 号	建物種 類番号	建 物 固 有 番 号			施 設 番 号			図面種 類番号	図 面 固 有 番 号			特 殊 記 号
H	1	4	2	7	5	0	5	6	5	0	0	2	

凡 例			
記 号	名 称	材 質	仕 様
----	給 水 管	硬質塩化ビニルライニング鋼管	VB：屋外露出
		硬質塩化ビニルライニング鋼管（外面被覆）	VD：埋設部 コンクリート内 屋内露出
——	排 水 管	硬質塩化ビニル管	VP
— I —	給 湯 管	給湯用硬質塩化ビニルライニング鋼管	HVA：屋内一般 屋外露出
		給湯用硬質塩化ビニルライニング鋼管（外面被覆）	HVD：埋設部 コンクリート内 屋内露出
— G —	ガ ス 管	カラー鋼管	CGP：屋内一般 屋外露出
	既 設 管		
////	既設撤去管	本工事	
	弁	ゲート弁：直結給水 JIS 10Kgf/cm ²	GV：50A以下 砲金製 コアタイプ 65A以上 鑄鉄製ナイロンコーティング
		流沫給水 JIS 5Kgf/cm ²	
	給 水 栓		
	給 湯 栓		
	混 合 栓		
	ガスコック		
	フレキシブル継手		FJ（SUS）

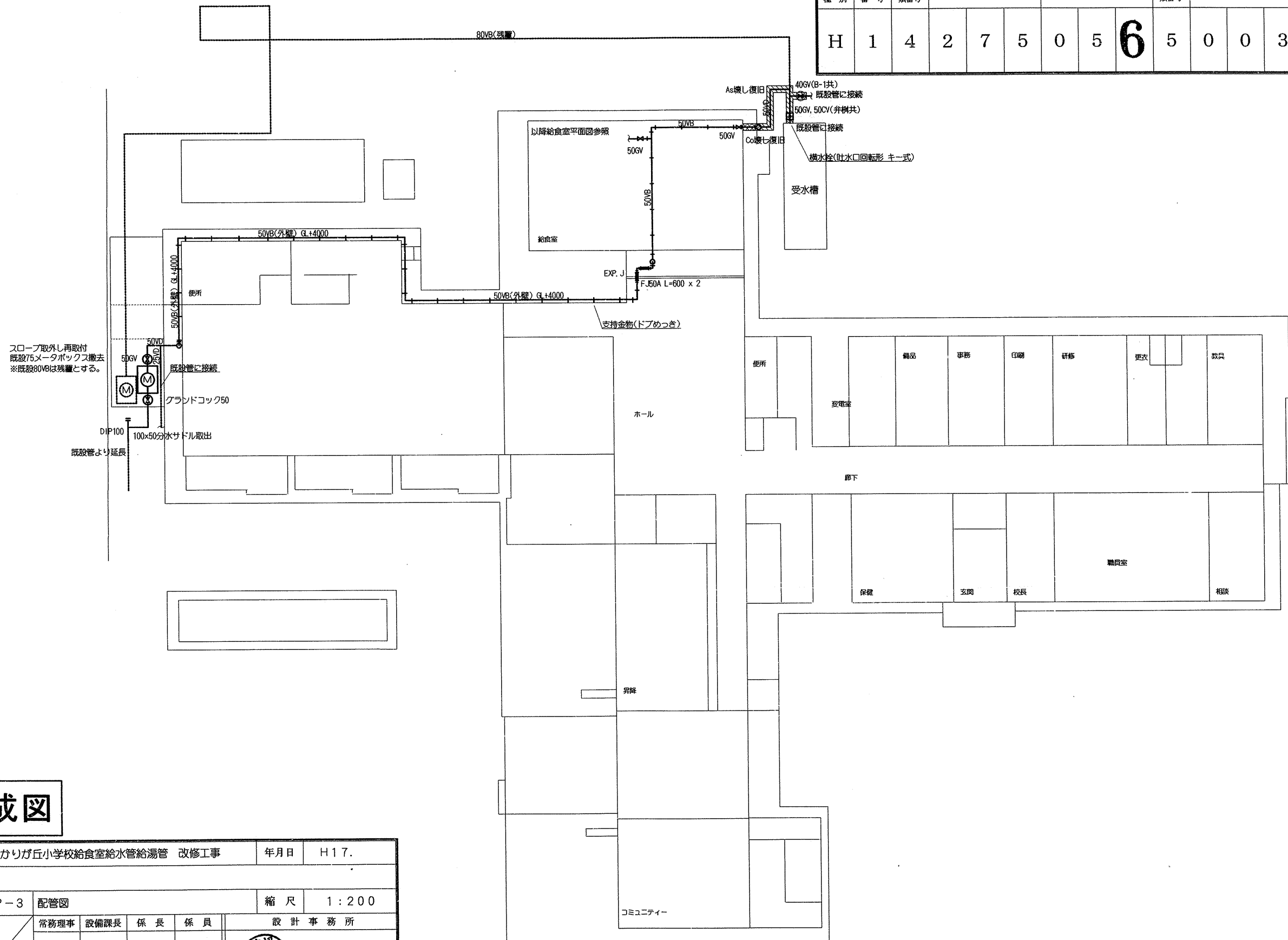
器 具 表

設置場所	器 具 名	記 号	数 量	仕 様
屋 上	瞬間給湯器	屋外壁掛形	2	（50号2台連結型） 最大ガス消費量96,000kcal/h 据置架台 配管カバー リモコンスイッチ 防水形プラグ付
	洋風大便器	V910 （VBT513）	1	手洗付ロータンク 紙巻器（スベアー付）
便 所	手洗器（隅付）	YL10D+YTL19A	1	壁掛隅付手洗器 自閉式立水栓
	混合水栓	YTKJ30U3R	1	
	自在水栓	YT130AR13	2	給水用 泡沫 レバーハンドル（流し台に取付）
	横形自在水栓	YT131S13	1	給湯用 泡沫 レバーハンドル（流し台に取付）
調理室	横水栓	13-F7	2	
	混合水栓	YTKJ30U3R	1	
	自在水栓	YT130AR13	6	給水用 泡沫 レバーハンドル（流し台に取付）
	横形自在水栓	YT131S13	4	給湯用 泡沫 レバーハンドル（流し台に取付）
	自在水栓	YT30AR20	4	給水用 泡沫 レバーハンドル 水栓柱（人研）100□ L=1200
	自在水栓	YT30AR20	4	給湯用 泡沫 レバーハンドル 水栓柱（人研）100□ L=1200
	横水栓	13-F7	2	水栓柱（人研） 100□ L=900 共
	横水栓	13-F7	4	給水用水栓柱 100□上に取付
食品庫	混合水栓	YTKJ30U3R	1	
休憩室	洗濯機用水栓	YTW10	1	緊急止水弁付横水栓
シャワー室	シャワー水栓	YTMJ40C3R	1	サーモスタット付シャワー水栓
入口脇	横水栓	13-F7	1	
受水槽	横水栓	13-F7	1	テスト用 キー式

完成図

工事名	ひかりが丘小学校給湯室給水管給湯管 改修工事			年月日	H17.	
図 面 番 号	P-2		凡例 器具表	縮 尺	----	
	常務理事	設備課長	係 長	係 員	設 計 事 務 所	
					確認 17. 委員会	
(財)横浜市建築保全公社						

工 事 種 別	用 途 番 号	建 物 種 類 番 号	建 物 固 有 番 号			施 設 番 号		図 面 種 類 番 号	図 面 固 有 番 号			特 記 号
H	1	4	2	7	5	0	5	6	5	0	0	3

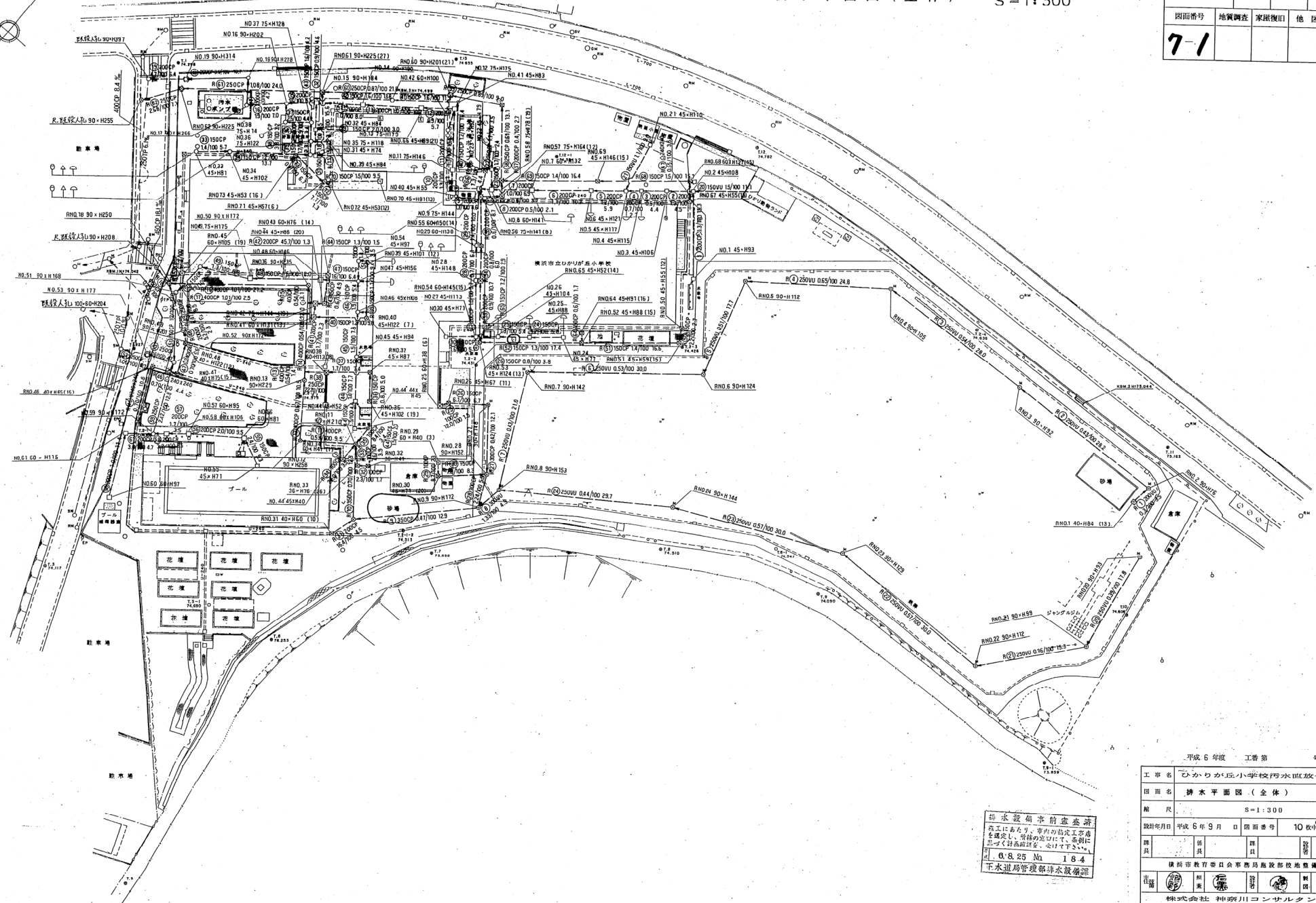


完成図

工事名		ひかりが丘小学校給食室給水管給湯管 改修工事				年月日	H17.	
図 番 面 号	P-3	配管図				縮 尺	1:200	
						設 計 事 務 所		
		常務理事	設備課長	係 長	係 員			
								
(財)横浜市建築保全公社								

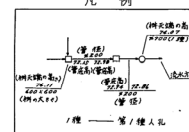
$S = 1:300$

学 校 番 号	年 度	区 分	工 事 番 号
旭 - 21	6	直	
図面番号	地質調査	家屋復旧	他 因
7-1			特殊記号



平成 6 年度		工事第		号	
工 事 名 ひかりか丘小学校排水直放化工事					
施 工 地 辨水平面図（全体）					
図 面 名		S=1:300			
設計年月日 平成 6 年 3 月		日		図面番号 10 枚の 3	
課長	係長	課長	係長	課長	係長
横浜市教育委員会事務局施設部地盤課					
主査	副査	監査	（印）		
株式会社 相模川（一）コンサルタント					

$S = 1:300$



平成 年度 工番 第

工 事 名	ひかりが丘小学校汚水直放化工事
-------	-----------------

圖面名	排水調查圖
-----	-------

縮 尺	S = 1 : 300
-----	-------------

設計年月日	平成 年 月 日	図 面 番 号	枚中の5 (参考)
-------	----------	---------	-----------

課		係		課		設	
---	--	---	--	---	--	---	--

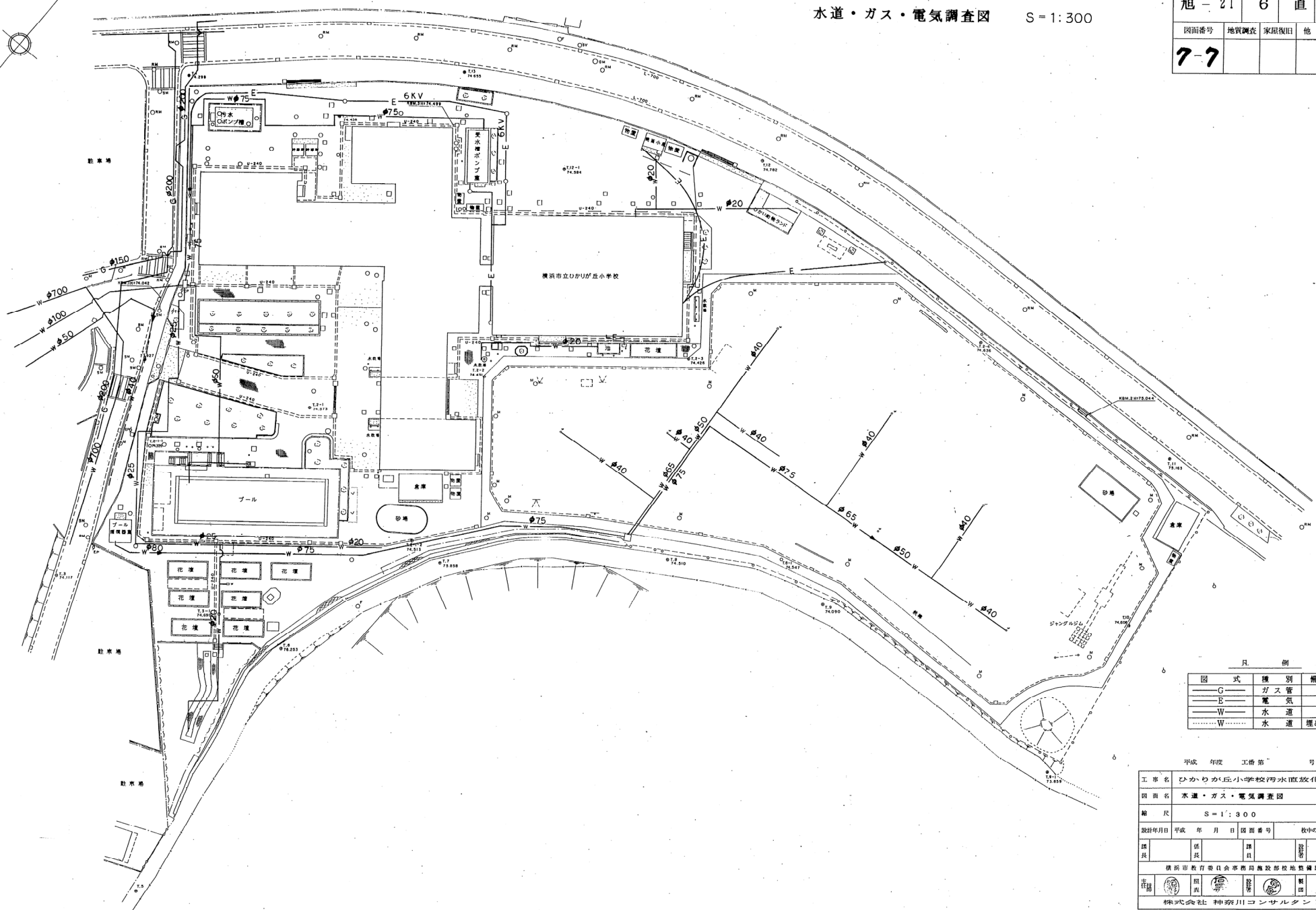
長	長	員	者
廣州市教育局合事務局施設部校地整備課			

主	監	照	監	製	製
---	---	---	---	---	---

株式會社 神奈川コンクリート

学校番号	年度	区分	工事番号
旭-21	6	直	
図面番号	地質調査	家屋復旧	他 図
7-7			

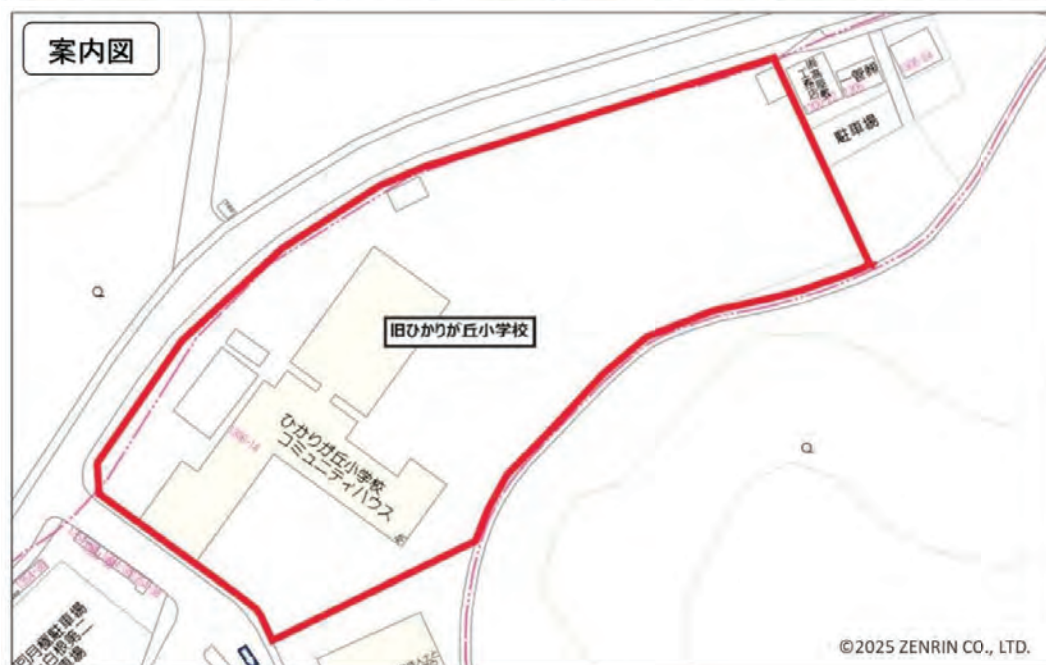
7



凡 例

図 式	機 別	備 考
—G—	ガス管	
—E—	電 気	
—W—	水 道	
---W---	水 道	埋め殺し

平成	年度	工事第	号
工 事 名	ひかりが丘小学校汚水直放化工事		
図 面 名	水道・ガス・電気調査図		
縮 尺	S=1:300		
設計年月日	平 成	年 月 日	図面番号 校中の6 (参考図)
議 決	議 決	議 決	議 決
横浜市教育委員会事務局施設部校地整備課			
市 長	副 市 長	市 議 員	市 議 員
株式会社 神奈川コンサルタント			





地区外

1306-22

1306-23

1306-24

1306-20

1306-14 (1/4)

地区外

地区外

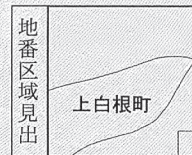
地区外

-27401.650

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	横浜市旭区上白根町字三谷				地番	1306番14			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和55年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方務局旭出張所管轄)

令和6年10月23日

横浜地方務局

請求番号：10-1

(2/4)

登記官

公用

(座標値種別：図上測定)

-27401.650

-55014.941



地区外

1354-28

1306-14 (3/4)

1354-39

1449-23

1306-4

1306-29

地区外

1354-38

1306-28

1304-11

1304-9

1354-37

1306-21

1306-25

1306-3

1306-13

1278-1

1304-1

1306-12

1306-10

1306-11

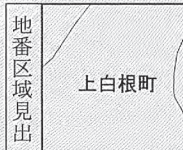
1306-9

-27526.650

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



上白根町

請求部	所在	横浜市旭区上白根町字三谷				地番	1306番14			
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和55年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方務務局旭出張所管轄)

令和6年10月23日

横浜地方務務局

請求番号：10-1

(3/4)

登記官

公用

1306-14
(4/4)

地区外

1306-10

1306-9

1306-8

-27401.650

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し
上白根町
上白根町

請求部	所在	横浜市旭区上白根町字三谷				地番	1306番14			
出力縮	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和55年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局旭出張所管轄)

令和6年10月23日

横浜地方方法務局

請求番号：10-1
(4/4)

登記官

公用



地区外

1306-14(2/4)

地区外

地区外

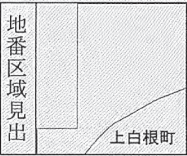
1354-28

1449-134

-27526.650 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	横浜市旭区上白根町字三谷				地番	1306番14			
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和55年3月			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局旭出張所管轄)

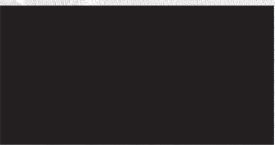
令和6年10月23日

横浜地方方法務局

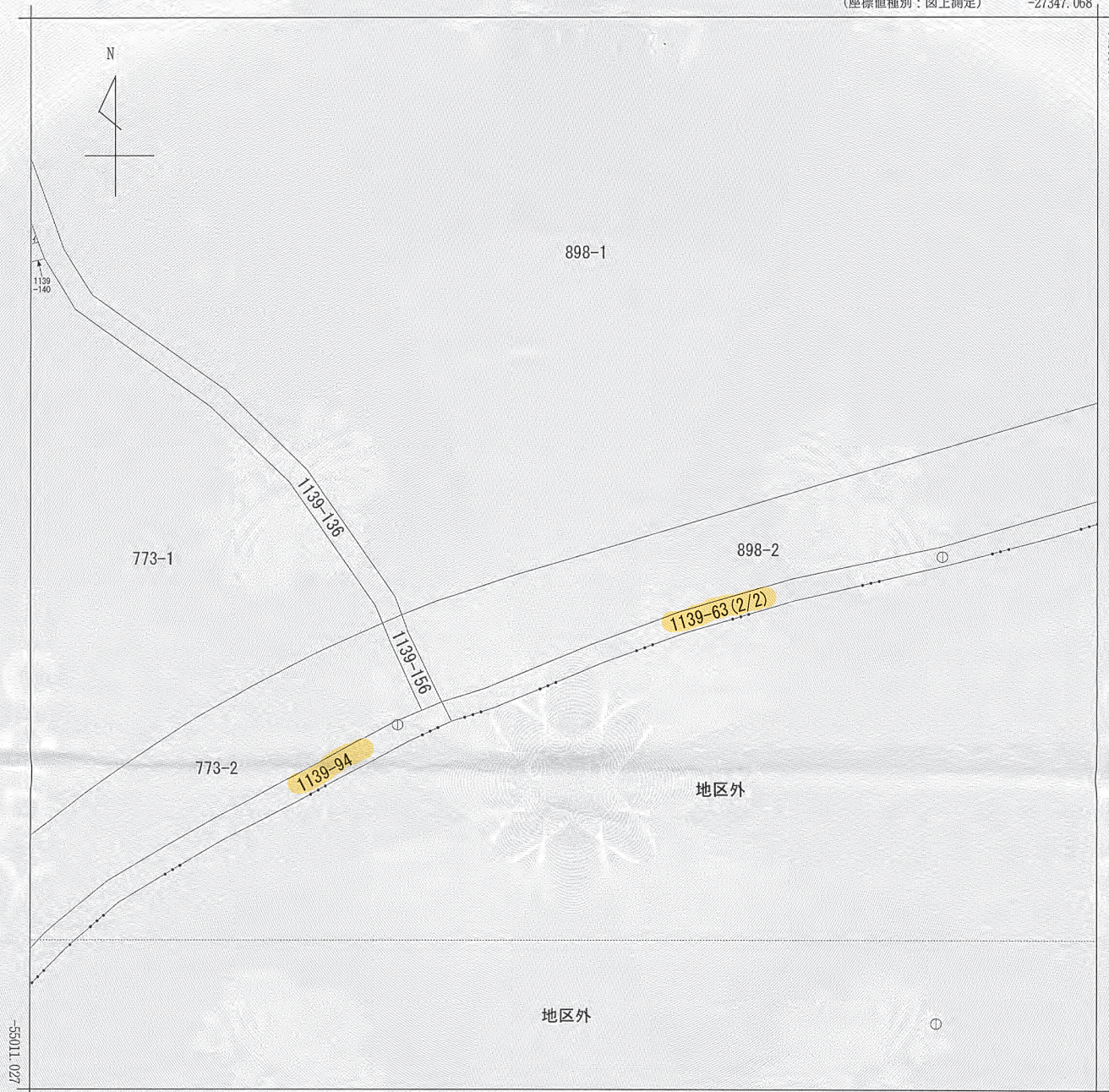
請求番号：10-1

(1/4)

登記官



公用

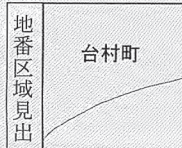


-27472.068

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	横浜市緑区台村町字中ノ谷				地番	1139番63			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和54年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局青葉出張所管轄)

令和8年2月6日

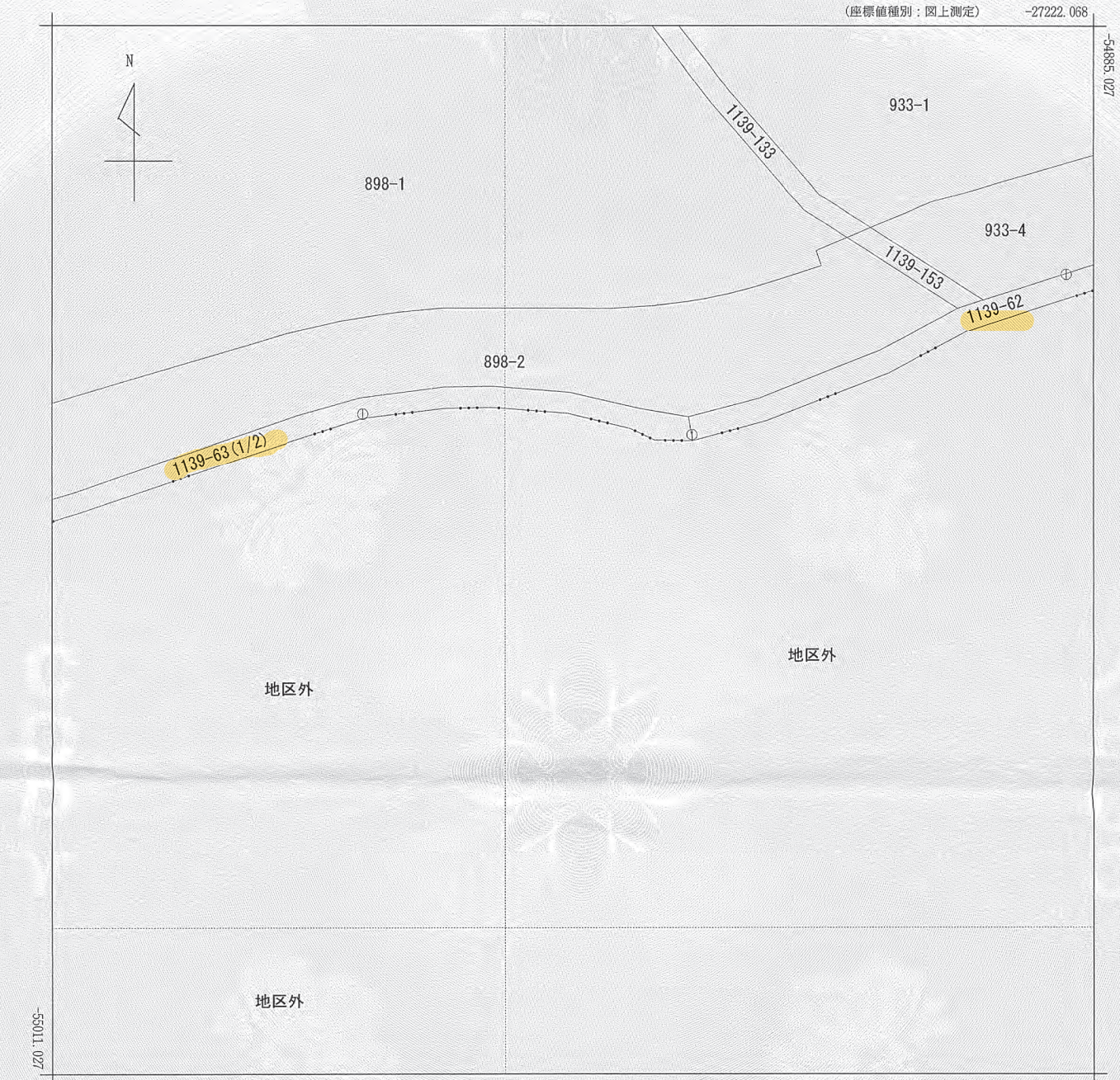
横浜地方方法務局

請求番号：13-1

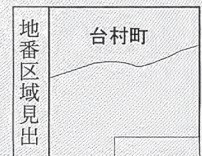
登記官

(1/2)

公用



(座標値種別：図上測定) -27347.068
(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	横浜市緑区台村町字中ノ谷				地番	1139番63			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和54年3月			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局青葉出張所管轄)

令和8年2月6日

横浜地方法務局

請求番号：13-1

登記官

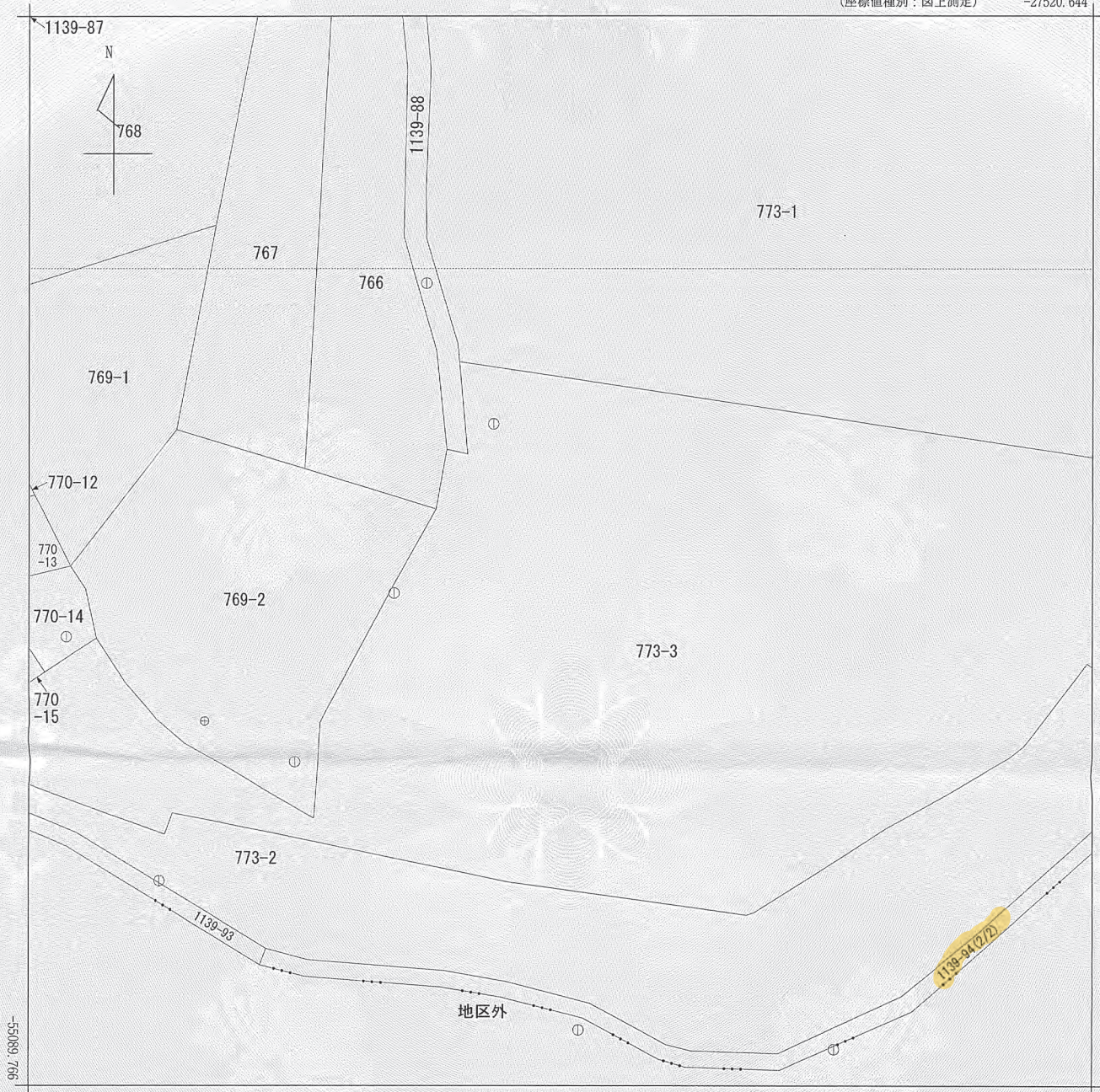
(2/2)

公用

(座標値種別：図上測定)

-27520.644

-54953.766



-27645.644 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyououki2011.par)による修正がされています。

地番
区域見出

台村町

請求 部分	所在	横浜市緑区台村町字大谷				地番	1139番94			
出力 縮尺	1/500	精度 区分	甲三	座標系 番号又は 記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成 年月日	昭和54年3月				備付 年月日 (原図)			補記 事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局青葉出張所管轄)

令和8年2月6日

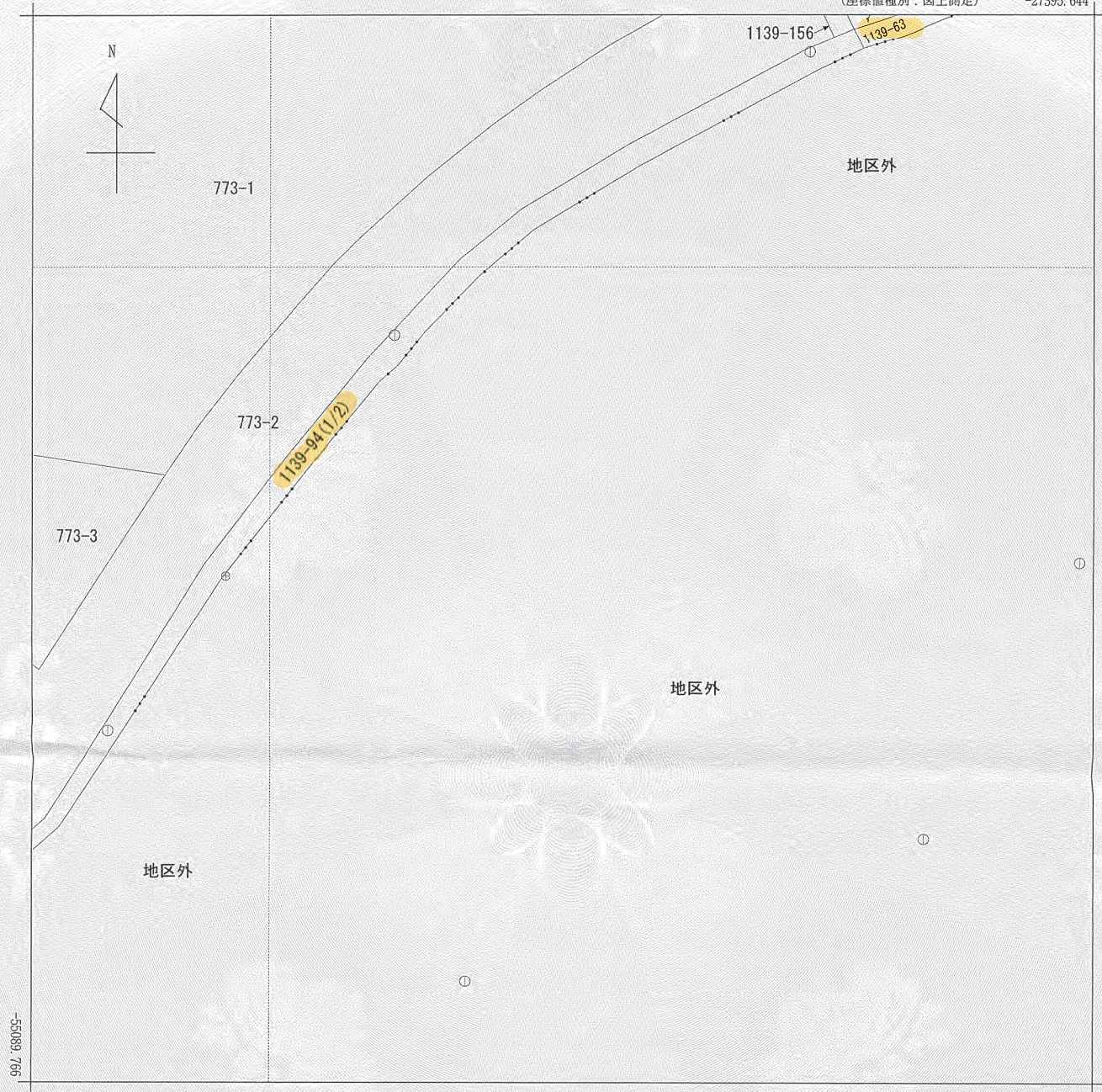
横浜地方方法務局

請求番号：13-2

登記官

(1/2)

公用



-27520.644

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

台村町

請求部	所在	横浜市緑区台村町字大谷				地番	1139番94			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和54年3月			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局青葉出張所管轄)

令和8年2月6日

横浜地方法務局

請求番号：13-2

登記官

(2/2)

公用

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成5年6月10日	不動産番号	0213000029648
地図番号	G2 53-1 53-3	筆界特定	余白		
所 在	横浜市旭区上白根町字三谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
431番	山林		3150	余白	
余白	余白		3563	③錯誤	〔昭和47年2月25日〕
1306番14	余白	余白		①変更	〔昭和52年2月28日〕
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年6月10日	
余白	学校用地	余白		②年月日不詳変更	〔平成24年5月11日〕
余白	余白		12690	③1360番15、1360番16、1360番17、1360番18、1360番19を合筆	〔平成24年5月11日〕
余白	余白		12652	③錯誤	〔平成24年5月11日〕
余白	余白		11102	③1306番14、1306番28、1306番29に分筆	〔平成25年1月4日〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和49年1月31日 第2881号	原因 昭和48年12月27日売買 所有者 横 浜 市 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年6月10日
2	合併による所有権登記	平成24年5月8日 第10912号	所有者 横 浜 市



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63366-(2/6)

1/2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局旭出張所管轄)

令和6年10月23日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するもので

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63366 (2/6) 2/2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 5 年 6 月 1 0 日	不動産番号	0 2 1 3 0 0 0 0 2 9 6 8 6
地図番号	G 2 5 2 - 4 5 3 - 3	筆界特定	余 白		
所 在	横浜市旭区上白根町字三谷			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 (㎡)	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4 2 8 番	山林	⑩	7 0 0	余 白	
余 白	余 白		9 0 9	③錯誤 〔昭和 4 7 年 5 月 3 1 日〕	
1 3 5 4 番 2 8	余 白	余 白		①変更 〔昭和 5 2 年 2 月 2 8 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 5 年 6 月 1 0 日	
余 白	学校用地	余 白		②年月日不詳変更 〔平成 2 4 年 5 月 1 1 日〕	
余 白	余 白		6 3 2	③ 1 3 5 4 番 2 8、1 3 5 4 番 3 9 に分筆 〔平成 2 5 年 1 月 4 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 4 9 年 6 月 7 日 第 1 8 7 9 3 号	原因 昭和 4 9 年 5 月 2 0 日売買 所有者 横 浜 市 順位 2 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 5 年 6 月 1 0 日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(横浜地方法務局旭出張所管轄)

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するもので

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K 6 3 3 6 6 (1 / 6) 1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0213001248848
地図番号	G2 53-3	筆界特定	余白		
所 在	横浜市旭区上白根町字三谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1449番134	学校用地	111		1449番23から分筆 〔令和5年6月26日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和5年6月16日 第13592号	所有者 横 浜 市 順位1番の登記を転写 令和5年6月23日受付 第14094号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局旭出張所管轄)

令和6年10月23日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するもの

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63366 (3/6)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年11月9日	不動産番号	0207000034251
地図番号	G2 53-1 53-2	筆界特定	余白		
所 在	横浜市緑区台村町字中ノ谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1139番63	公衆用道路	412		不詳 国土調査による成果 〔昭和60年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年11月9日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和62年9月18日 第50478号	原因 昭和62年8月13日譲与 所有者 横 浜 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年11月9日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(横浜地方法務局青葉出張所管轄)

令和8年2月6日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K29551 (1/2) 1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年11月9日	不動産番号	0207000034279
地図番号	G2 52-4 53-1 53-3	筆界特定	余白		
所 在	横浜市緑区台村町字大谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1139番94	公衆用道路	583		不詳 国土調査による成果 〔昭和60年6月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年11月9日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和62年9月18日 第50478号	原因 昭和62年8月13日譲与 所有者 横 浜 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年11月9日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局青葉出張所管轄)

令和8年2月6日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K29551 (2/2) 1/1

表 題 部		(主である建物の表示)		調製	余 白	不動産番号	0 2 1 3 0 0 1 2 5 8 1 8 5
所在図番号		余 白					
所 在	横浜市旭区上白根町字三谷 1 3 0 6 番地 1 4、1 3 5 4 番地 2 8、1 4 4 9 番地 1 3 4					余 白	
家屋番号	1 3 0 6 番 1 4					余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕		
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき4階建	1階	1 7 8 1	5 1	昭和51年月日不詳新築		
		2階	1 6 9 0	6 8	昭和53年月日不詳増築		
		3階	1 6 9 0	6 8	平成15年月日不詳一部取壊し		
		4階	1 0 6 3	7 3	〔令和7年12月9日〕		
表 題 部		(附属建物の表示)					
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕		
1	ポンプ室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	1 0	8 9	昭和51年月日不詳新築〔令和7年12月9日〕		
2	物置	コンクリートブロック造スレートぶき平家建	3	7 0	昭和51年月日不詳新築〔令和7年12月9日〕		
3	物置	コンクリートブロック造スレートぶき平家建	3	7 0	昭和58年月日不詳新築〔令和7年12月9日〕		
4	倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	3 2	4 0	昭和62年月日不詳新築〔令和7年12月9日〕		
5	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	3	9 5	昭和62年月日不詳新築〔令和7年12月9日〕		
6	倉庫	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	3 2	4 0	平成14年月日不詳新築〔令和7年12月9日〕		
所 有 者		横 浜 市					



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。

(横浜地方法務局旭出張所管轄)

令和7年12月11日

横浜地方法務局

登記官

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申請登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K03753 (1/1) 1/1

公用

登記年月日：平成25年1月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局旭出事務所管轄)
令和6年10月23日
横浜地方方法務局

登記官

地 番 1306-14、-28、-29 地 積 測 量 図

土地の所在 横浜市旭区上白根町字三谷

座 標 求 積 表

地 番	①1306-14			
測 点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1})Y _n	
P.1	-54943.638	-27344.014	-266303.352346	
P.2	-54946.338	-27353.105	168358.361275	
P.3	-54949.793	-27364.983	195413.343603	
P.4	-54953.479	-27382.141	204982.707526	
P.5	-54957.279	-27395.303	206177.050378	
P.6	-54961.005	-27405.397	243140.682184	
P.7	-54966.151	-27417.932	183425.965080	
P.8	-54967.695	-27422.887	119481.518659	
P.9	-54970.508	-27428.636	375031.740028	
P.10	-54981.368	-27448.911	508491.078275	
P.11	-54989.033	-27461.630	359115.735510	
P.12	-54994.445	-27468.223	332255.625408	
P.13	-55001.129	-27474.514	294499.953706	
P.14	-55005.164	-27477.917	405024.496590	
P.26	-55015.869	-27478.582	665778.078698	
P.27	-55029.393	-27480.482	685775.677860	
P.28	-55040.824	-27478.190	528640.115040	
P.29	-55048.609	-27478.263	529278.084643	
P.32	-55060.085	-27481.181	597193.544311	
704	-55070.340	-27487.032	717878.348352	
K.89	-55086.221	-27458.303	-153222.918740	
K.87	-55064.760	-27415.175	-806856.015425	
K.13	-55056.790	-27413.975	-588194.247600	
K.15	-55043.304	-27408.285	-550632.445650	
K.17	-55036.700	-27403.607	-360795.889762	
K.19	-55030.138	-27397.308	-651097.024620	
P.19	-55012.935	-27380.502	-663210.519444	
K.22	-55005.916	-27368.859	-313127.115819	
P.20	-55001.494	-27356.202	-309699.562842	
K.26	-54994.595	-27331.224	-302201.343768	
K.27	-54990.437	-27322.197	-1052396.384046	
K.24	-54956.077	-27338.177	-1279399.345423	
			面 積	22205.952631
			地 積	11102.9763155
			地 積	11102.97 m ²

平成24年10月30日測量(任意座標)



境界点凡例

- ◎ コンクリート杭
- ⊙ 鋳物杭
- ⊙ 金属プレート
- ⊙ 金属板
- ⊙ プラスチック杭
- 座標点

作成者

申請人

横浜市長 林 文子

縮尺

1/1000

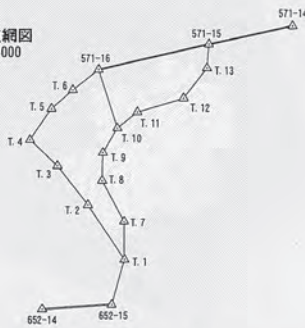
公用

登記年月日：平成25年1月4日

（これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（横浜地方方法務局旭出雲所管轄）
令和6年10月23日 横浜地方方法務局

登記官

基準点網図
S=1/5000



座標リスト		
点名	X	Y
652-15	-55254.573	-27403.608
652-14	-55260.422	-27493.267
571-16	-54952.905	-27420.042
571-15	-54920.651	-27280.015
571-14	-54897.817	-27172.229
T.1	-55196.771	-27387.135
T.2	-55125.896	-27433.971
T.3	-55075.658	-27473.306
T.4	-55042.384	-27508.779
T.5	-55002.395	-27480.967
T.6	-54978.787	-27453.223
T.7	-55147.396	-27387.493
T.8	-55094.849	-27415.743
T.9	-55058.818	-27414.835
T.10	-55027.588	-27396.214
T.11	-55007.003	-27370.528
T.12	-54989.353	-27312.084
T.13	-54950.900	-27282.402

（横浜市公共基準点）（任意座標）平成23年11月23日測量

地番 1306-14.-28.-29

地積測量図

土地の所在 横浜市旭区上白根町字三谷

2
2

座標求積表

地番 ②1306-28				
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1})Y _n	
K.87	-55064.760	-27415.175	364704.073025	
K.89	-55086.221	-27459.303	1045732.636149	
K.86	-55102.843	-27451.213	303555.513354	
K.84	-55097.279	-27441.585	265030.827930	
K.85	-55112.501	-27415.951	638380.651885	
K.4	-55120.564	-27402.688	251337.454336	
P.18	-55103.329	-27410.081	748678.952434	
K.7	-55093.250	-27415.763	432840.066244	
K.9	-55087.541	-27416.794	557438.255608	
K.11	-55072.918	-27416.403	624573.976743	
			倍面積	2535.896978
			面積	1267.9484890
			地積	1267.94 m ²

座標求積表

地番 ③1306-29				
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1})Y _n	
P.32	-55060.085	-27481.181	-276955.342118	
P.30	-55060.262	-27481.211	214003.671268	
K.72	-55067.873	-27484.151	403302.617774	
K.71	-55074.936	-27474.990	258668.355780	
K.70	-55077.295	-27472.767	766682.508689	
K.85	-55102.843	-27451.213	245029.527238	
K.89	-55086.221	-27459.303	892509.725409	
704	-55070.340	-27467.032	-717878.348352	
			倍面積	564.078850
			面積	282.0394250
			地積	282.03 m ²

平成24年10月30日測量（任意座標）

合計 12652.9641 m²

作成者

申請人

横浜市長 林 文子

縮尺

1/

公用

登記年月日：平成25年1月4日

（これは図面に記録されている内容を証明した書面である。）
（横浜地方方法務局旭出表所管轄）
令和6年10月23日 横浜地方方法務局

登記官

地 番 1354-28、-39 地 積 測 量 図
土地の所在 横浜市旭区上白根町字三谷

座 標 求 積 表

地 番	① 1354-28			
測 点	X n	Y n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n	
P. 15	-55006.949	-27480.022	74745.659840	
P. 16	-55018.224	-27488.171	635247.252639	
P. 17	-55030.058	-27498.105	564288.612705	
701	-55038.745	-27503.849	394515.210056	
702	-55044.402	-27502.821	536497.529247	
P. 31	-55058.252	-27483.711	111883.736348	
P. 24	-55048.470	-27481.204	-477183.626256	
P. 23	-55040.888	-27481.130	-535631.573510	
P. 22	-55029.343	-27482.613	-687618.648392	
P. 21	-55015.904	-27480.501	-615388.339394	
		倍 面 積	1205.813283	
		面 積	632.90	m ²
		地 積	632.90	m ²

座 標 求 積 表

地 番	② 1354-39			
測 点	X n	Y n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n	
701	-55038.745	-27503.849	149400.907768	
K. 68	-55048.834	-27511.181	789901.028872	
K. 74	-55067.457	-27486.940	461808.078940	
K. 73	-55066.635	-27486.640	-219480.820400	
P. 25	-55058.472	-27484.024	-230398.573192	
P. 31	-55058.252	-27483.711	-414179.524770	
702	-55044.402	-27502.821	-536497.529247	
		倍 面 積	553.567971	
		面 積	276.7839855	
		地 積	276.78	m ²

平成24年3月30日測量（任意座標） 合計 909.6905m²



- 境界点凡例
- コンクリート杭
 - 鋳物杭
 - ✱ 金属プレート
 - ⊙ 金属鋸
 - ⊖ プラスチック杭
 - 座標点

作成者

申請人

横浜市長 林 文子

縮尺 1/500

公用

登記年月日：平成25年1月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局旭出支所管轄)
令和6年10月23日 横浜地方方法務局

登記官

地 番

1354-28.-39

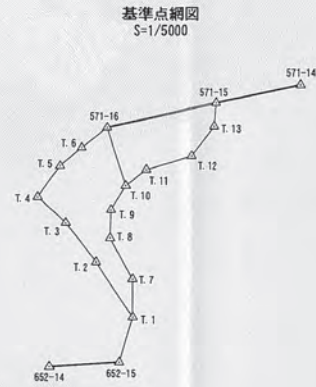
地 積 測 量 図

土地の所在

横浜市旭区上白根町字三谷

座 標 リ ス ト		
点 名	X	Y
652-15	-55254.573	-27403.608
652-14	-55260.422	-27493.267
571-16	-54952.905	-27420.042
571-15	-54920.651	-27280.015
571-14	-54897.817	-27172.229
T. 1	-55196.771	-27387.135
T. 2	-55125.896	-27433.971
T. 3	-55075.658	-27473.306
T. 4	-55042.384	-27508.779
T. 5	-55002.395	-27480.967
T. 6	-54978.787	-27453.223
T. 7	-55147.396	-27387.493
T. 8	-55094.849	-27415.743
T. 9	-55058.818	-27414.835
T. 10	-55027.588	-27396.214
T. 11	-55007.003	-27370.528
T. 12	-54989.353	-27312.084
T. 13	-54950.900	-27282.402

(横浜市公共基準点) (任意座標) 平成23年11月23日測量



作 成 者

申 請 人

横浜市長 林 文子

縮 尺

1/

公用

登記年月日：令和5年6月26日

（これは図面に記録されている内容を証明した書面である。）
令和6年10月23日
横浜地方方法務局
（横浜地方方法務局旭出雲所管轄）

登記官

座標求積表

地番	① 1449-23			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
S2	-55060.044	-27480.994	55511.607880	
K. 95	-55060.227	-27481.032	214159.682376	
K. 92	-55067.837	-27483.972	197747.178540	
S20	-55067.422	-27486.758	-34111.066678	
K. 93	-55066.596	-27486.461	-219534.364007	
K. 96	-55059.435	-27483.842	-230561.950538	
S3	-55058.207	-27483.527	16737.467943	
		倍面積	-51.444484	
		面積	25.7222420	
		地積	25.72	m ²

地番	② 1449-134			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
K. 69	-55005.124	-27477.740	244936.574360	
KF. 15	-55015.828	-27478.388	665746.384464	
KF. 14	-55029.352	-27480.316	685798.766096	
KF. 11	-55040.784	-27479.012	528091.652616	
KF. 10	-55048.570	-27479.084	529247.157840	
S2	-55060.044	-27480.994	264834.339178	
S3	-55058.207	-27483.527	-319166.199051	
KF. 9	-55048.431	-27481.025	-477043.112975	
KF. 12	-55040.848	-27480.953	-525683.149937	
KF. 13	-55029.302	-27482.437	-697669.145682	
KF. 16	-55015.462	-27480.327	-615229.560876	
K. 70	-55006.914	-27479.844	-284086.627272	
		倍面積	-222.921239	
		面積	111.4606195	
		地積	111.46	m ²

基準点の座標値			
測点名	種類	X座標	Y座標
II 652-13	横浜市公安局基準点(金属標)	-55490.166	-27304.649
II 652-14	横浜市公安局基準点(金属標)	-55260.382	-27493.092

測量年月日 令和5年1月19日（世界測地系 測地成果2011 IX系）
「横浜市の公表成果を使用」

作成者

地番 1449-23, -134

地積測量図

土地の所在 横浜市旭区上白根町字三谷



II 652-14

II 652-13

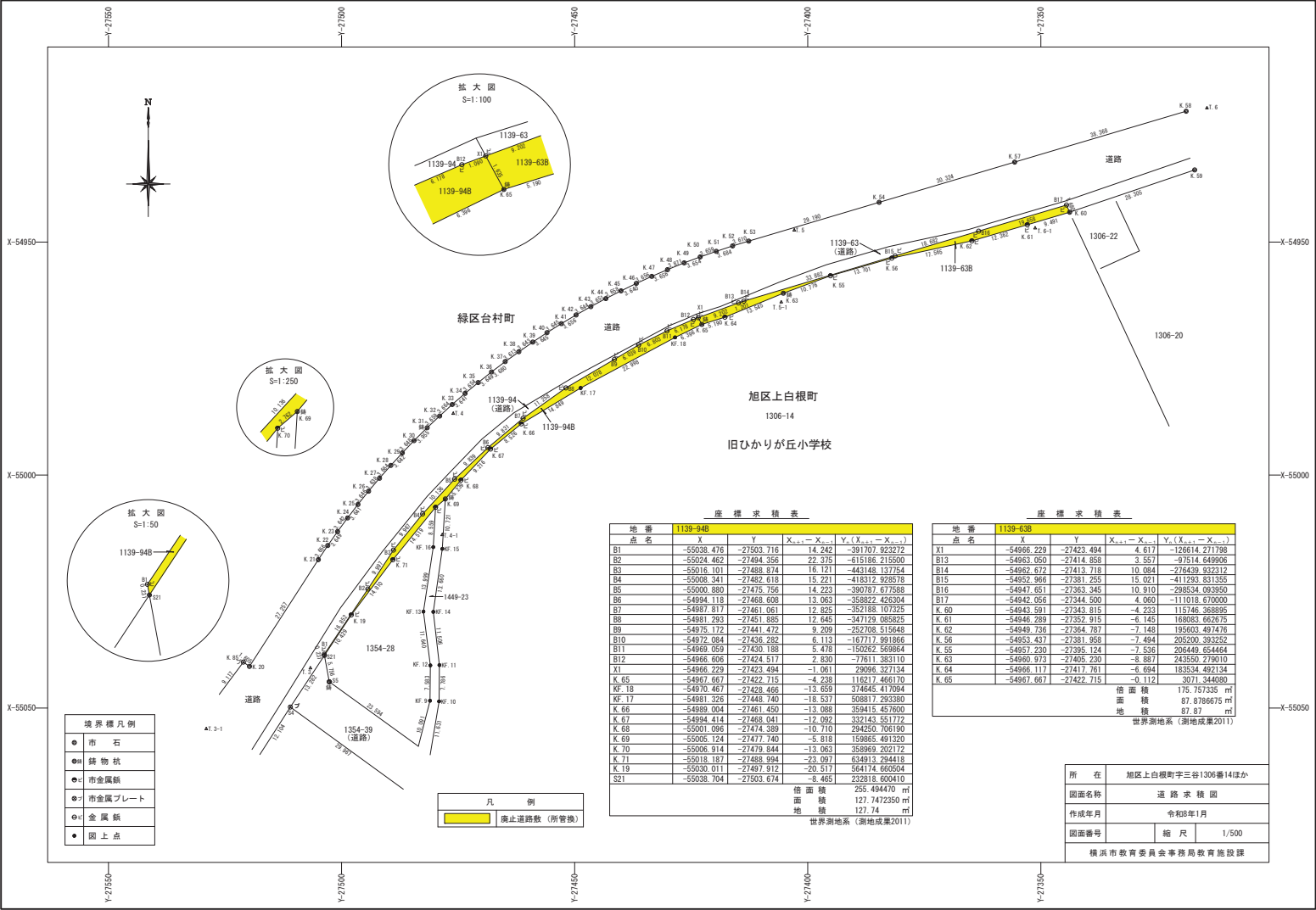
基準点	基準点の種類
A	市コンクリート杭
B	市鉄物杭
C	市金属プレート標
D	市金属新
E	コンクリート杭
F	金属プレート標
G	金属新
H	ハシ(国上点)・国上点

申請人

横浜市長 山中 竹 春

縮尺

1/500



これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(横浜地方方法務局旭出雲所管轄)
令和7年12月11日 横浜地方方法務局

登記官

(1/5)



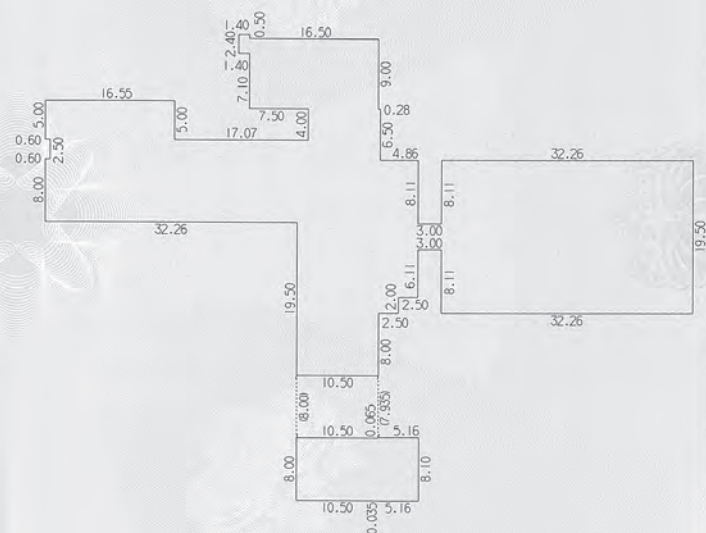
(1/5)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(横浜地方事務局旭出張所管轄)
令和7年12月11日 横浜地方事務局

登記官

(2/5)

求 積 表		
32.26	× 8.00	= 258.0800
33.02	× 2.50	= 82.5500
16.55	× 5.00	= 82.7500
1.40	× 2.40	= 3.3600
16.50	× 9.00	= 148.5000
9.28	× 6.50	= 60.3200
5.00	× 17.50	= 87.5000
10.50	× 27.50	= 288.7500
2.50	× 2.00	= 5.0000
10.50	× 8.00	= 84.0000
5.16	× 6.10	= 41.7960
3.00	× 3.28	= 9.8400
32.26	× 19.50	= 629.0700
合 計		1781.5160
原 価 計		1781.51



作 成 者		縮尺	$\frac{1}{500}$	嘱 託 者	横 浜 市 長 山 中 竹 春	縮尺	$\frac{1}{500}$
-------	---	----	-----------------	-------	-----------------	----	-----------------

公用

登記年月日：令和7年12月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局旭出張所管轄)
令和7年12月11日
横浜地方方法務局

登記官



請求番号：31-1

(3/5)

家屋番号	1306番14	各階平面図
建物の所在	横浜市旭区上白根町字三谷1306番地14、1354番地28、1449番地134	

3 / 5

2階、3階
(各階四型)

求積表		
16.55 × 10.50	=	173.7750
16.55 × 5.00	=	82.7500
0.97 × 4.65	=	4.5105
26.35 × 2.50	=	65.8750
2.09 × 1.50	=	3.1350
26.21 × 8.00	=	209.6800
10.50 × 35.50	=	372.7500
5.16 × 8.10	=	41.7960
5.00 × 19.50	=	97.5000
3.00 × 3.28	=	9.8400
32.26 × 19.50	=	629.0700
合 計		1690.6815
床面積		1690.68 m ²

作 成 者		縮尺	1 /	嘱 託 者	横 浜 市 長 山 中 竹 春	縮尺	1 / 500
-------	--	----	-----	-------	-----------------	----	---------

公用

登記年月日：令和7年12月9日

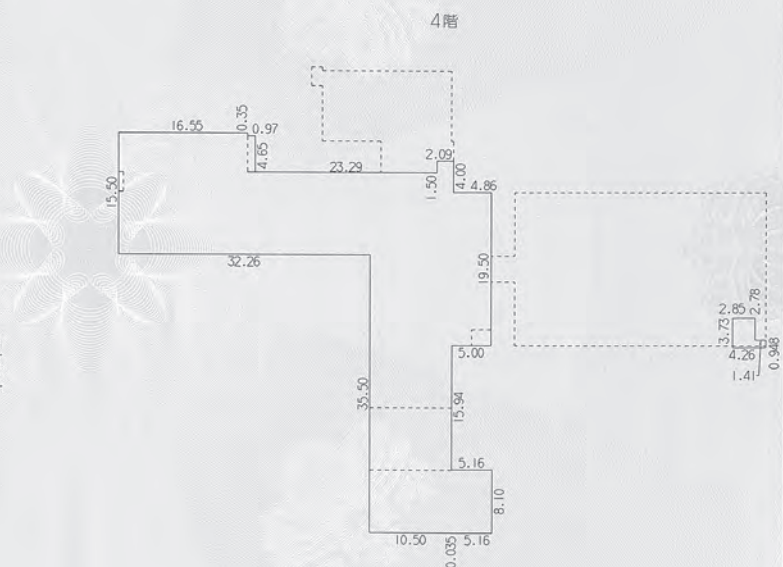
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局旭出張所管轄)
令和7年12月11日
横浜地方方法務局

登記官

家屋番号	1306番14	各階平面図
建物の所在	横浜市旭区上白根町字三谷1306番地14、1354番地28、1449番地134	

4 / 5

求積表		
16.55 × 10.50	=	173.7750
16.55 × 5.00	=	82.7500
0.97 × 4.65	=	4.5105
26.35 × 2.50	=	65.8750
2.09 × 1.50	=	3.1350
26.21 × 8.00	=	209.6800
5.00 × 19.50	=	97.5000
10.50 × 35.50	=	372.7500
5.16 × 8.10	=	41.7960
2.85 × 3.73	=	10.6305
1.41 × 0.948	=	1.33668
合計		1063.73868
床面積		1063.73 m ²



作成者		縮尺	1 /
-----	--	----	-----

嘱託者	横浜市長 山中 竹春	縮尺	1 / 500
-----	------------	----	---------

公用

登記年月日：令和7年12月9日

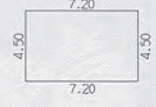
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局地所管轄)
令和7年12月11日
横浜地方方法務局

登記官

家屋番号	1306番14	各階平面図
建物の所在	横浜市旭区上白根町字三谷1306番地14、1354番地28、1449番地134	

5/5

附属建物符号4



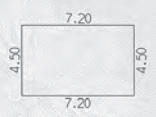
求積表	
7.20×4.50	$= 32.4000$
合計	32.4000
床面積	32.40 m ²

附属建物符号5



求積表	
2.21×1.79	$= 3.9559$
合計	3.9559
床面積	3.95 m ²

附属建物符号6



求積表	
7.20×4.50	$= 32.4000$
合計	32.4000
床面積	32.40 m ²

附属建物符号1



求積表	
3.30×3.30	$= 10.8900$
合計	10.8900
床面積	10.89 m ²

附属建物符号2



求積表	
1.85×2.00	$= 3.7000$
合計	3.7000
床面積	3.70 m ²

附属建物符号3

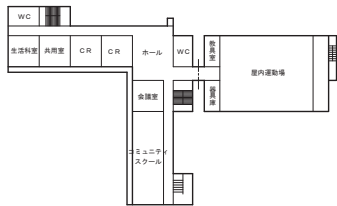


求積表	
1.85×2.00	$= 3.7000$
合計	3.7000
床面積	3.70 m ²

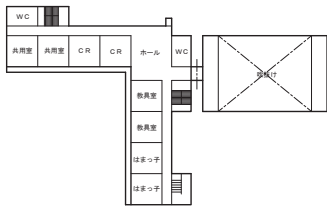
作成者		縮尺	1/250
-----	--	----	-------

嘱託者	横浜市長 山中 竹春	縮尺	1/250
-----	------------	----	-------

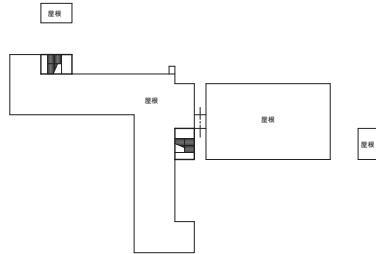
旧ひかりが丘小学校 配置図・平面図



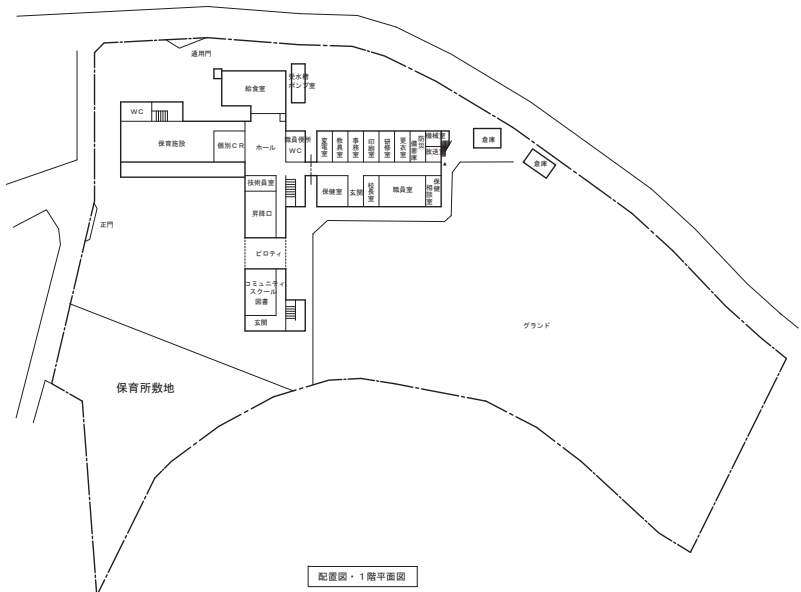
3階 平面図



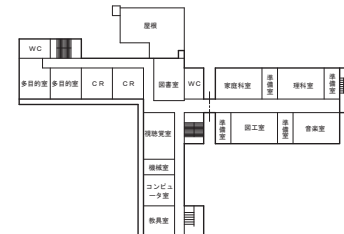
4階 平面図



屋根伏図

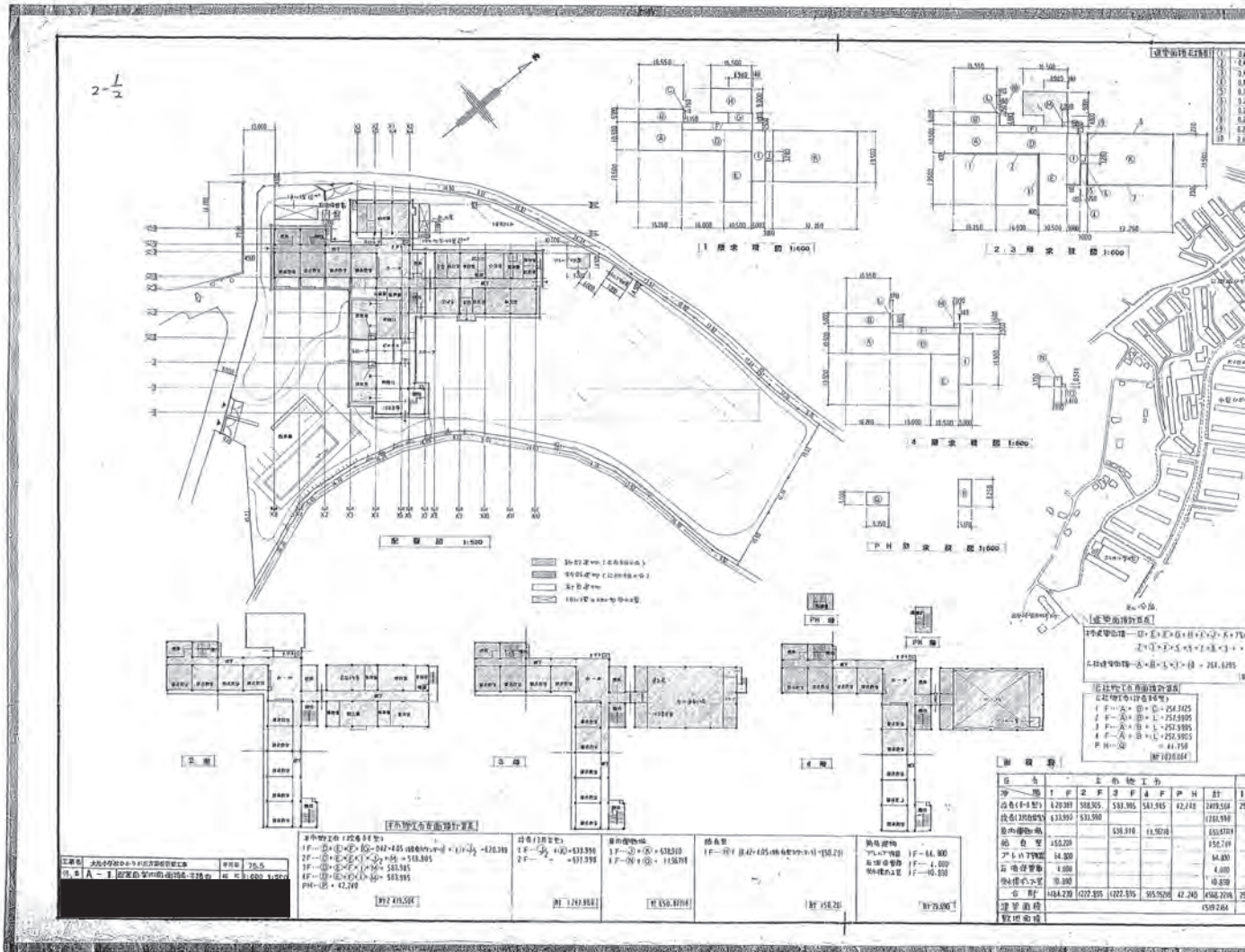


配置図・1階平面図



2階 平面図

旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築_配置図



142757511002

2-2

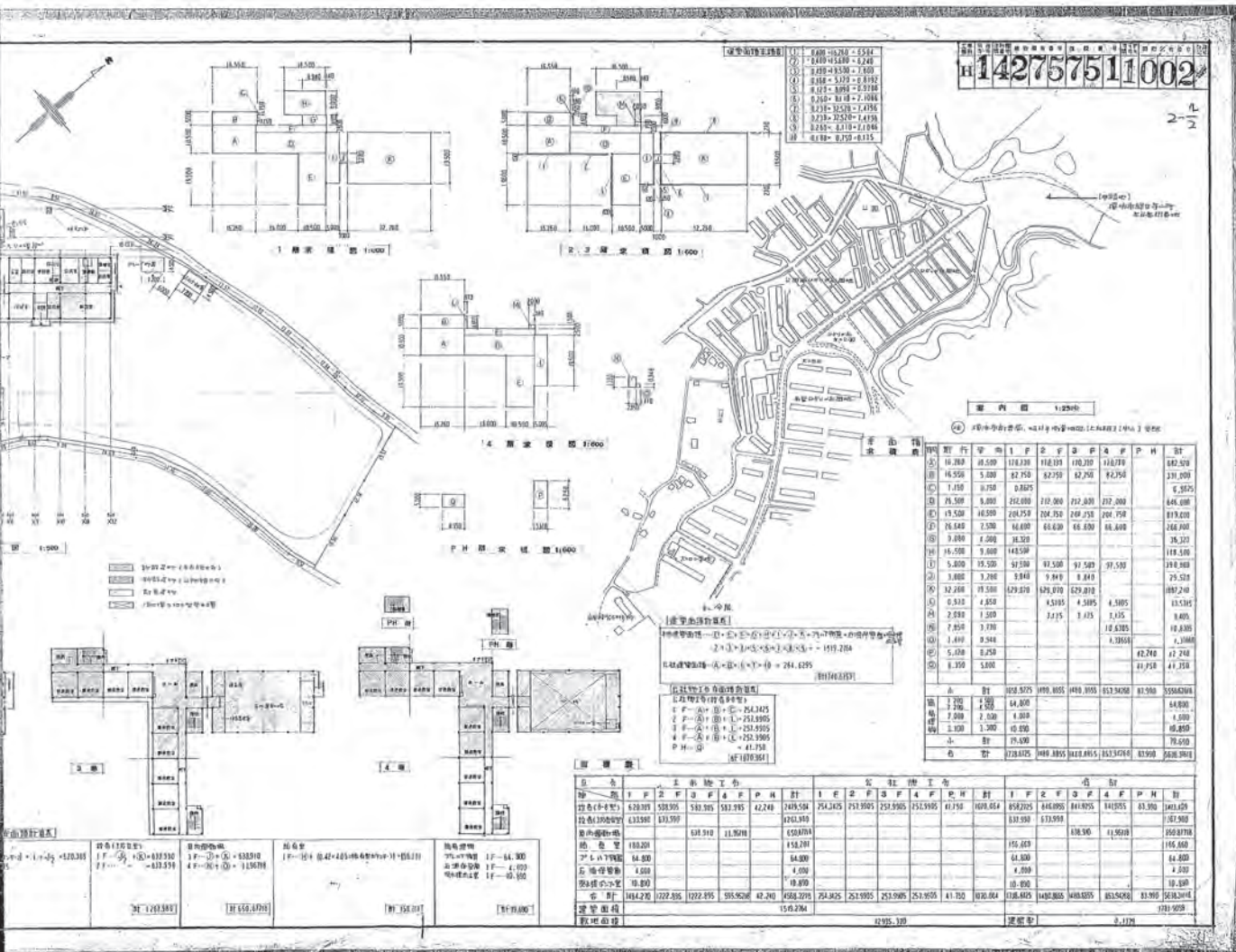


圖 1: 1:2500

圖 2: 1:2500

圖 3: 1:2500

圖 4: 1:2500

圖 5: 1:2500

圖 6: 1:2500

圖 7: 1:2500

圖 8: 1:2500

圖 9: 1:2500

圖 10: 1:2500

圖 11: 1:2500

圖 12: 1:2500

圖 13: 1:2500

圖 14: 1:2500

圖 15: 1:2500

圖 16: 1:2500

圖 17: 1:2500

圖 18: 1:2500

圖 19: 1:2500

圖 20: 1:2500

圖 21: 1:2500

圖 22: 1:2500

圖 23: 1:2500

圖 24: 1:2500

圖 25: 1:2500

圖 26: 1:2500

圖 27: 1:2500

圖 28: 1:2500

圖 29: 1:2500

圖 30: 1:2500

圖 31: 1:2500

圖 32: 1:2500

圖 33: 1:2500

圖 34: 1:2500

圖 35: 1:2500

圖 36: 1:2500

圖 37: 1:2500

圖 38: 1:2500

圖 39: 1:2500

圖 40: 1:2500

圖 41: 1:2500

圖 42: 1:2500

圖 43: 1:2500

圖 44: 1:2500

圖 45: 1:2500

圖 46: 1:2500

圖 47: 1:2500

圖 48: 1:2500

圖 49: 1:2500

圖 50: 1:2500

圖 51: 1:2500

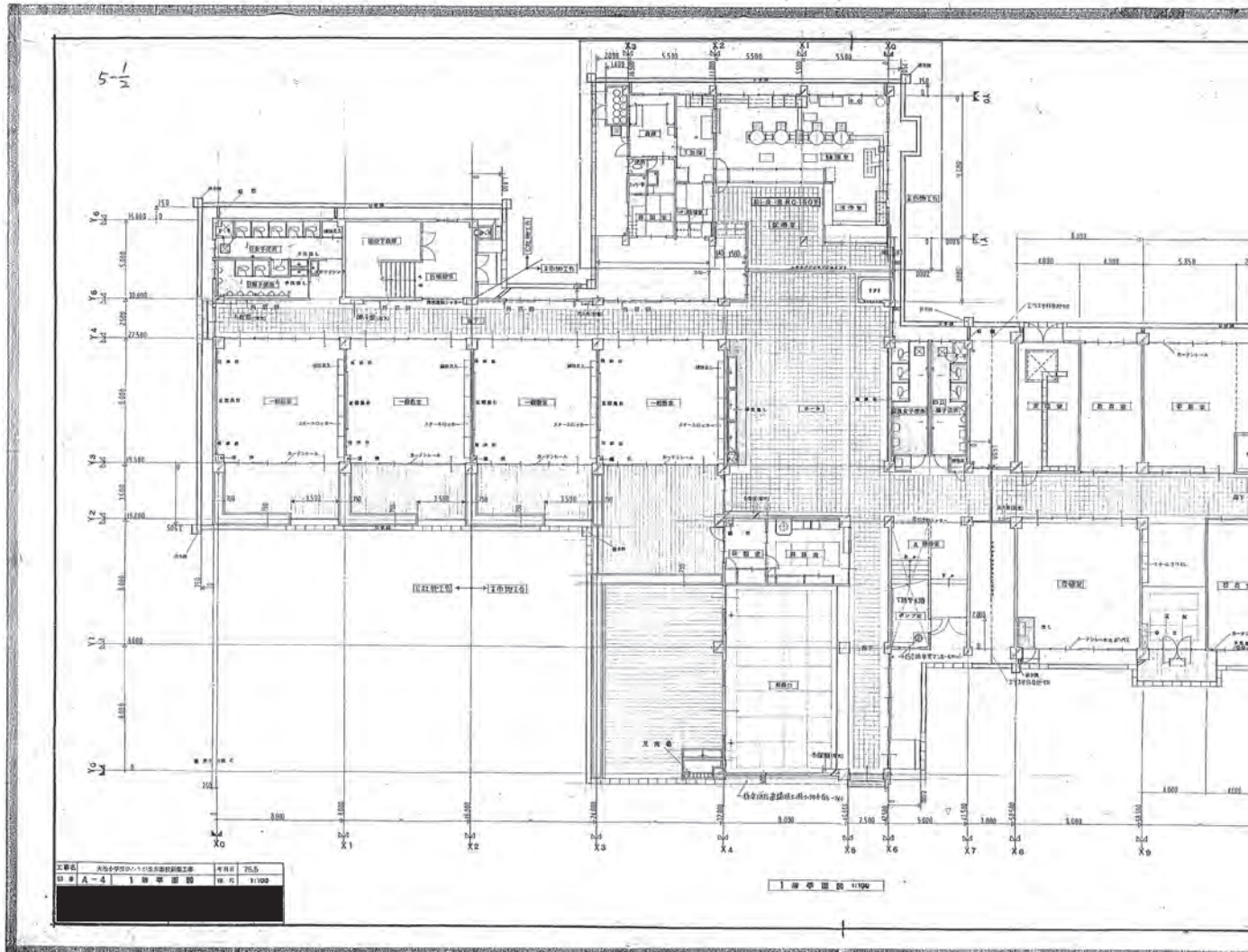
圖 52: 1:2500

圖 53: 1:2500

圖 54: 1:2500

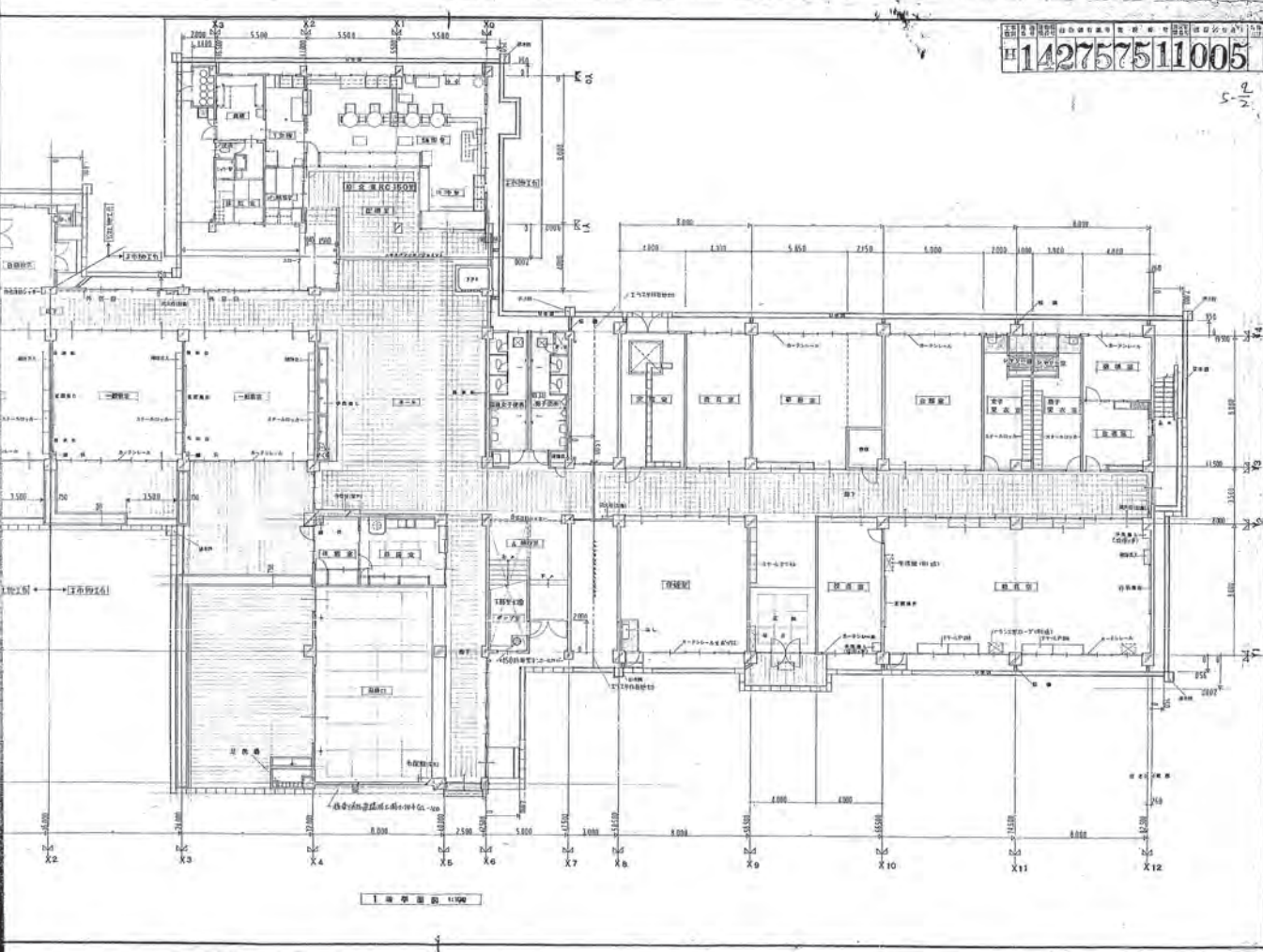
圖 55: 1:2500

旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築 1階平面図

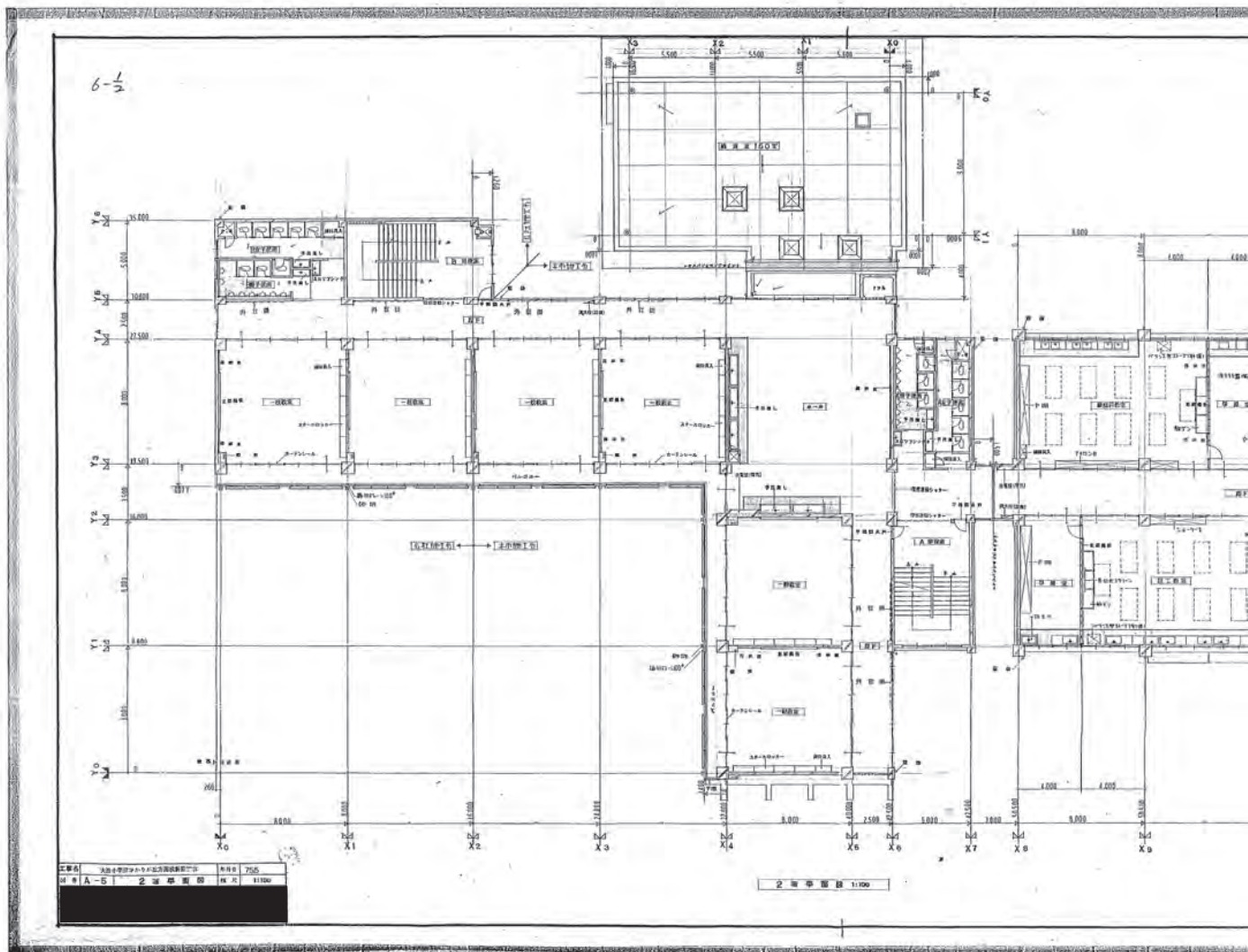


H142757511005

5-2

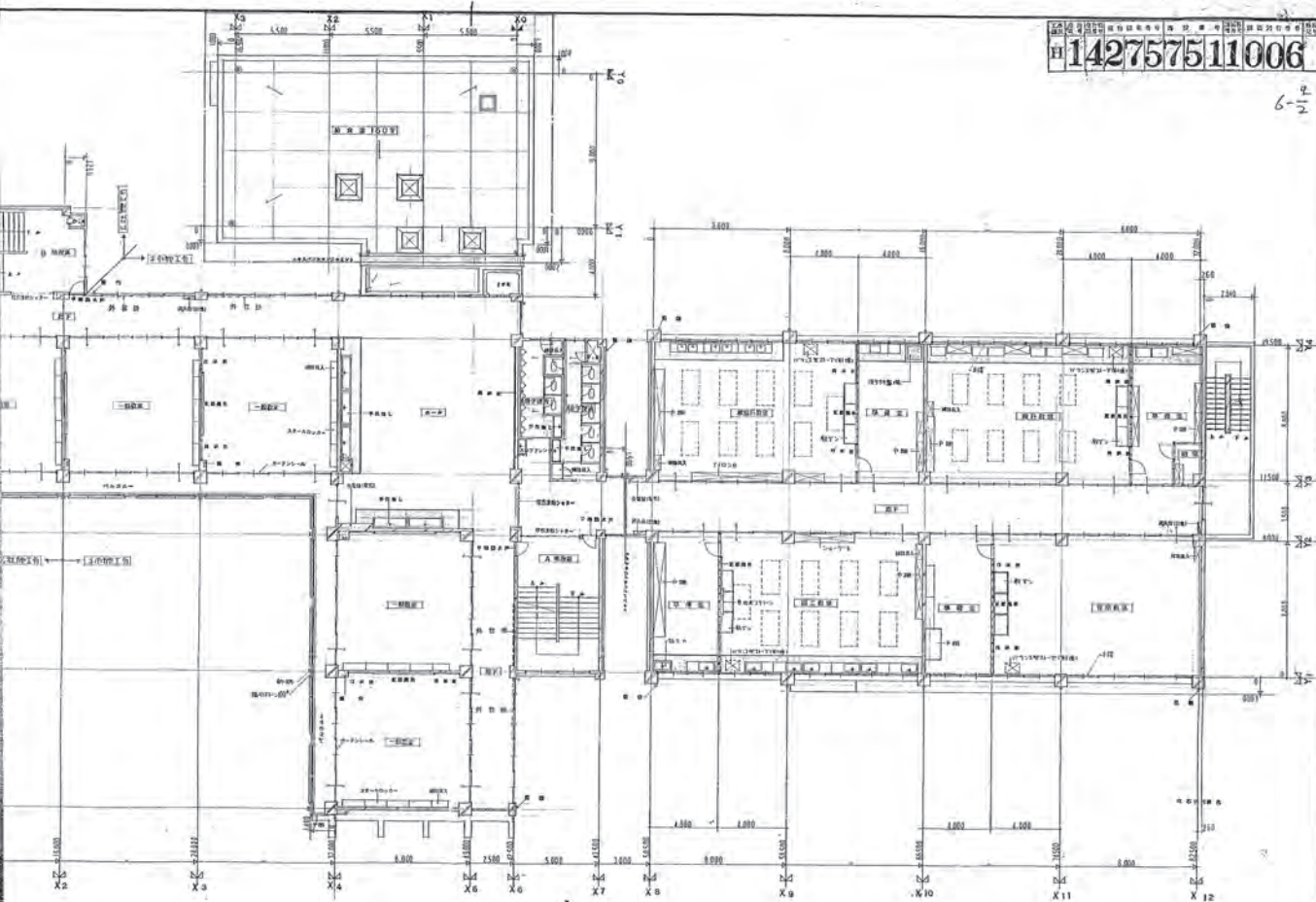


旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築_2階平面図

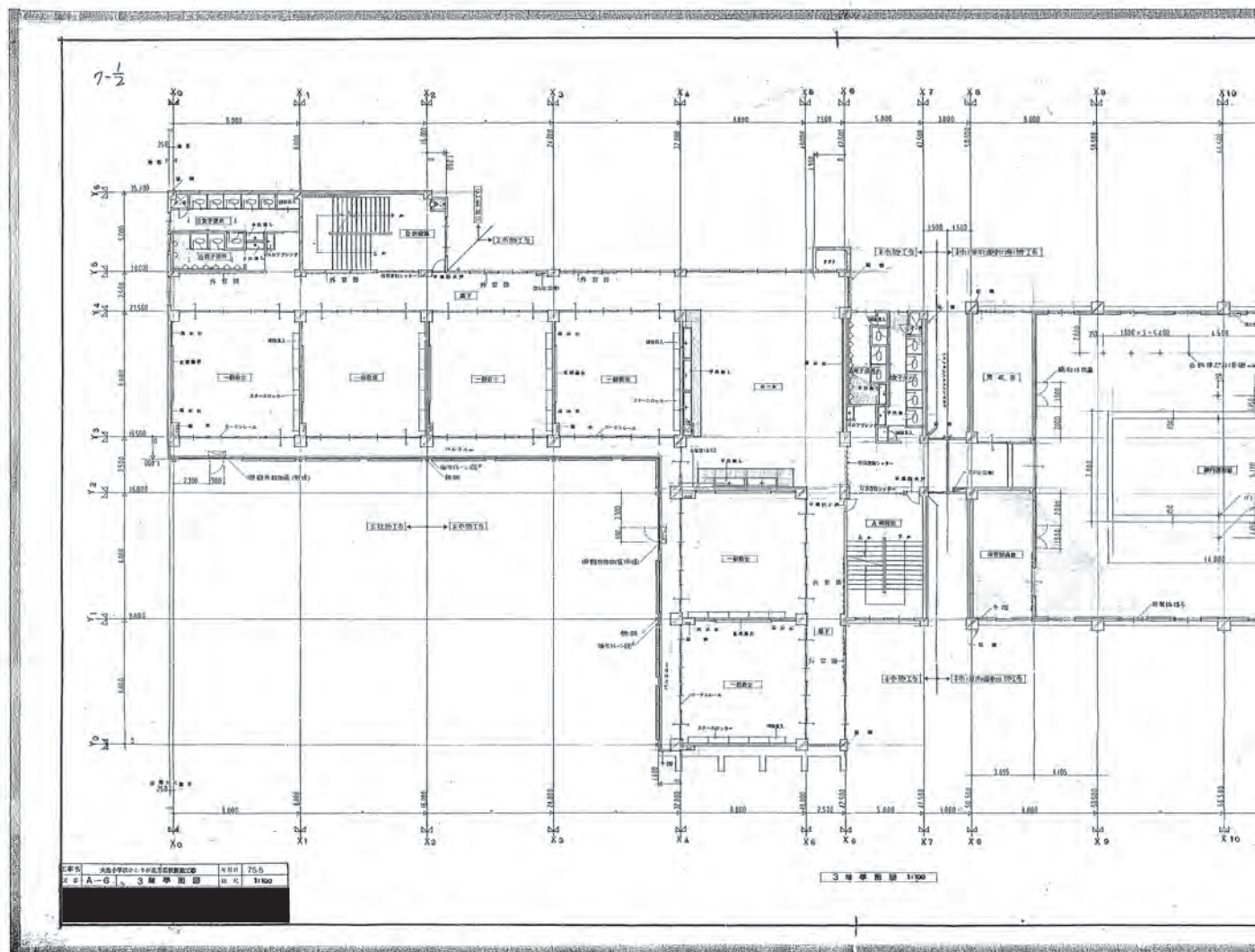


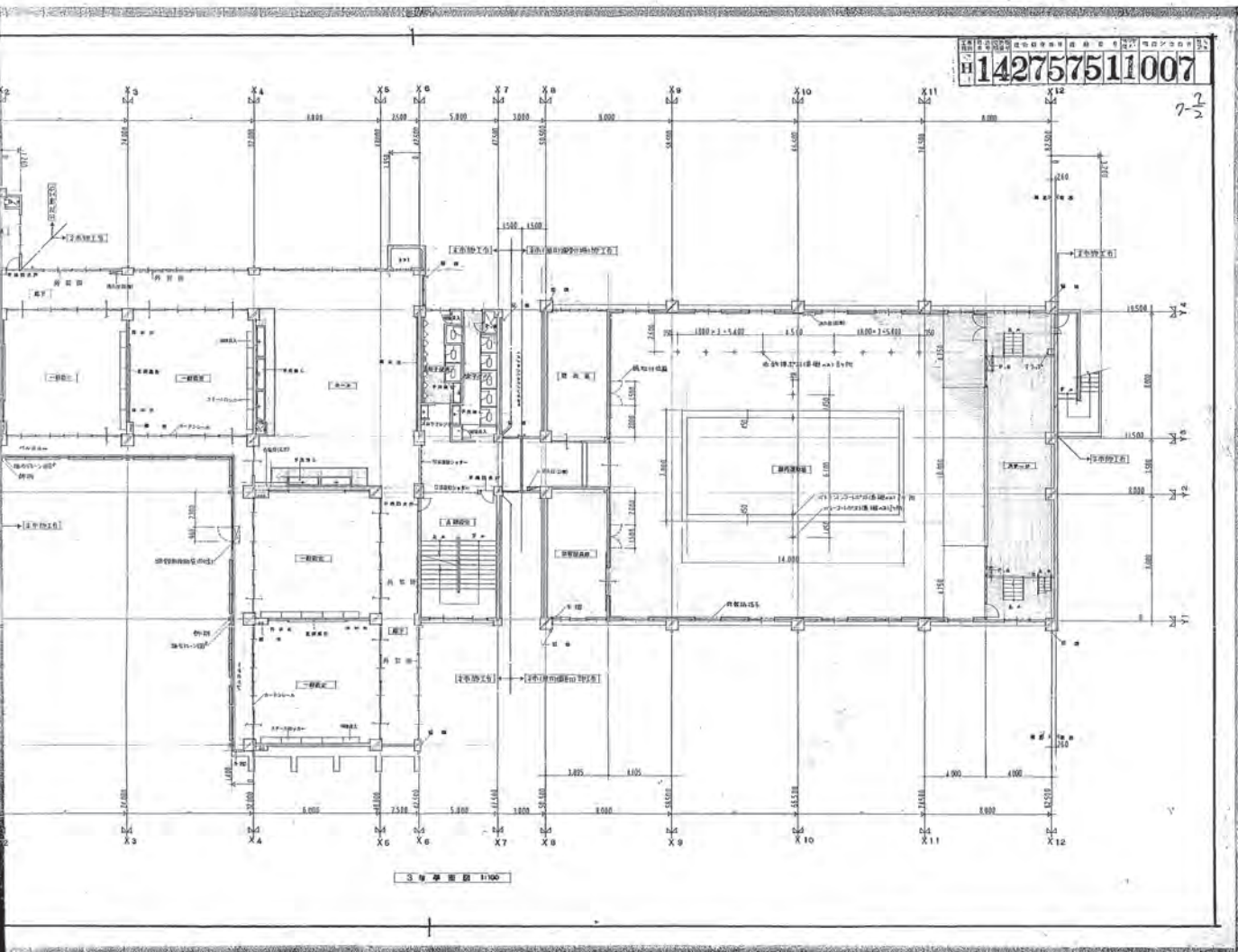
142757511006

6-2

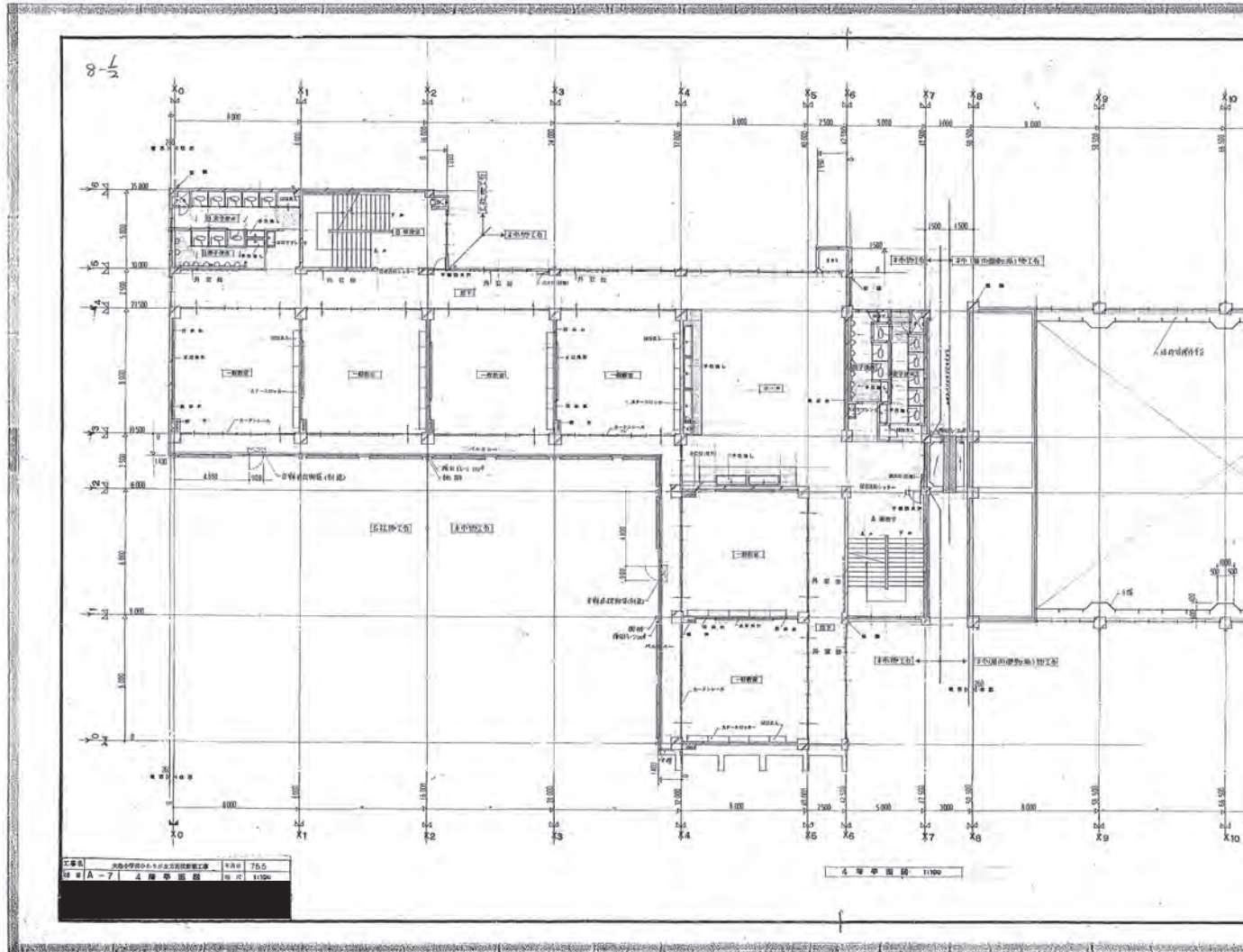


旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築_3階平面図



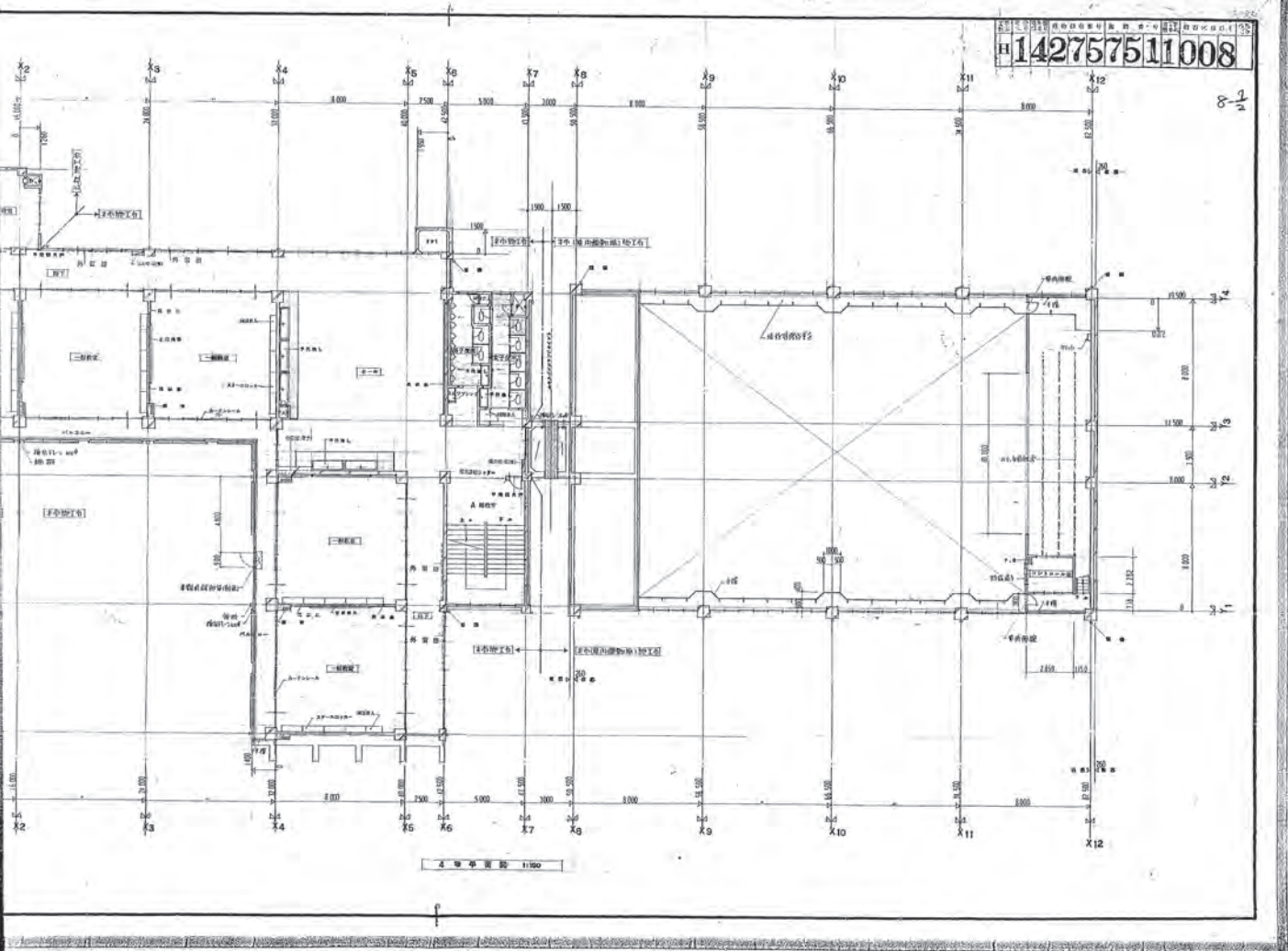


旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築_4階平面図

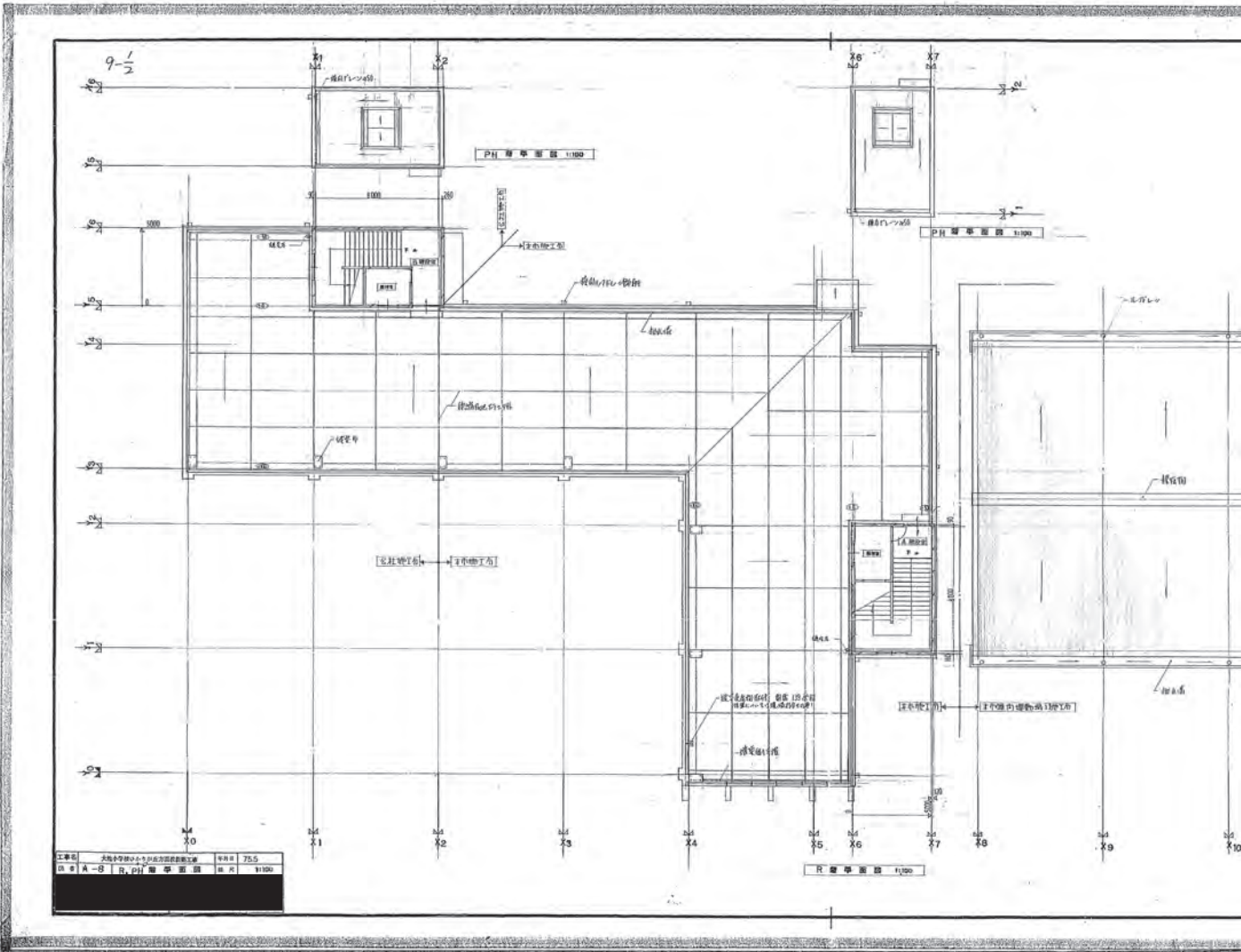


H 142757511008

8-2

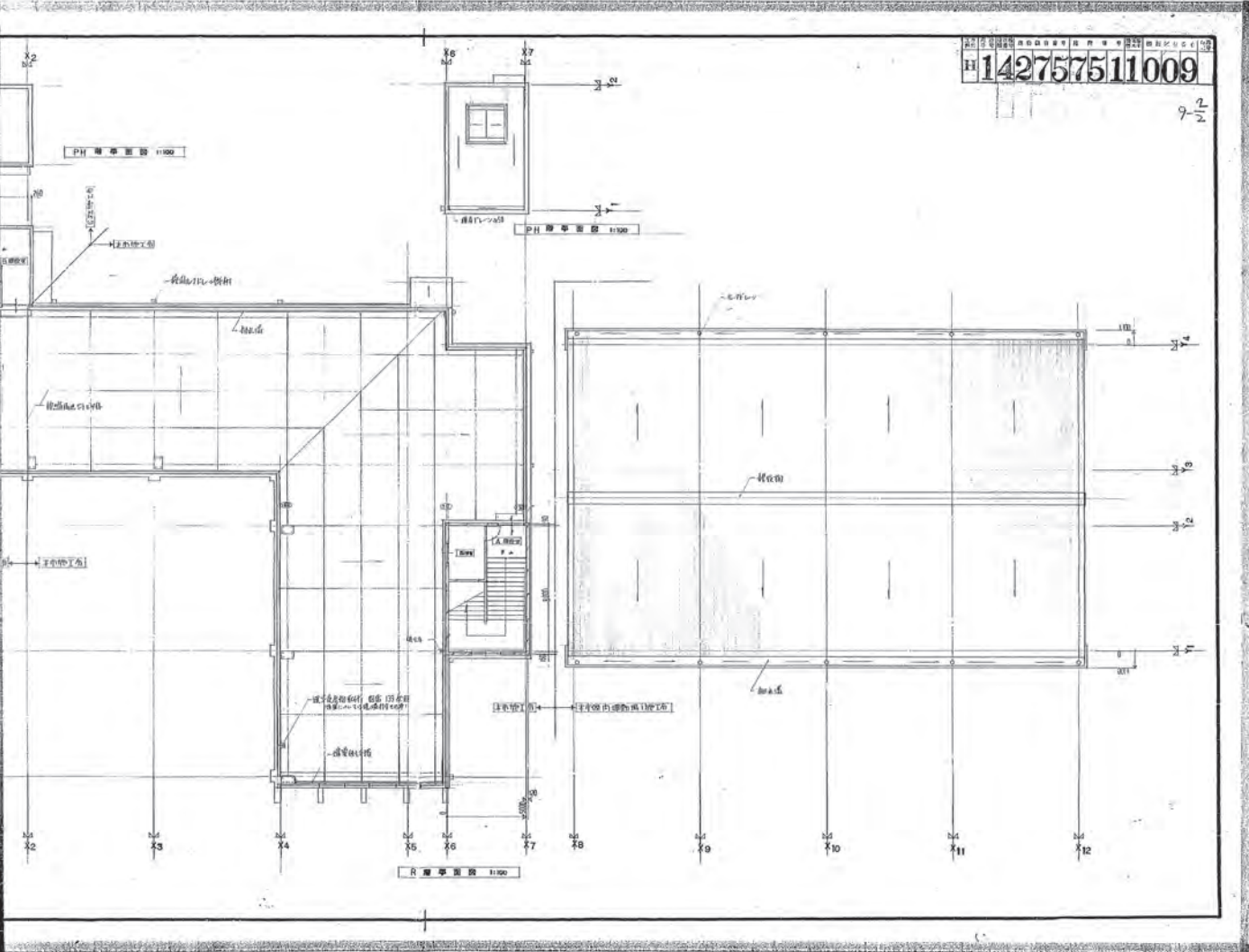


旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築_R・PH階平面図

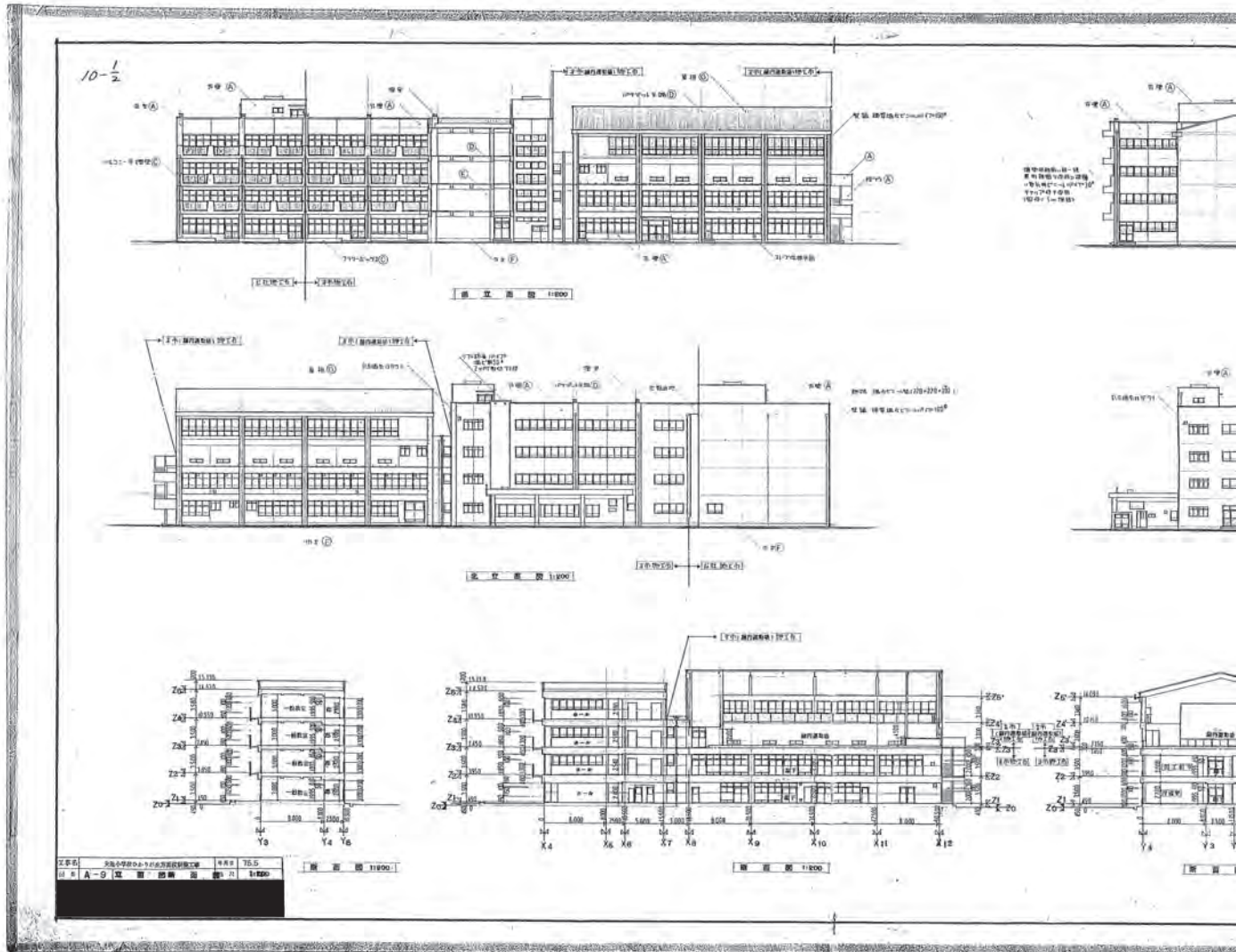


H 142757511009

9-2

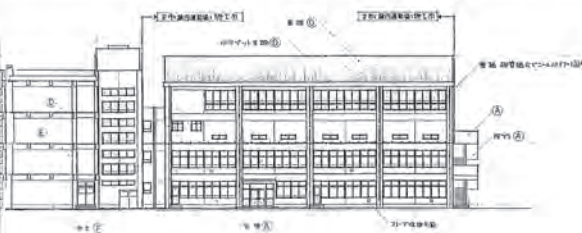


旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築 立面図・断面図

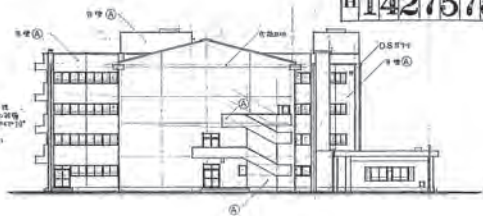


142757511010

10-7/2



南立面图 1:200



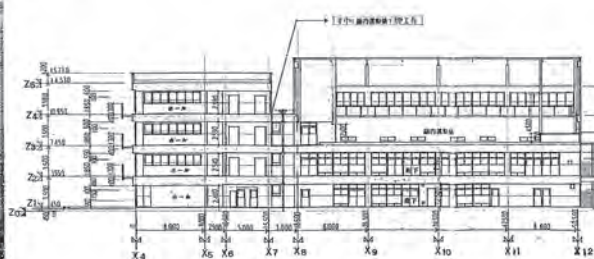
西立面图 1:200



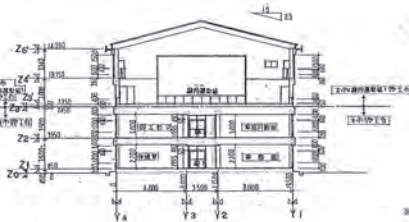
北立面图 1:200



东立面图 1:200



南剖面图 1:200

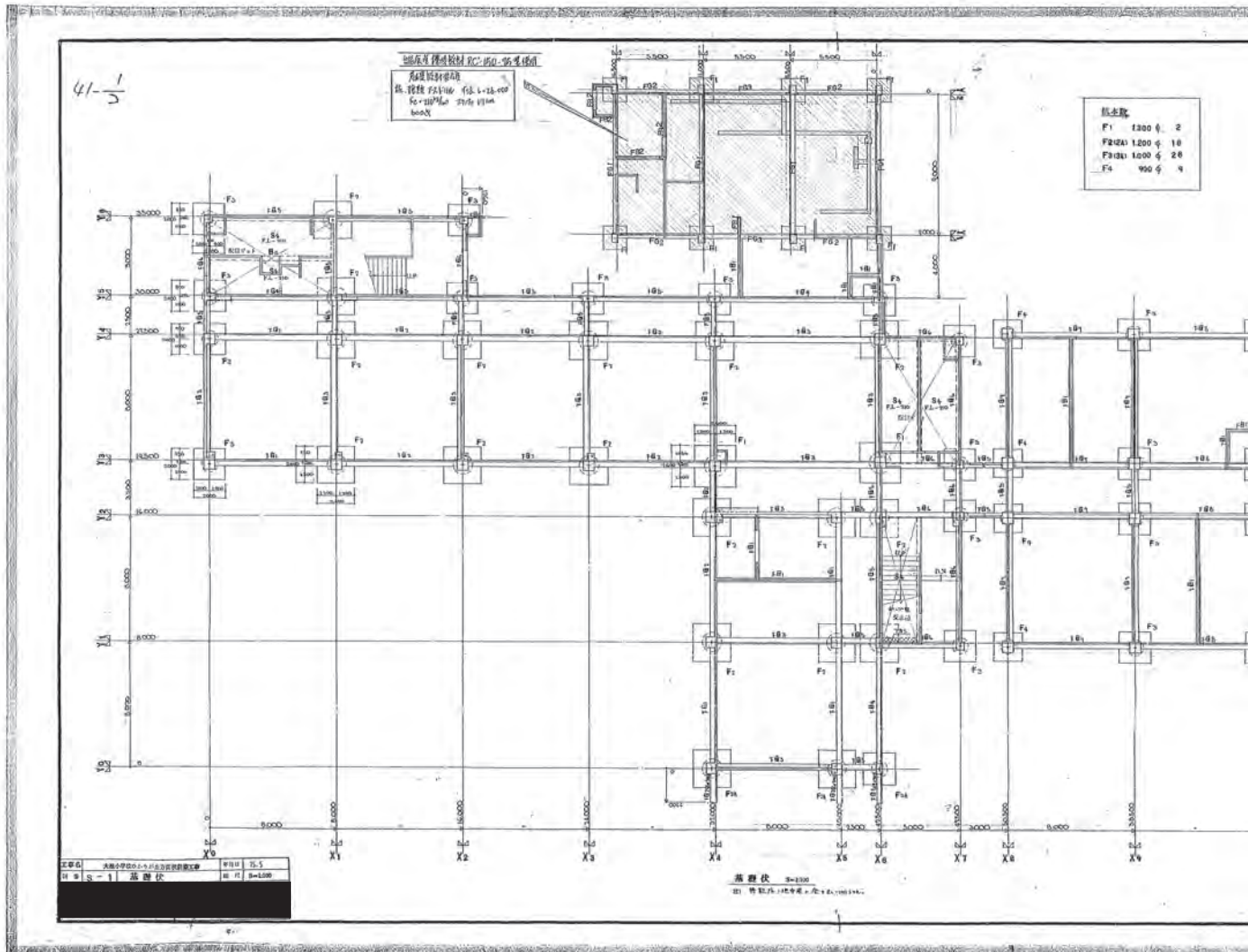


西剖面图 1:200

外装饰材料	
①	300×300×100 花岗岩
②	200×200 花岗岩
③	200×200 花岗岩
④	200×200 花岗岩
⑤	200×200 花岗岩
⑥	200×200 花岗岩
⑦	200×200 花岗岩
⑧	200×200 花岗岩

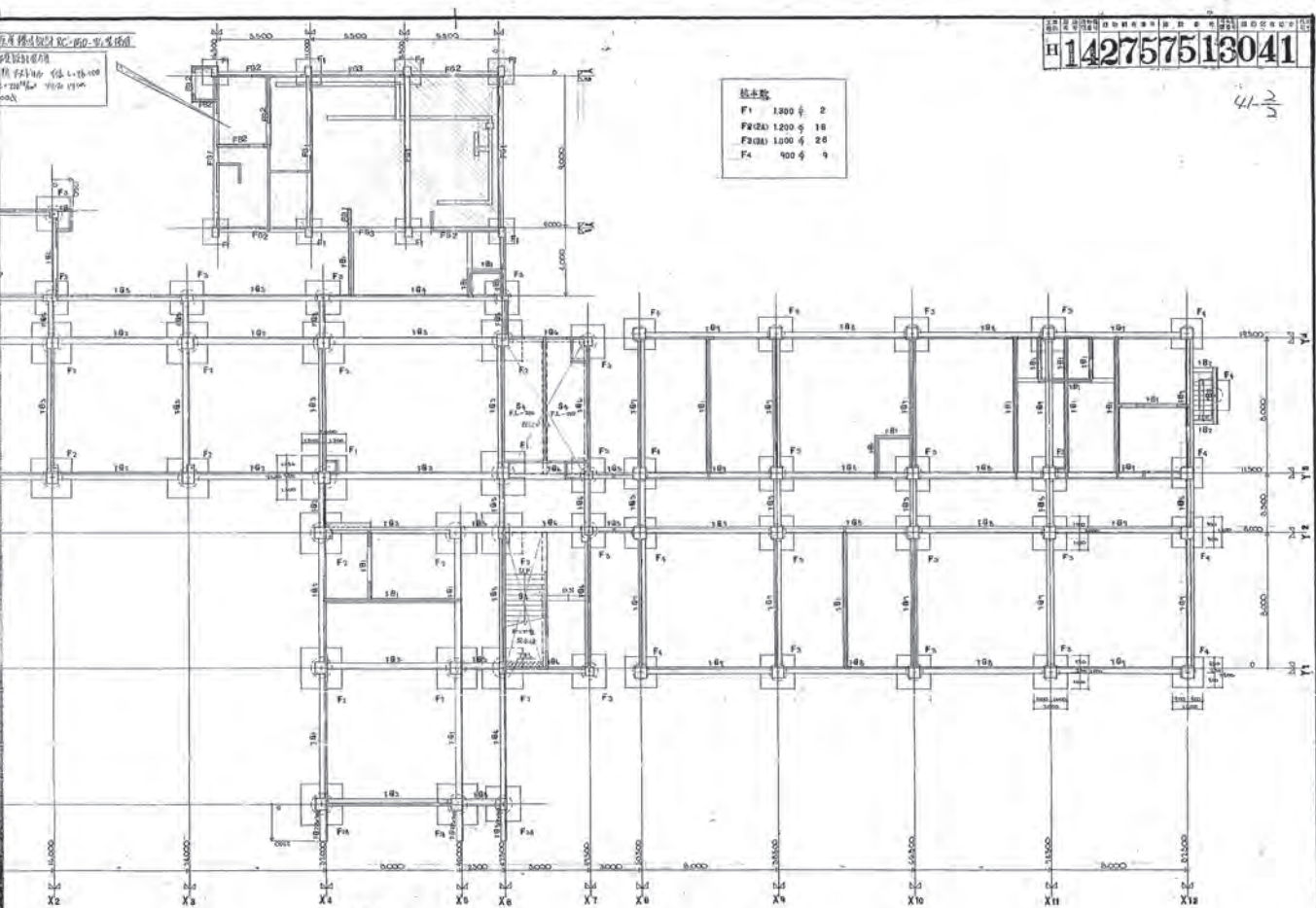
注：1. 详大样图

旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築_基礎伏図



$$41 - \frac{2}{2}$$

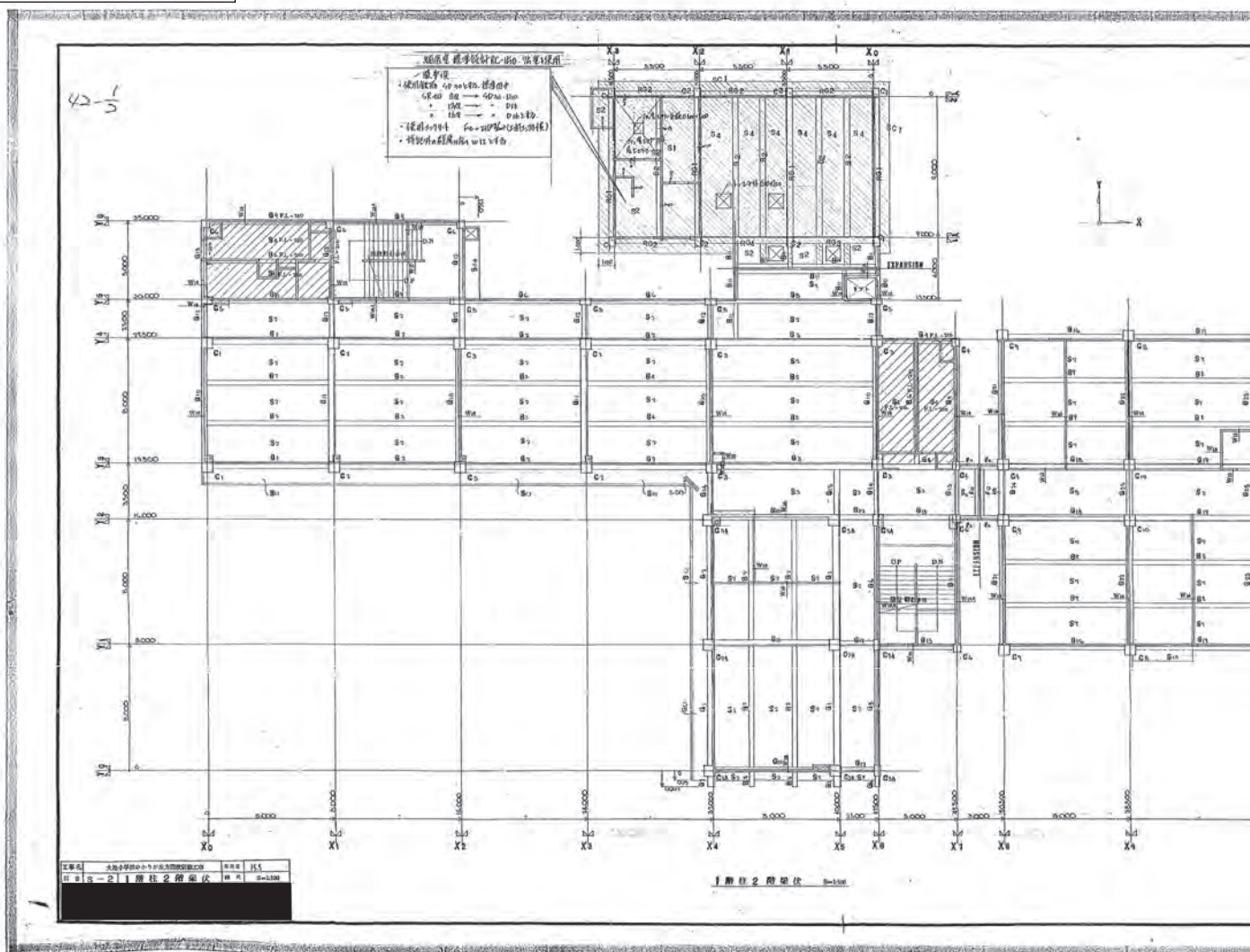
株本数		
F1	1,300 ♀	2
F2(2A)	1,200 ♀	18
F2(3A)	1,000 ♀	26
F4	900 ♀	9

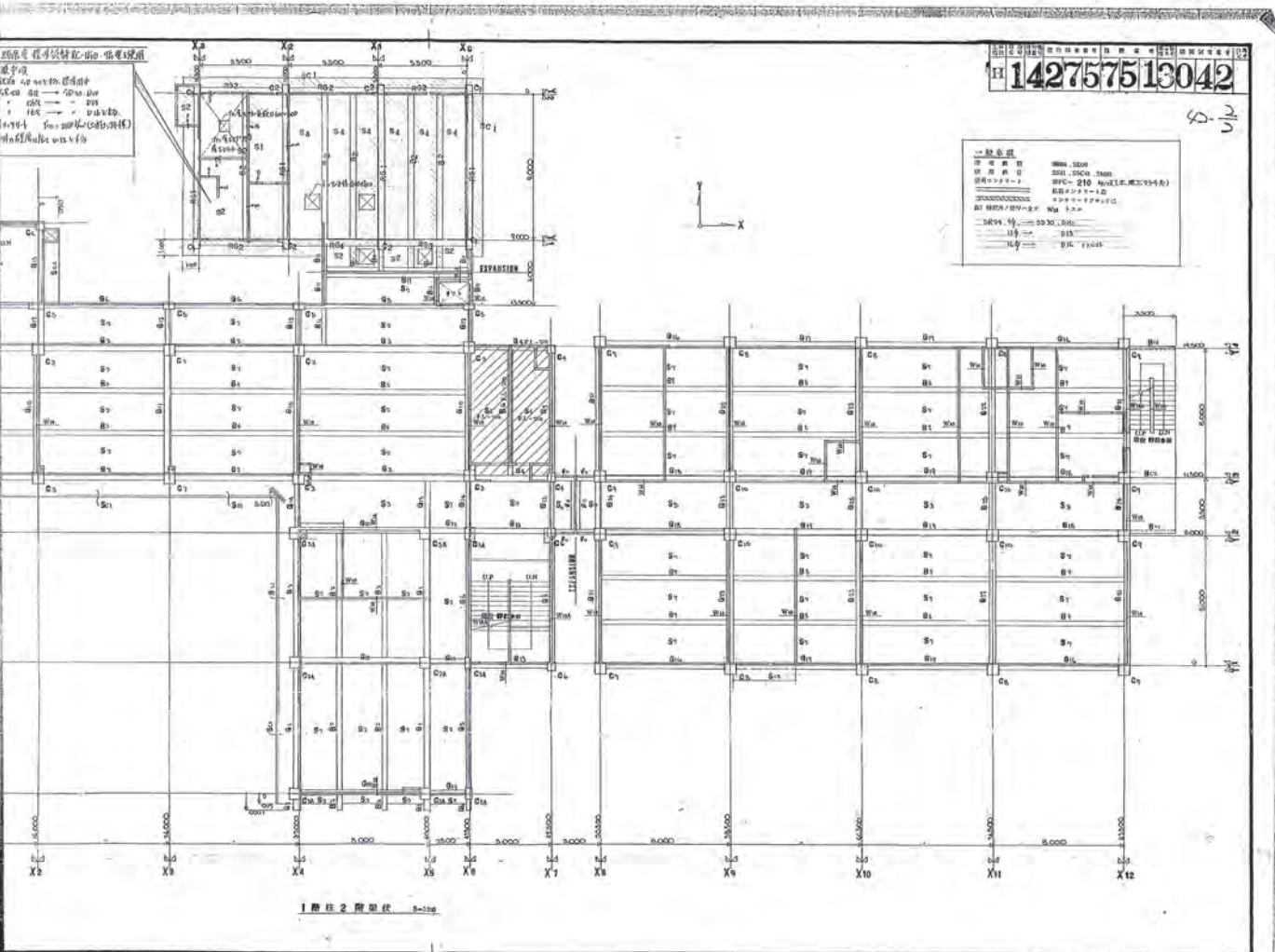


基 礎 伏 55-5700

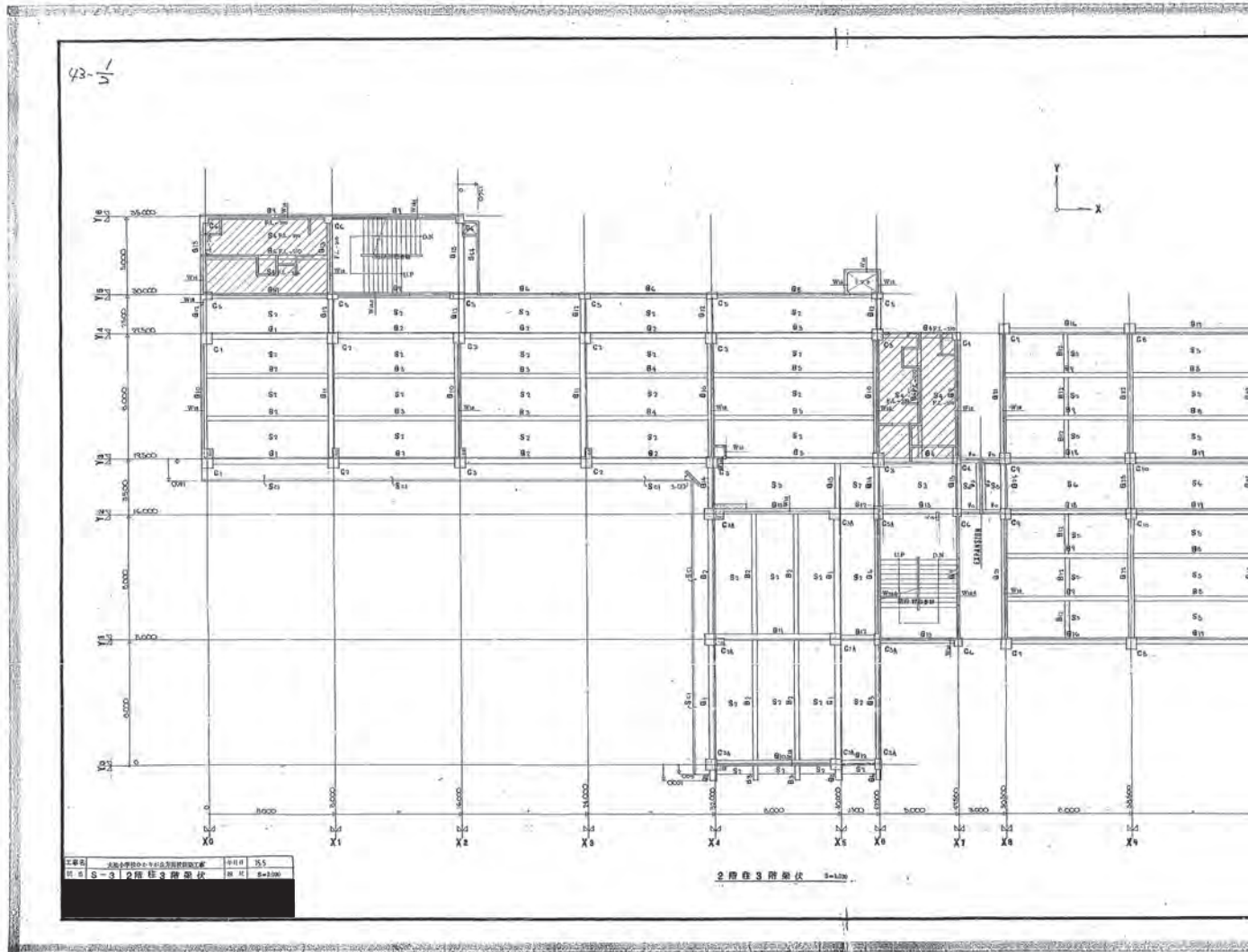
(2) 轉配片上絕無眼止處生於前兩片時。

旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築_1階柱、2階梁伏図



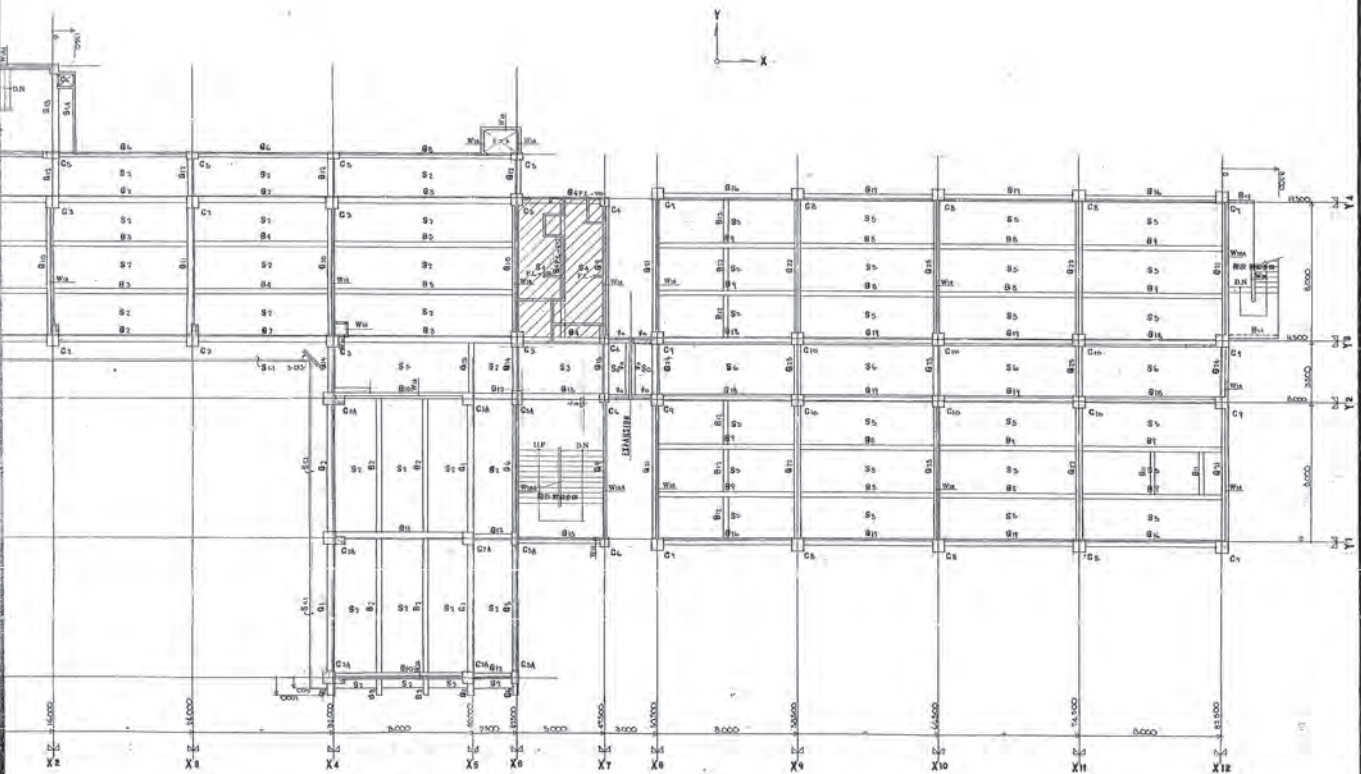


旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築_2階柱、3階梁伏図



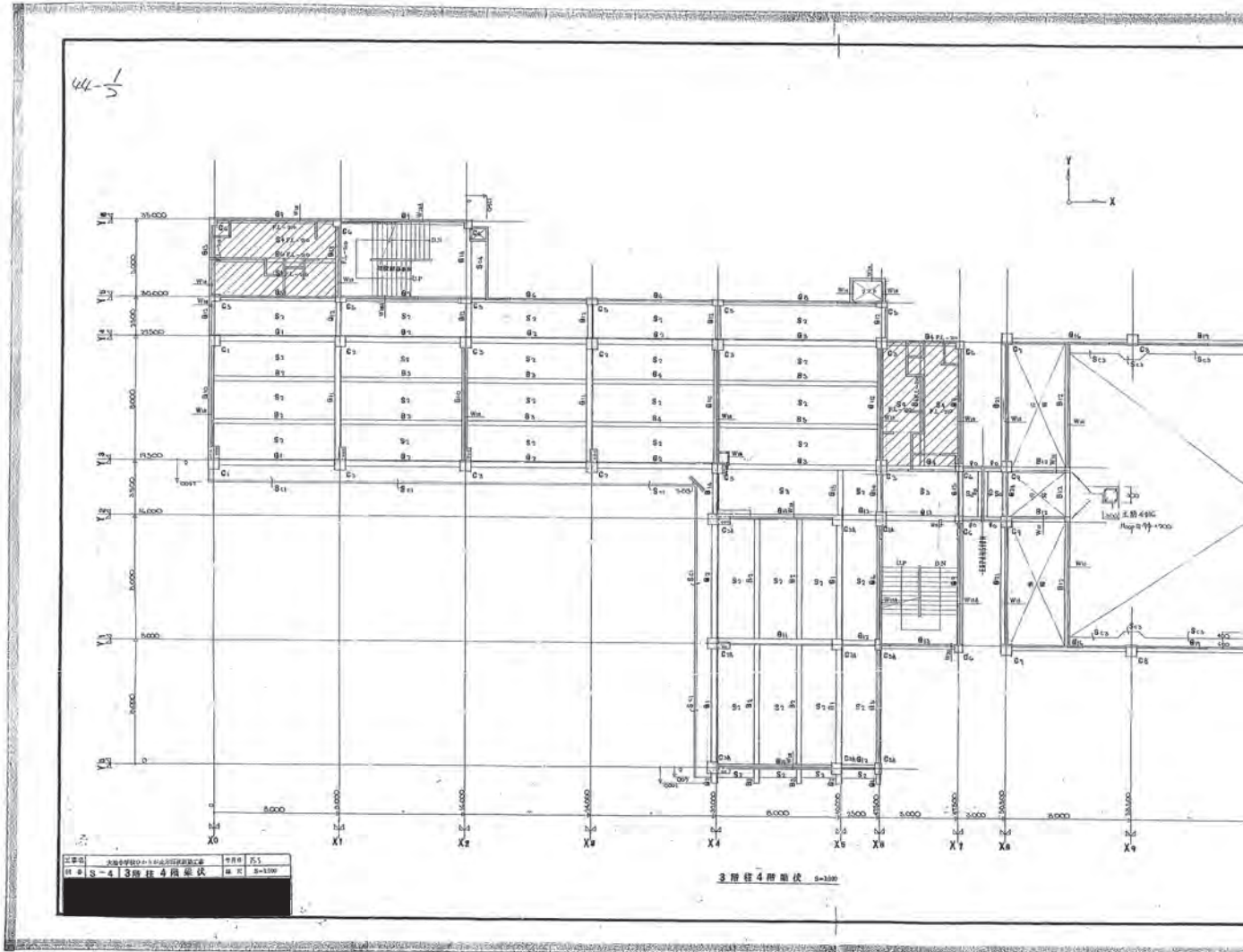
H 142757513043

2/2



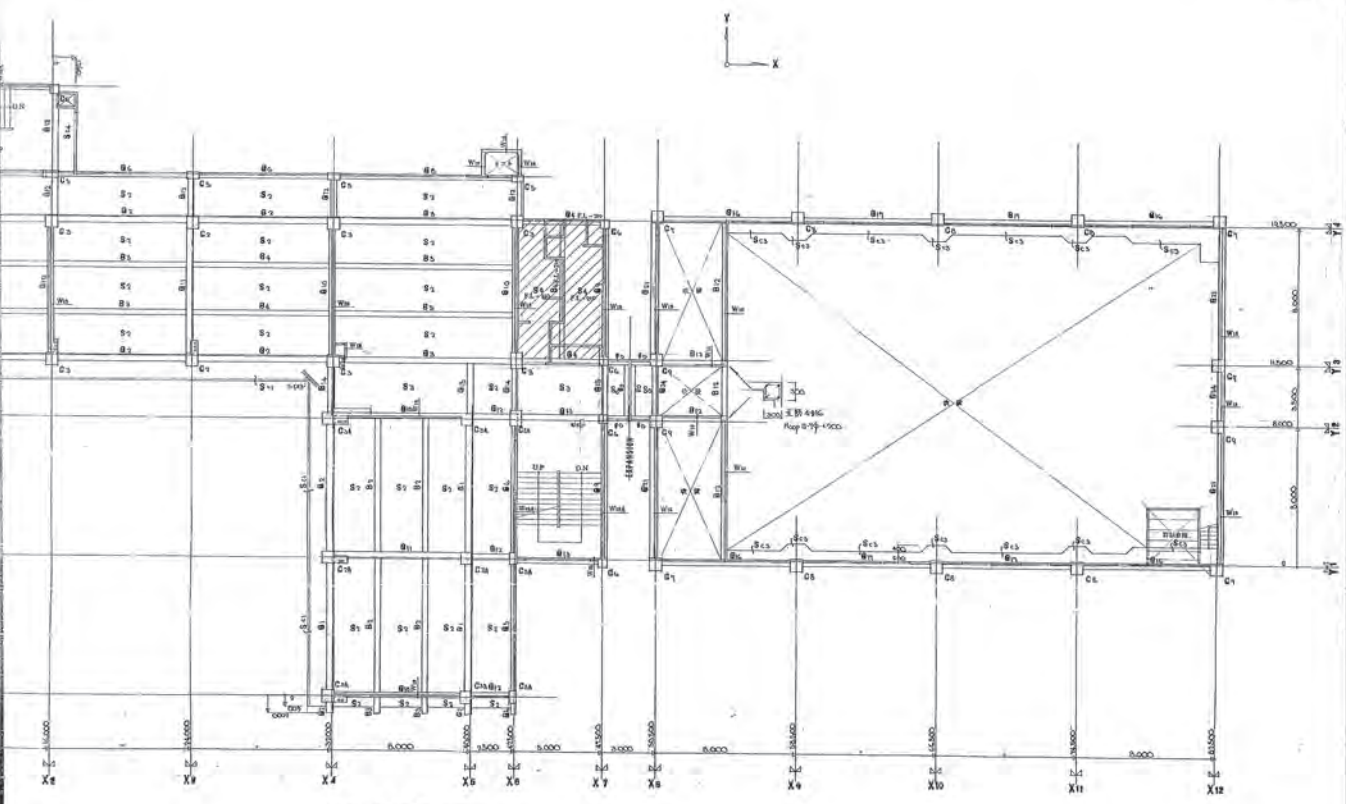
2 附 件 3 附 图 1 8-110

旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築_3階柱、4階梁伏図



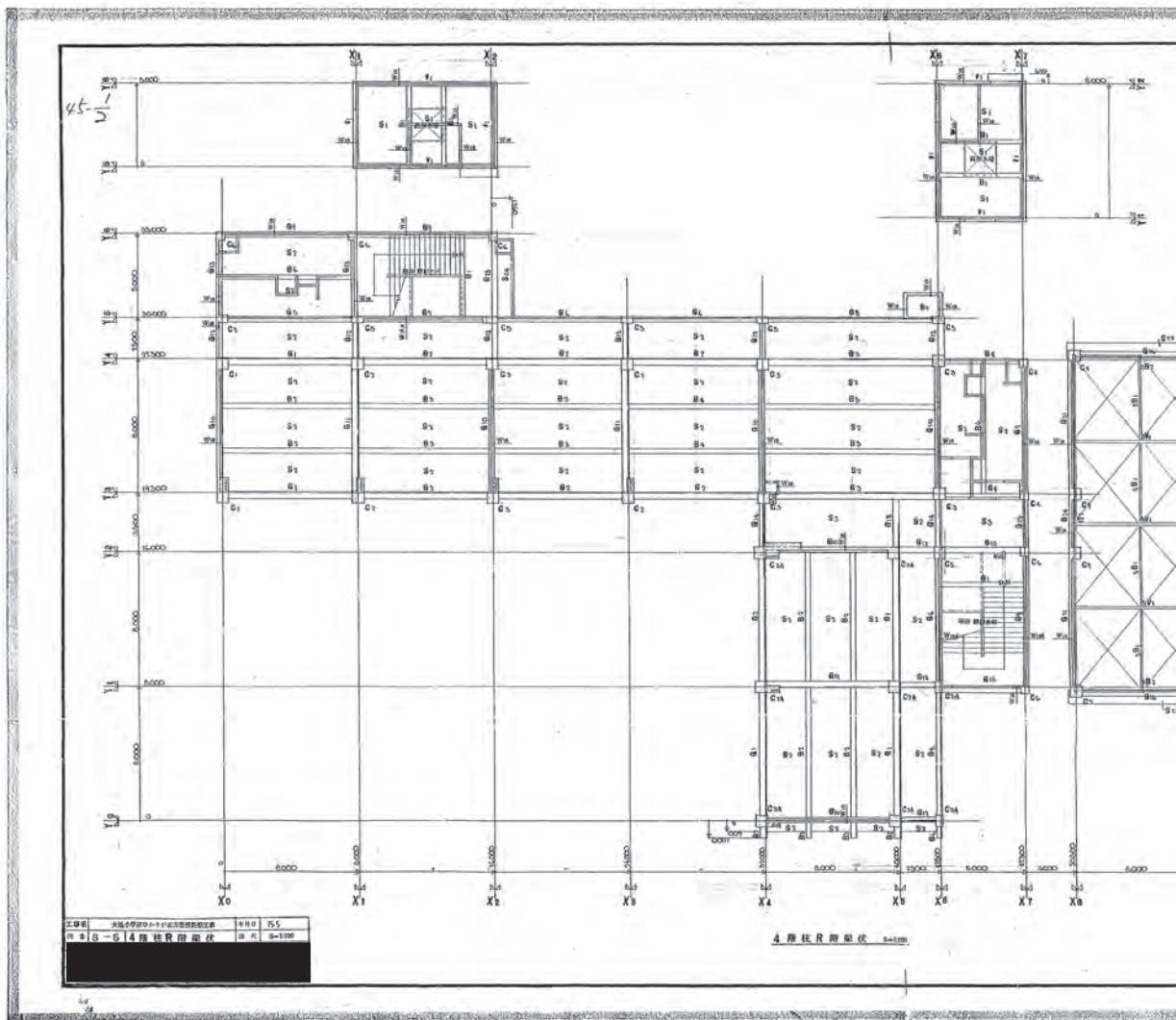
H 142757513044

44.2



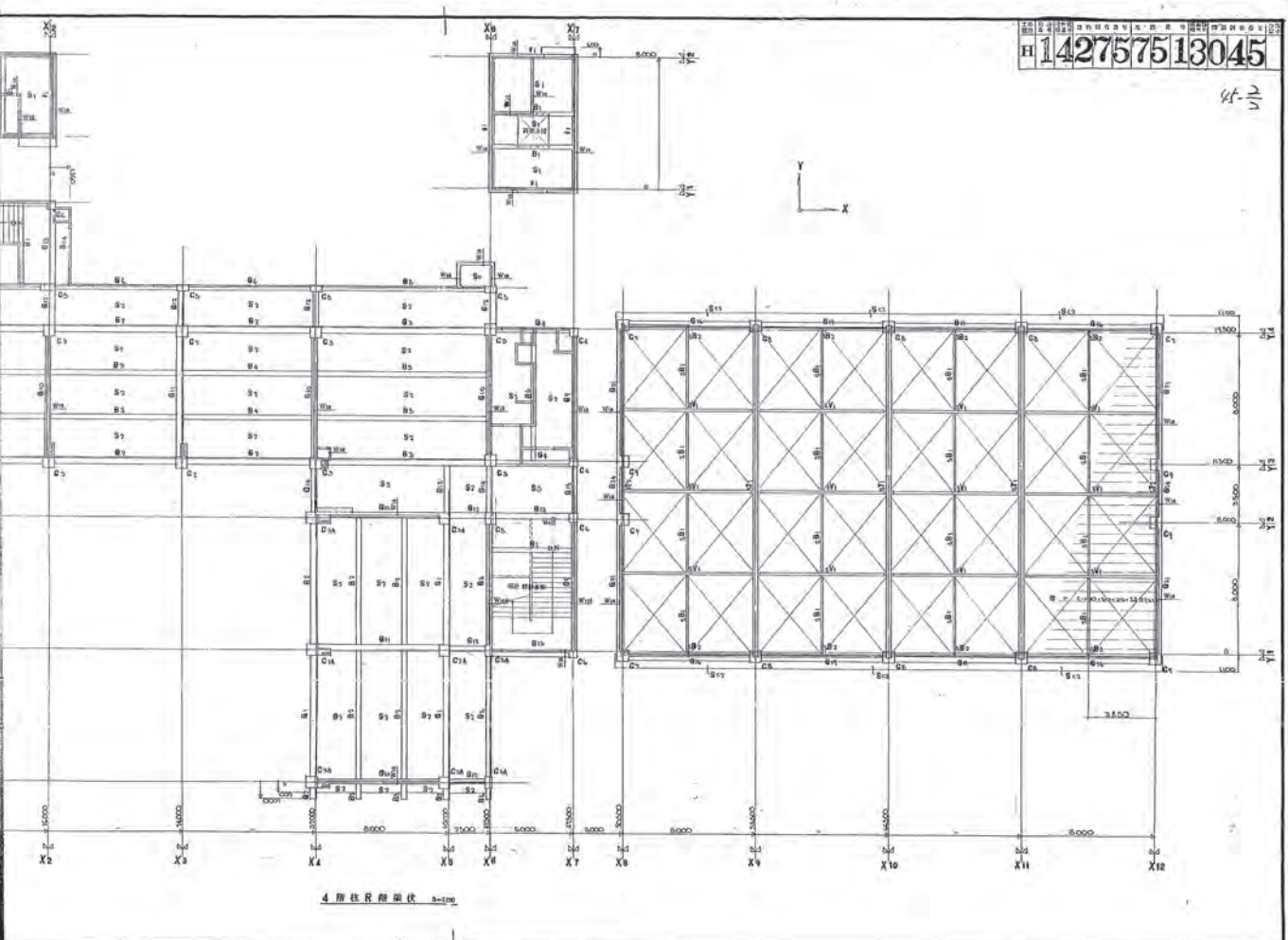
3 附圖 4 附圖 5 附圖

旧ひかりが丘小学校 昭和51年新築_4階柱、R階梁伏図

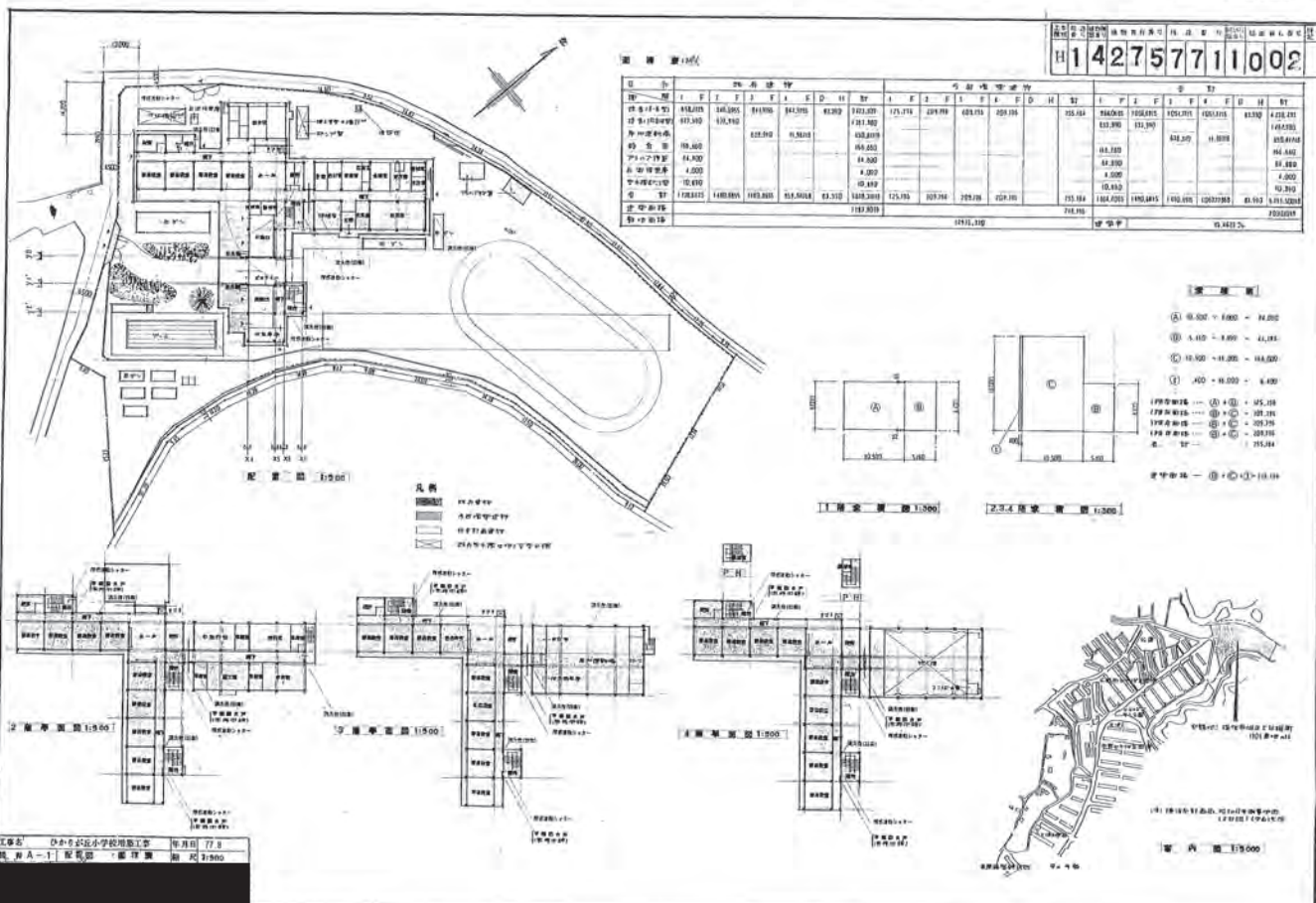


142757513045

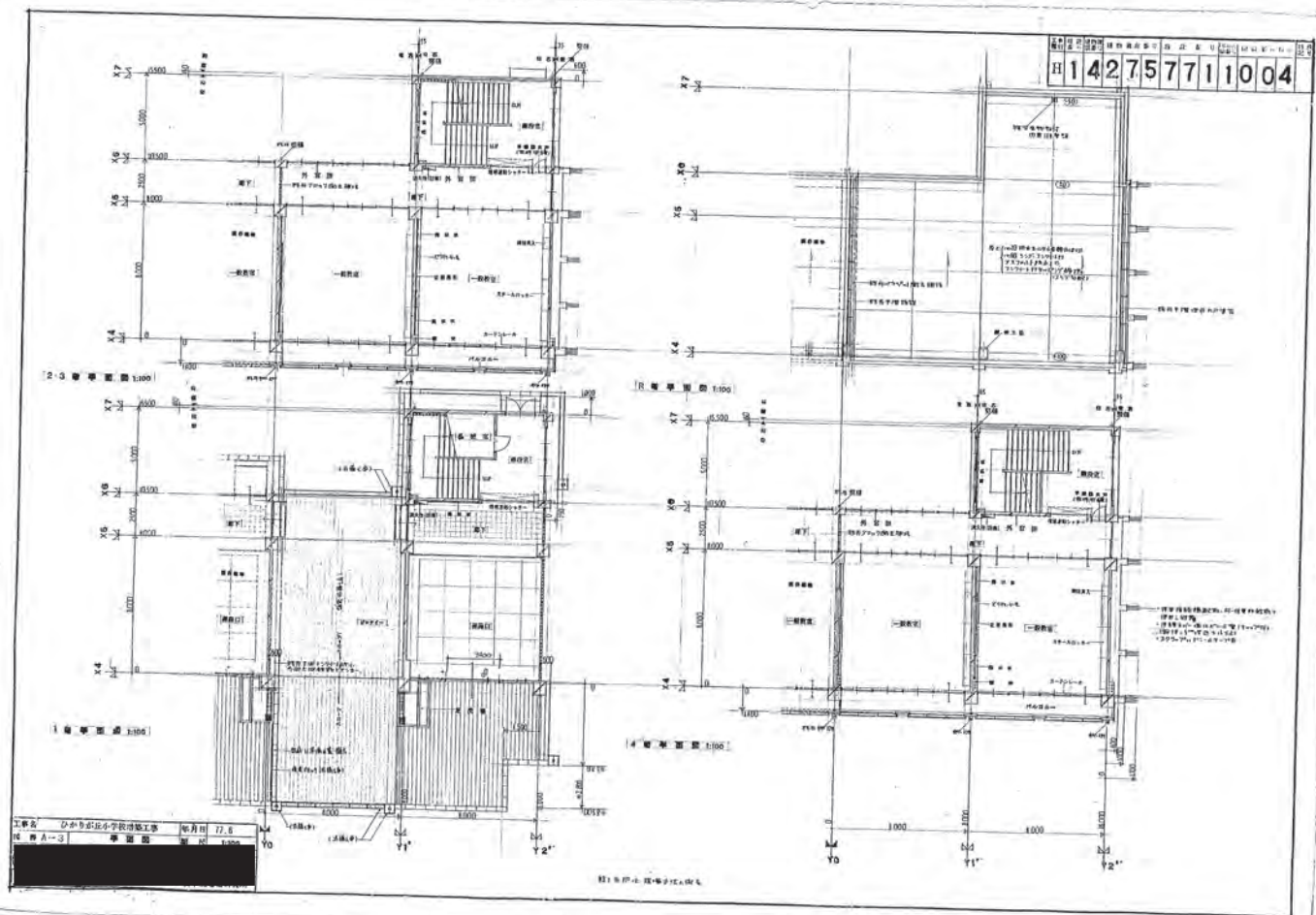
45-2



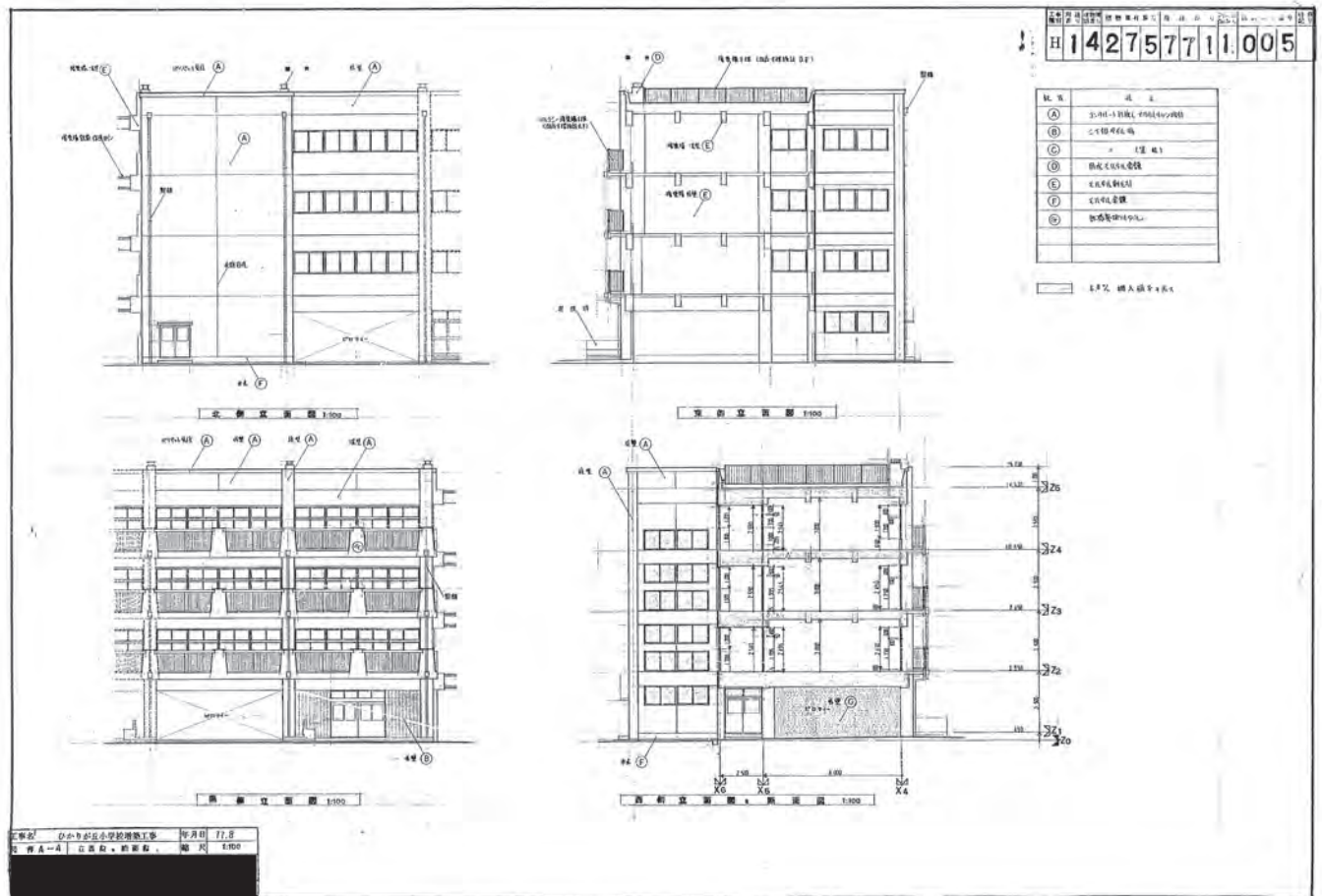
4 附注 R 附注 4-100



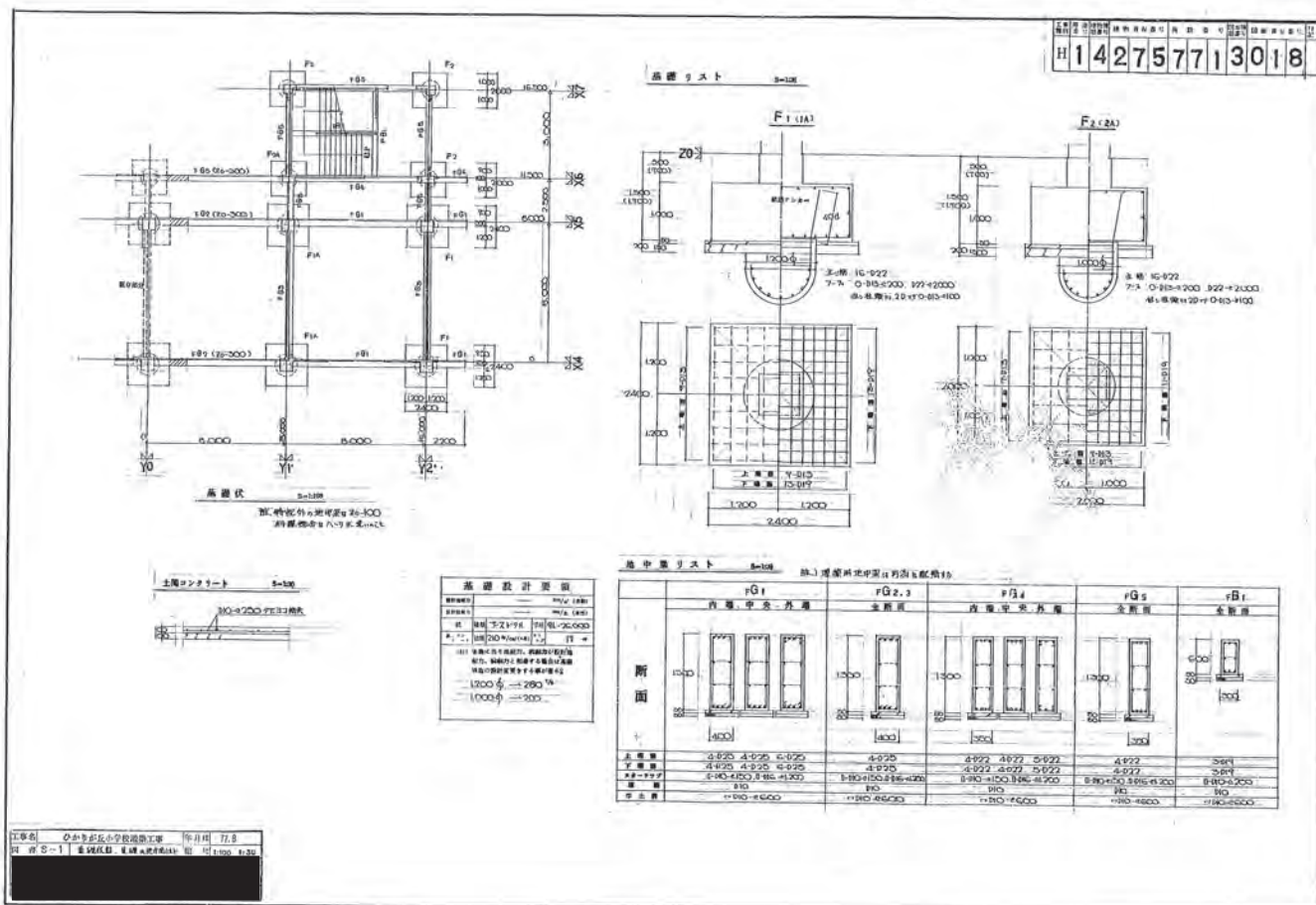
旧ひかりが丘小学校 昭和53年増築_平面図



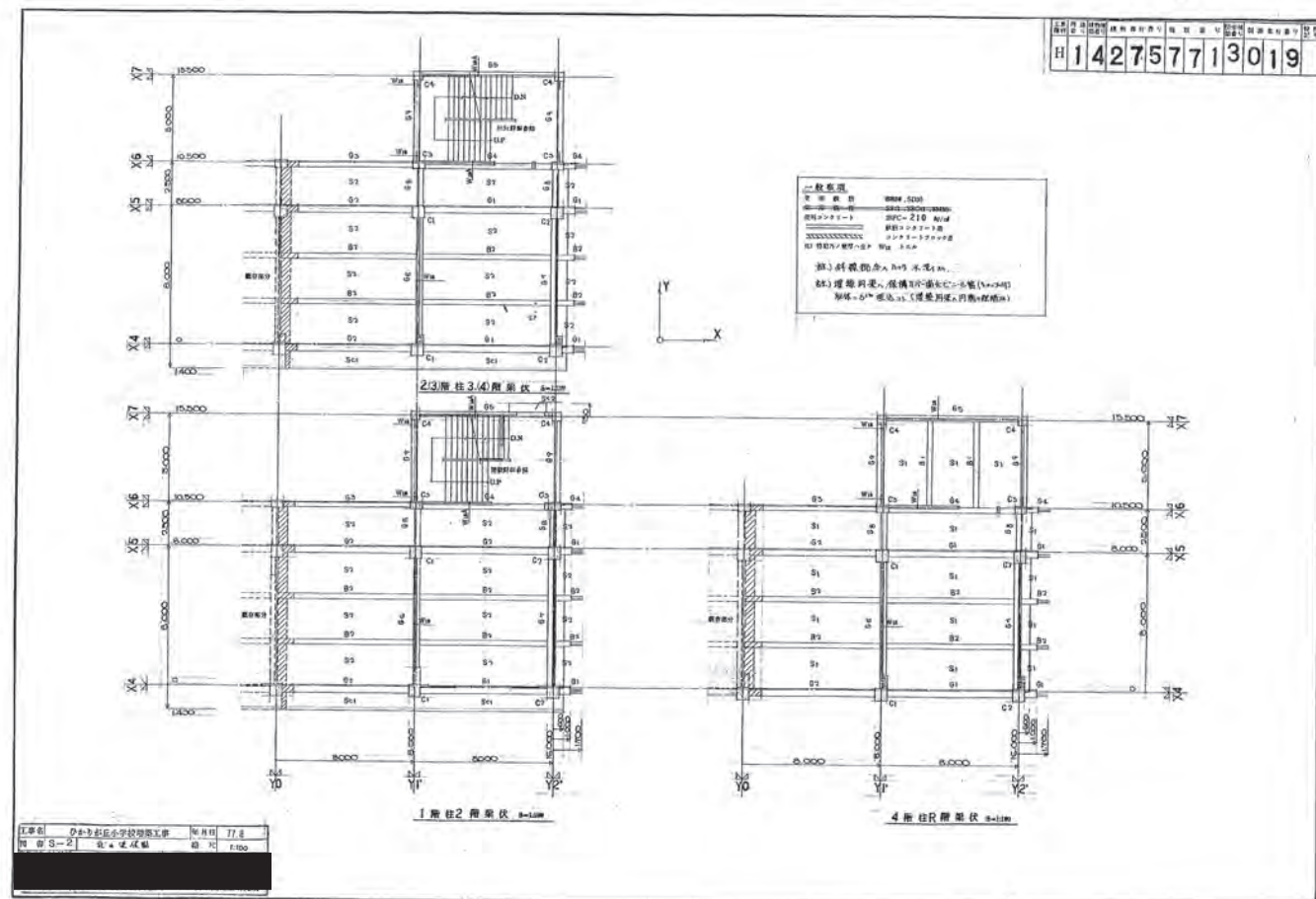
旧ひかりが丘小学校 昭和53年増築 立面図・断面図



旧ひかりが丘小学校 昭和53年増築 基礎伏図・基礎他地中梁リスト



旧ひかりが丘小学校 昭和53年増築 柱他・梁伏図



応募書類作成の手引き

1 応募申請書 (様式1)

応募者は、公募土地を借地し、公募建物を取得する法人となります。よって、共同応募により公募土地を複数法人で共有により賃借する場合又は、公募建物を複数法人で共有により取得する場合は、代表法人名で応募申請し、役割等を記入したグループ構成表を提出してください。グループ構成表の様式は自由です。また、様式2、様式3及び様式5は法人ごとに作成してください。

横浜市暴力団排除条例等関係事項の記載に当たっては、本手引き末尾の関係法令抜粋を参照してください。

その他、添付書類に関して不明な点等については、行財政局ファシリティマネジメント推進課に問い合わせてください。

2 役員等氏名一覧表 (様式2)

役員等氏名一覧表には、法人登記に記載されている役員等（監査役、会計監査人等を含む。）を全て記載してください。

役員等が法人・団体である場合は、氏名及び氏名のカナ欄に法人・団体名、住所欄に法人・団体所在地を記載してください。

3 応募法人概要 (様式3)

- (1) 原則として、令和8年7月1日現在で記入してください。
- (2) 決算期は、直近から遡って三期分を記入してください。
- (3) 人員数は、各期の平均数を記入してください。また、非常用従業員とは、パートタイマー、季節工及びアルバイト等の臨時に雇用している従業員で、労務費（雑給を含む。）の支払対象者をいいます。なお、外注費で処理している人員は含みません。
- (4) 主要売上以降の項目は、上位から4つまで記入してください。
- (5) 業績は個別決算又は単体決算ベースとしてください。別途、連結決算数値や子会社情報の提出を求めることがあります。

4 企画提案書 (様式4) ※添付資料が必要となる項目がありますのでご注意ください。

法人グループの場合は、企画提案全体についての情報に加え、法人ごとの内訳も記載してください。内訳が記載できない項目については、理由と共に、記載できない旨を記入してください。

以下は、単体の法人、法人グループを問わず、作成に際しご確認いただきたい事項です。（一部、法人グループのみに関する事項もあります）。

- (1) 「施設配置計画図」は、A3サイズで様式は自由です（配置図、平面図、立面図、断面図及び外観パース等）。施設・設備の配置、建築物の概要（面積、高さ等）、駐車場（台数）、出入口の位置、敷地内車両動線等について記入し、添付してください。
- (2) 「事業内容」は、提案する施設の概要を簡潔に記入してください。（附帯設置を要する施設は別に記載箇所があります。）
法人グループの場合は、各社の役割・所有形態・建物管理の考え方・出資予定割合等について、別紙にまとめ、添付してください。別紙の様式は自由です。
- (3) 「地域交流スペースの整備、運営及び維持管理」
 - ア 「整備形態」は、提案内容に該当するものを選択してください。
 - イ 「面積」は、地域交流スペースの具体的な数値を記入してください。
 - ウ 「配置・構造・動線の工夫等」は、配置及び動線を記載した「レイアウト図」を添付してください。
 - エ 「運営計画」は、地域交流スペースの開館日（曜日）、開館時間を記入し、運営方法、利用料金を選択してください。運営方法について、運営を委託する場合は、予定する事業者名を記入してください。その他の場合は、運営方法を具体的に記入してください。
 - オ 「利用方法」は、会議室の予約方法と本の貸出方法について、それぞれ具体的に記入してください。
 - カ 「地域に寄与する提案」は、応募者の提案するものを具体的に記入してください。
- (4) 「地域ニーズに沿った事業の提案及び条件」
 - ア 「体育館及びグラウンドの開放」について、開放可否を選択してください。また、開放可の

場合、具体的な開放日時、利用方法、利用料金等について記入してください。

イ 「地域連携及び地域の魅力向上に繋がる提案」については、地域と連携した取組及び地域貢献活動について、応募者の提案するもの及び想定する効果（地域へのメリット）を具体的に記入してください。

ウ 「駐車スペースの提供」について、地域交流スペース、体育館及びグラウンドの利用者が利用できる駐車スペース（普通車5台分以上）の具体的な配置場所（敷地内）と面積を記入してください。また、施設配置計画図に具体的な配置場所を示してください。

エ 「物品置場の提供」について、地域交流スペース、体育館及びグラウンドの利用者が必要な物品等を保管する倉庫等の具体的な配置場所（敷地内）と面積を記入してください。また、施設配置計画図に具体的な配置場所を示してください。

(5) 「資金計画」

ア 「借地に係る初期費用」、「建物取得費用」、「建設費用・改修費用等」及び「その他費用」は、明細を添付してください。

イ 「合計投資額に対する資金調達の内訳」は、自己資金、借入金及びその他資金の額を記入してください。借入金については、借入先、金額、期間、想定金利等の条件を記入してください。その他資金については、方法、相手先、金額、条件等をできるだけ具体的に記入してください。

(6) 「雇用計画」は、新たな施設において他事業所からの移転及び新規に雇用を予定している人数を記入してください。

(7) 「建築計画、改修計画等」

ア 「着工時期」は、事業用定期借地権設定契約及び公有財産売買契約を締結後、必要な工事に着手することを踏まえ、記入してください。

イ 「しゅん工時期」は、必要な工事がしゅん工する予定日付を記入してください。

ウ 「供用開始時期」は、指定用途に供する予定日付を記入してください（原則として、公有財産売買契約締結の日から3年以内に指定用途に供することとします）。

エ 「建築・改修期間中の周辺環境への配慮」、「建築・改修期間中の交通対策」は、公募土地の周辺地区には集合住宅が立ち並んでいることを踏まえ、応募者の提案するものを具体的に記入してください。

オ 既存校舎等を活用する場合は、「事業開始に必要なとなる修繕及び改修工事等の工程表」及び「借地期間中の既存校舎等の維持保全計画表」を添付してください。様式は自由です。

(8) 「許認可手続等を要する場合の所管部署との事前協議状況」は、所管部署名・事前協議状況・許認可へ向けたスケジュールを記入してください。許認可へ向けたスケジュールは、必要に応じて別紙資料を添付してください。

(9) 「市内事業者の活用」は、応募者が市内事業者又は市外事業者にかかわらず、設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者を活用することとしているため、活用する業務区分、具体的業務名、予定する市内事業者名及び活用手法（共同事業、業務発注等）を記入してください（予定する市内事業者が決定していない場合、「予定する市内事業者は未定」とすることは可としますが、活用する業務区分、具体的業務名及び活用手法は必ず記入してください。）。

※ 市内事業者……横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するもの（会社の場合は本店所在地が横浜市内）

(10) 「供用開始後の周辺環境への配慮」は、公募土地の周辺に集合住宅が立ち並んでいることを踏まえた取組等を具体的に記入してください。

(11) 「その他」は、環境・脱炭素への配慮など、特に優れた提案があれば記入してください。

(12) 「企画提案書作成者（問合せ先）」は、企画提案書の内容に関する本市からの質問に対応可能な方を記入してください。

(13) 様式4の別紙として、事業全体のコンセプトや(1)～(4)の概要をA3サイズ2枚以内で分かりやすくまとめ提出してください。様式は自由です。また、必要に応じて図表やイメージ写真等を使用してください。

5 投資の回収に関する計画（様式5）

(1) 初回期（契約した年度の属する期）から最終回収期まで記入してください。

(2) 途中期で数値が変わらない場合は、省略して第〇期～第〇期で記入してください。

6 公募説明会・現地視察申込書（様式6）

「7 公募説明会の実施」「8 現地視察の実施」に基づき公募説明会、現地視察を希望される場合は、必要事項を記入し申し込みを行ってください。

7 質疑書（様式7）

「9 質疑等」に基づき質疑を行う場合は、質疑書（様式7）によります。

8 委任状（様式8）

応募に関する権限を委任する場合は、委任状（様式8）を提出してください（取扱いについては様式内に記載）。

(横浜市暴力団排除条例等関係事項 関係法令抜粋)

横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（契約に関する事務における暴力団排除）

第 7 条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務（次条に規定する事業に関する事務を除く。）の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）（抜粋）

（利益供与等の禁止）

第 23 条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

応 募 書 類 様 式

- (様式 1) 応募申請書
- (様式 2) 役員等氏名一覧表
- (様式 3) 応募法人概要
- (様式 4) 企画提案書
- (様式 5) 投資の回収に関する計画
- (様式 6) 公募説明会・現地視察申込書
- (様式 7) 質疑書
- (様式 8) 委任状

(注) 各様式は、必要に応じて欄を拡大して記入してください。
拡大してもなお欄が不足する場合は、該当する様式名・記入欄を明記の上、
任意の様式へ記入し、添付してください。

(様式1) <単体の法人の場合>

応募申請書
旧ひかりが丘小学校活用事業者公募

(申請先)
横 浜 市 長

令和 年 月 日

所 在 地
法 人 名 称
代表者氏名

代表者印 (実印)

旧ひかりが丘小学校活用事業者公募について、当該募集要項を確認の上、諸条件等を満たしていることを確認しましたので、次のとおり応募します。

1 公募物件

(1) 土地

所在・地番	公簿地目	地積
横浜市旭区上白根町 1306 番 14 ほか	学校用地	12,062.94 m ²

(2) 建物

種類	構造	床面積 (公簿)
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき4階建	合計 6,226.60 m ²

(3) 附属建物ほか

種類	構造	床面積 (公簿)
ポンプ室ほか	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ほか	合計 87.04 m ²

2 添付書類

役員等氏名一覧表 (様式2)
応募法人概要 (様式3)
法人登記簿謄本及び印鑑証明書 (発行後3か月以内のもの)
定款 (写)
企画提案書 (様式4) : 別紙付き
投資の回収に関する計画 (様式5)
最近3期分の決算関係書類の写し (貸借対照表、損益計算書等)
納税証明書 ① 「法人税」及び「消費税及地方消費税」 ・ 納税証明書「その1」 (最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額) ・ 納税証明書「その3」又は「その3の3」 (未納の税額がないことの証明書) ② 「法人市民税」 ・ 納税証明書 (最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額)
許可可事業を行っている場合は、許可書又は認可書の写し

3 確認事項（次の内容に該当する場合、□に○印を記入してください。）

☐

(1) 応募者は、次に掲げる者ではありません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）

イ 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者

ウ 経営不振の状況（破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形取引停止処分等がなされている状態をいう。）にある者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

オ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

キ 国税及び地方税を滞納している者

☐

(2) 横浜市が「役員等氏名一覧表（様式 2）」の情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。また、応募申請後、新たに就任した役員等について、市から追加提出を求められたときは、速やかに提出します。

☐

(3) 上記(1)及び(2)について、本書面により誓約します。

4 事務担当責任者

法 人 名	
所属・役職名	
氏 名	
連 絡 先	所在地 〒 TEL

(様式1) <法人グループの場合>

応募申請書
旧ひかりが丘小学校活用事業者公募

令和 年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

(代表法人) 所 在 地
法人名称
代表者職・氏名 代表者印 (実印)
(構成法人) 所 在 地
法人名称
代表者職・氏名 代表者印 (実印)
(構成法人) 所 在 地
法人名称
代表者職・氏名 代表者印 (実印)

旧ひかりが丘小学校活用事業者公募について、当該募集要項を確認の上、諸条件等を満たしていることを確認しましたので、次のとおり応募します。

1 公募物件

(1) 土地

所在・地番	公簿地目	地積
横浜市旭区上白根町 1306 番 14 ほか	学校用地	12,062.94 m ²

(2) 建物

種類	構造	床面積 (公簿)
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき4階建	合計 6,226.60 m ²

(3) 附属建物ほか

種類	構造	床面積 (公簿)
ポンプ室ほか	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ほか	合計 87.04 m ²

2 添付書類

役員等氏名一覧表 (様式2)
応募法人概要 (様式3)
法人登記簿謄本及び印鑑証明書 (発行後3か月以内のもの)
定款 (写)
企画提案書 (様式4) : 別紙付き
投資の回収に関する計画 (様式5)
最近3期分の決算関係書類の写し (貸借対照表、損益計算書等)
納税証明書 ① 「法人税」及び「消費税及地方消費税」 ・ 納税証明書「その1」 (最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額) ・ 納税証明書「その3」又は「その3の3」 (未納の税額がないことの証明書) ② 「法人市民税」 ・ 納税証明書 (最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額)
許認可事業を行っている場合は、許可書又は認可書の写し
グループ構成表

3 確認事項（次の内容に該当する場合、□に○印を記入してください。）

- ☐ (1) 応募者は、次に掲げる者ではありません。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）
- イ 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- ウ 経営不振の状況（破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形取引停止処分等がなされている状態をいう。）にある者
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- オ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- カ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- キ 国税及び地方税を滞納している者
- ☐ (2) 横浜市が「役員等氏名一覧表（様式 2）」の情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。また、応募申請後、新たに就任した役員等について、市から追加提出を求められたときは、速やかに提出します。
- ☐ (3) 上記(1)及び(2)について、本書面により誓約します。

4 事務担当責任者

法 人 名	
所属・役職名	
氏 名	
連 絡 先	所在地 〒 TEL

(様式2)

役員等氏名一覧表

令和 年 月 日現在の役員等

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

本様式に記載された情報を応募資格の判断のための調査・照会資料として使用することについて、同意します。

また、記載された全ての役員等に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法 人 名

代表者職・氏名

代表者印（実印）

(様式3)

応募法人概要
旧ひかりが丘小学校活用事業者公募

名 称		TEL				
本部・本社 所在地		FAX				
設立年月日		資本金	百万円			
従 業 員	総数 人（うち非常用従業員 人）					
主 要 拠 点 営業拠点等						
業 務 内 容						
業 績	決 算 期		売上高	営業利益	経常利益	純利益
	第 期 / ~ /		万円	万円	万円	万円
	第 期 / ~ /		万円	万円	万円	万円
	第 期 / ~ /		万円	万円	万円	万円
人 員 数 (期平均数)	決 算 期		常勤役員数	常用従業員数	非常用従業員数	
	第 期 / ~ /					
	第 期 / ~ /					
	第 期 / ~ /					
主 要 売 上	項 目					
	比 率	%	%	%	%	
主 要 株 主	株 主					
	比 率	%	%	%	%	
主 要 取 引 金 融 機 関	名 称 (支 店)					
主要取引先	企業等名称					
	所 在 地					
	年間取引高	万円	万円	万円	万円	
	取 引 割 合	%	%	%	%	
	取 引 年 数	年	年	年	年	

(様式4)

企画提案書
旧ひかりが丘小学校活用事業者公募

企画提案	用途構成 ＜施設配置計画図添付＞		
	事業内容		
地域交流スペースの整備、運営及び維持管理	整備形態	☐ 既存の校舎内に整備 ☐ 新設の建築物内に整備	
	面積	m ²	
	配置・構造・動線の工夫等		
	運営計画	☐ ＜開館日＞ ☐ ＜開館時間＞ ☐ ＜運営方法＞ ☐ 事業者で運営 ☐ 委託（委託先： ） ☐ その他（ ） ☐ ＜会議室の利用料金＞ ☐ 有償（ 円） ☐ 無償	
	利用方法	☐ ＜会議室の予約方法＞ ☐ ＜本の貸出方法＞	
	地域に寄与する提案		
地域ニーズに沿った事業の提案及び条件	体育館・グラウンドの開放	☐ ＜開放可否＞ ☐ 開放可 ☐ 開放不可 ☐ ＜開放日時＞ ☐ ＜利用方法＞ ☐ ＜利用料金＞ ☐ 有償（ 円） ☐ 無償	
	地域連携及び地域の魅力向上に繋がる提案及び想定する効果（地域へのメリット）		
	駐車スペースの提供（普通車5台分以上） ＜施設配置計画図に図示＞		

	物品置場の提供 ＜施設配置計画図に図示＞		
資金計画	借地に係る初期費用	円	
	建物取得費用	円	
	建設費用・改修費用等	円	
	その他費用	円	
	合計投資額	円	
	合計投資額に対する資金調達の内訳		
雇用計画	他事業所からの移転	人（うちパート等	人）
	新規雇用	人（うちパート等	人）
	合計	人（うちパート等	人）
建築・増築等	構造及び階層	造 階建て	
	建築面積	㎡（建ぺい率 %）	
	延床面積	㎡（容 積 率 %）	
	高さ	m	
建築計画、改修計画等	着工時期	令和	年 月
	しゅん工時期	令和	年 月
	供用開始時期	令和	年 月
	建築・改修期間中の周辺環境への配慮		
	建築・改修期間中の交通対策		
	＜既存校舎等を活用する場合＞ 事業開始に必要なとなる修繕及び改修工事等の工程表を添付 事業用定期借地期間中の既存校舎等の維持保全計画表を添付		
許認可手続等を要する場合の所管部署との事前協議状況			
市内事業者の活用（有無に○をし、具体的業務名、予定する市内事業者名及び活用方法を記入）	設計（有・無）		
	施工（有・無）		
	管理運営（有・無）		
供用開始後の周辺環境への配慮			
その他			

企画提案書作成者（問合せ先）

担当部署名（フリガナ）
 担当者氏名（フリガナ）
 TEL

(様式5)

投資の回収に関する計画

投資総額 (様式4の「合計投資額」と同額)	
最終回収年月日	令和 年 月 日 (年間)

<期別内訳>

注1 以下の項目に準じて期別内訳が分かる表を提出してください。

注2 初回期（契約した年度の属する期）から最終回収期まで記入してください。内訳部分を増やしても可能です。
また、途中期で数値が変わらない場合は、省略して第〇期～第〇期で記入しても可能です。

注3 法人グループの場合は、企画提案全体について記載してください。
さらに、この様式で法人ごとの内訳を別に作成し、添付してください。

決 算 期 ／ ～ ／	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
売 上 高①					
売上原価②					
販売費及び一般管理費③					
減価償却費④ (②+③の内数)					
営業利益⑤ =①-②-③					
当期利益⑥					
当期回収額⑦ (⑦= ④+⑥)					
投資総額元本の期末残高 前期残高-⑦					

決 算 期 ／ ～ ／	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
売 上 高①					
売上原価②					
販売費及び一般管理費 ③					
減価償却費④ (②+③) の内数					
営業利益⑤ =①-②-③					
当期利益⑥					
当期回収額⑦ (⑦= ④+⑥)					
投資総額元本の期末残高 前期残高-⑦					

(様式6)

公募説明会・現地視察申込書
＜旧ひかりが丘小学校活用事業者公募＞

1	法人名							
	法人所在地							
	グループの場合の 構成法人名							
	連絡担当者	法人名						
		部署名						
氏 名								
E-mail								
	Tel							
2	公募説明会 参加予定者	公募説明会の参加希望（有・無）						
		法人名・部署名・役職・氏名						
3	現地見学会 参加予定者	現地見学会の参加希望（有・無）						
		法人名・部署名・役職・氏名						
4	現地見学会参加希望日時 ※ 複数の日時を希望することも可能です。 ※ 午前は 9 時から 12 時まで、午後は 13 時から 17 時までを想定しています。 ※ 本申込書を受領した後、実施案内を E メールにてご連絡します。							
	7 月 31 日 (金)	午前	☐		8 月 4 日 (火)	午前	☐	
		午後	☐			午後	☐	
	8 月 7 日 (金)	午前	☐					
		午後	☐					
	車でお越しになる場合は、台数をご記入ください。（ 台）							
5	校舎内に保管されている 関係図面の閲覧希望		いずれかをチェックしてください。 ☐ 閲覧を希望する ☐ 閲覧を希望しない					

(様式7)

質 疑 書
旧ひかりが丘小学校活用事業者公募

提出日 令和 年 月 日

提出者氏名(※)			
電話番号		Eメールアドレス	

(※) 法人名、部署、担当者氏名を記載

質疑内容

※ 質疑及び回答の要旨を行財政局ホームページに掲載します。

(様式 8)

委 任 状
(旧ひかりが丘小学校活用事業者公募)

受任者 住所 (所在)

氏名 (名称)

実印
(代理人使用印)

私は、上記の者を代理人と定め、次の市有地における旧ひかりが丘小学校活用事業者公募の応募に関する一切の権限を委任します。

- ・ 公募の応募手続を委任する土地・建物

所在 (地番)	横浜市旭区上白根町 1306 番 14、1354 番 28、1449 番 134 横浜市緑区台村町 1139 番 63 の一部、1139 番 94 の一部
----------------	--

令和 年 月 日

委任者 住所 (所在)

氏名 (名称)

実印

(注)

- ・ 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。
- ・ 委任者及び代理人双方とも実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。

(添付書類)

- ・ 法人登記簿謄本及び印鑑証明書 (発行後 3 か月以内のもの)

事業用定期借地権設定及び公有財産売買に関する予約契約書（例）

横浜市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、「旧ひかりが丘小学校活用事業」（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項に規定する事業用定期借地権設定及び公有財産売買に関する予約契約（以下「予約契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に予約契約を履行しなければならない。

（借地権設定対象物件及び売買物件）

第2条 借地権設定対象物件（以下「本件土地」という。）及び売買物件（以下「本件建物」という。）は、別紙物件明細書のとおりとする。

（事業計画書の提出）

第3条 乙は、本事業における乙の企画提案書に基づき、予約契約の締結日から原則として6か月以内に本件土地における具体的な工事内容や事業運営について記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を甲に提出するものとする。

2 事業計画書に関するその他の事項については、本件土地の事業用定期借地権設定契約（以下「借地契約」という。）に定めるものとする。

（借地契約及び公有財産売買契約の締結）

第4条 甲及び乙は、次の各号のいずれをも満たすこととなった場合、予約契約に基づき借地契約及び本件建物の公有財産売買契約（以下「売買契約」という。）を同時に締結することとする。

(1) 乙が第3条に規定する事業計画書に係る甲の書面による承認を得ること。

(2) その他甲が特に必要と認める事項について、乙が手続等を完了させること。

2 借地契約及び売買契約は、予約契約の締結日から1年以内に締結することとする。

3 借地契約は、法第23条第3項の規定に基づき、公正証書によって行う。

4 乙は、本事業に係る募集要項の記載内容を了承した上、借地契約及び売買契約を締結するものとする。

5 乙は、第2項に定める期限までに借地契約及び売買契約を締結できない場合、書面によりその理由及び新たな期限を申し出て、甲の承認を得なければならない。

6 甲は、前項の規定により期限延長を承認した場合、乙に書面で通知するものとする。

7 甲は、乙の責に帰すべき事由により、第5項の規定により借地契約及び売買契約の締結期限を延長した場合、遅延損害金を徴収することができるものとする。

8 乙は、借地契約及び売買契約の締結をもって、本事業の事業者となるものとする。

（借地権の存続期間、貸付料及び保証金）

第5条 本件土地の借地権の存続期間は、借地契約に定める存続期間の開始日から25年間とする。

- 2 本件土地の貸付料は、月額金●●●円とし、乙は、貸付料を借地契約の定めに基づき、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、保証金として、前項に定める貸付料の●か月相当分金●●●円を借地契約締結と同時に甲に預託しなければならない。
- 4 前項の保証金は、第1項に定める本件土地の借地権の存続期間が満了したとき、又は借地契約が解除されたときは、乙が本件土地を原状に回復し、甲が本件土地の明渡しの完了確認後、乙の請求により返還するものとし、返還する保証金については、利息を付さない。
- 5 本件土地の借地権の存続期間、貸付料及び保証金に関するその他の事項については、借地契約に定めるものとする。

(本件建物の売買代金)

第6条 本件建物の売買代金は、金●●●円とする。

- 2 乙は、本件建物の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、売買契約締結と同時に納付しなければならない。
- 3 本件建物の売買代金に関するその他の事項については、売買契約に定めるものとする。

(本件土地の引渡し)

第7条 甲は、第5条第1項に規定する借地契約に定める存続期間の開始日に、本件土地を現状有姿で乙に引き渡したものとする。

(所有権の移転等)

- 第8条 本件建物の所有権は、乙が第6条第2項に基づき売買代金を納付したとき、甲から乙に移転する。
- 2 甲は、前項の定めにより本件建物の所有権が移転したときに、本件建物を現状有姿の状態乙に引き渡したものとする。

(用途指定)

第9条 乙は、第5条第1項に規定する本件土地の借地権の存続期間中、本件土地及び本件建物を次の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

用途 ●● ●●

- 2 借地契約及び売買契約の締結後、事業計画書に基づき、本件建物に係る必要な工事等に着手し、借地契約で定める指定期日までに本件土地及び本件建物を指定用途に供しなければならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合は、この限りでない。

(予約金の預託)

第10条 乙は、予約契約締結時に、借地契約分として金●●●円（貸付料の●か月分）、売買契約分として金●●●円（売買代金の●%相当額）の予約金を甲に預託しなければならない。

- 2 前項の予約金は、民法（明治29年法律第89号）第557条に規定する手付金とは解さない。また、乙が甲に支払うべき損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(予約金の返還)

第 11 条 甲は、借地契約及び売買契約締結時において、前条第 1 項に定める予約金を借地契約の保証金及び売買契約の売買代金の一部に充当するものとする。ただし、この予約金に利息は付さない。

2 次条第 1 項の規定に基づき、予約契約が解除された場合には、甲は、前条第 1 項に定める予約金を返還しない。

(予約契約の解除)

第 12 条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により予約契約に定める義務を乙が履行しない場合、予約契約を解除することができる。

2 前項の場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、予約契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(予約契約の費用)

第 14 条 予約契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 15 条 予約契約に関し疑義のあるとき、又は予約契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 16 条 予約契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

予約契約の締結を証するため、予約契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市
横浜市契約事務受任者
横浜市行財政局長

印

乙

印

物件明細書

土地の表示

所在	地目	面積（㎡） （実測）
横浜市旭区上白根町 1306 番 14、1354 番 28、1449 番 134 横浜市緑区台村町 1139 番 63 の一部、 1139 番 94 の一部	学校用地	12,062.94

※一部道路用地（215.61 ㎡）ですが、分筆して学校用地に「地目変更」予定です。

建物の表示

財産の所在			
区分	種類	構造	床面積（㎡）
主たる建物	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき4階建	1 階 1,781.51 2 階 1,690.68 3 階 1,690.68 4 階 1,063.73 (合計 6,226.60)
附属建物	ポンプ室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	10.89
	物置	コンクリートブロック造スレートぶき平家建	3.70
	物置	コンクリートブロック造スレートぶき平家建	3.70
	倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	32.40
	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	3.95
	倉庫	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	32.40
面積合計			87.04

※防球ネット、砂場、水飲み場等の工作物、立木等を含む。

事業用定期借地権設定契約書（例）

借地権設定者 横浜市（以下「甲」という。）と、借地権者 ●●（以下「乙」という。）とは、「旧ひかりが丘小学校活用事業」（以下「本事業」という。）に関し、甲の所有する別紙物件明細書の土地（以下「本件土地」という。）について、次のとおり借地借家法（平成 3 年法律第 90 号。以下「法」という。）第 23 条第 2 項に定める事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）の設定に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

- 第 2 条 甲は、本件土地に関し令和●年●月●日に甲及び乙が締結した本事業に関する「事業用定期借地権設定及び公有財産売買契約に関する予約契約書」（以下「予約契約」という。）第 4 条第 1 項により甲が承認した事業計画書（以下「事業計画書」という。）に基づく乙による事業の実施を目的として、乙に対して本件土地を賃貸し、乙はこれを賃借する。
- 2 乙は、前項の事業計画書について、本契約締結後にその内容を変更する場合は、甲の書面による承認を得るものとする。
- 3 本件借地権は、建物所有を目的とする賃借権とする。
- 4 本契約により設定される本件借地権については、契約の更新（更新の請求又は土地の使用の継続によるものを含む。）又は建物の築造による第 5 条の存続期間の延長はなく、乙は、甲に対する建物買取請求権を有しないものとする。
- 5 本件借地権には、法第 3 条から第 8 条まで並びに法第 13 条及び法第 18 条の適用はないものとする。

（用途指定）

第 3 条 乙は、本件土地及び本件土地に存する建物（以下「本件建物」という。）（以下これらを「本件土地等」という。）を次の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

用途 [提案内容に基づいて記載]

- 2 乙は、事業計画書に基づき、本件土地等を令和●年●月●日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供しなければならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合は、この限りでない。

（指定用途の変更等の承認）

第 4 条 乙は、次のいずれかの場合において、指定用途の変更若しくは解除又は指定期日の変更を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した願書を提出し、甲の書面による承認

を得なければならない。

- (1) 不可抗力又は過失によって本件土地が滅失又はき損し、引き続きその用に供することが著しく困難又は不可能である場合
- (2) 社会経済情勢の著しい変動、代替施設の設置等により、本件土地の全部又は一部を引き続きその用途に供することが真に困難又は不適切となった場合

(存続期間)

第5条 本件借地権の存続期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの25年間とする。

(引渡し)

第6条 甲は、前条に定める存続期間の開始日に、本件土地を現状有姿で引き渡したものとする。

(貸付料及び据置期間)

第7条 本件土地の貸付料は、令和●年●月●日までの期間については、月額金●●●円とする

- 2 前項に定める期間が満了した後の期間に係る貸付料については、甲の定める貸付料算定基準に基づき算定するものとし、その据置期間は5年間とする。
- 3 第1項に定める期間が満了した後の期間に係る貸付料の額は、甲から乙に文書にて通知する。
- 4 第2項に定める貸付料据置期間が満了した後の貸付料の算定、貸付料の据置期間及び通知については、前2項の規定を準用し、本件借地権の存続期間の満了まで同様とする。
- 5 本件土地の貸付料の発生日は、本件借地権の存続期間の開始日からとする。ただし、月の借地期間が1か月に満たないときは、その月の日数による日割り計算で算出する。この場合において、1か月は30日として計算する。
- 6 乙は、第1項及び第3項に定める貸付料を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

(貸付料の改定)

第8条 甲が社会経済情勢及びその他の理由により、貸付料の額が実情にそぐわなくなつたと判断したときは、前条の規定にかかわらず、乙に対し貸付料の増額を請求することができる。

(貸付料の納付の遅延に伴う違約金)

第9条 乙は、貸付料を第7条第6項の規定により甲の定める期日までに納付しないときは、甲に対し、その期日の翌日から実際に貸付料を納付した日までの期間の日数に応じ、当該貸付料の金額（1,000円未満の端数があるとき又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）について、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した違約金を、別途、甲の請求により、その指定する期日までに支払わなければならない。ただし、違約金の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとし、違約金の全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

(保証金)

第10条 乙は、本契約の締結と同時に、甲の債権を担保するため、保証金として金●●●円を甲に預託しなければならない。

2 前項の保証金は、本件土地の原状回復その他第23条第1項に規定する本件土地の更地返還を懈怠した際に乙が支払うべき費用、第23条第3項に規定する損害金、第24条に規定する違約金、第28条第1項に規定する損害賠償金、その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務又は費用の支払に充当するものとする。

3 本契約の終了に伴い乙が本件土地を甲に返還した場合において、乙が甲に対し支払うべき債務等があるときは、甲は、前項の規定により第1項に定める保証金の額から乙が甲に対し支払うべき債務等の額を差し引いた金額を、乙が甲に対し支払うべき債務等がないときは当該保証金の全額を遅滞なく乙に返還しなければならない。この場合において、当該保証金の額が乙が甲に対し支払うべき債務等の額に満たない場合、乙は、甲に対し、甲が指定する期日までにその不足額を支払わなければならない。なお、当該保証金には、利息を付さないものとする。

4 乙は、保証金返還請求権をもって、甲に対する貸付料その他の債務と相殺することができない。

5 乙は、甲の書面による承諾を得て第三者に本件借地権を譲渡し、かつ、これとともに甲に対する保証金返還請求権を譲渡する場合を除いて、同請求権を第三者に譲渡することはできない。

6 乙は、保証金返還請求権に、質権その他の担保権を設定することはできない。

(用途制限等)

第11条 乙は、本件借地権の存続期間の満了の日までに、本件土地等を次の各号に掲げる用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本件土地について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用

- (2) 前号に定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

（本件借地権の譲渡）

第12条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件借地権を譲渡してはならない。

- 2 乙は、本件借地権に係る土地を分割して譲渡すること、本件建物の所有権と分割して譲渡すること、又は保証金返還請求権と分離して譲渡することはできない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合は、この限りでない。
- 3 乙は、本件借地権を第三者に譲渡する場合には、本契約の内容を書面にて第三者に承継させなければならない。
- 4 甲が第1項の承諾をしたときは、乙は、甲に対する保証金返還請求権を本件借地権の譲受人に譲渡しなければならない。

（本件土地の転貸等）

第13条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件土地を、名目のいかんにかかわらず第三者に転貸し、又は使用させてはならない。

（本件建物の新築又は増築等）

第14条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件建物を新築、増築、改築又は解体（以下「新築又は増築等」という。）をしてはならない。

- 2 乙は、前項における承諾を得る場合は、甲の定める算定基準により算定した借地条件変更承諾料を甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。ただし、事前に締結した「旧ひかりが丘小学校後利用事業に関する事業計画書」内で計画されている新築又は増築等を行う場合は、この限りではない。
- 3 第1項の規定により甲が本件建物の新築又は増築等を承諾した場合において、甲が新築又は増築等の内容について設計図面の提出を求めたとき、乙は遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 乙が行う新築又は増築等は、本件借地権の存続期間中に行うものとする。

（本件建物の賃貸）

第15条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件建物を賃貸してはならない。

- 2 乙が、前項の甲の承諾を得て本件建物を第三者に賃貸する場合、第三者と締結する契約

書において、次の各号をすべて明記しなければならない。

- (1) 法第 23 条第 2 項に定める事業用定期借地権が設定された土地上の建物の賃貸借契約であること。
- (2) 第 23 条第 1 項に規定する本件建物の収去に伴い、建物の賃貸借契約が終了すること。
- 3 前項の契約を締結した場合、乙は、甲から本件建物の賃貸借契約書の提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 乙は、建物賃借人との賃貸借契約において法第 35 条の効果を生じさせないために、本件借地権の存続期間の満了の 1 年前までに、本契約の期間が満了し、同期間満了により建物が取り壊される旨を、建物賃借人に通知しなければならない。
- 5 甲は、建物賃借人に対し、本契約が終了する 1 年前までに、本契約の終了時期を自ら通知できるものとし、乙はこれに異議を述べない。

(本件建物の譲渡)

第 16 条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件建物を譲渡してはならない。

(建物買取請求権等の放棄)

- 第 17 条 乙は、本契約の終了に際し、本件建物・工作物等の買取りを、甲に請求することはできない。
- 2 乙は、本件借地権の存続期間中、乙が本件土地を維持保全し、改良を加えた場合でも、乙は、甲に対し、その費用を必要費又は有益費として償還請求することはできない。

(本件借地権に係る担保権の設定)

- 第 18 条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、本件借地権に担保権を設定することはできない。
- 2 乙は、前項の規定により甲が本件借地権に対する担保権設定を承諾した場合であっても、保証金返還請求権に対する担保設定をすることはできない。
 - 3 甲は、第 1 項による承諾を受けた担保権の実行については、担保権者と協議を行い、別途協定を締結することができる。

(承諾事項)

- 第 19 条 乙は、事前の書面による甲の承諾なしに、次の各号の行為をしてはならない。ただし、第 2 号に掲げる行為のうち、これらの行為の程度が軽微であると甲が認めた場合は、この限りでない。
- (1) 本件土地の区画形質又は地盤高を変更すること。
 - (2) 本件土地への工作物の新設及びその解体。

(維持保全義務、調査協力義務等)

第 20 条 乙は、善良な管理者の注意をもって、擁壁及びフェンスを含む本件土地の形状の維持保全に努めなくてはならない。

2 乙は、本件土地の使用に関し、近隣所有者より苦情のある場合は、乙の費用と責任において解決しなければならない。

3 乙は、本件土地が乙の責めに帰すべき事由によって損壊した場合は、乙の負担により修繕を行うものとする。

4 前項の事由による本件土地の損壊により第三者に損害を与えた場合には、乙はその賠償の責めを負うものとする。

5 甲は、本件借地権の存続期間中、随時、本件土地等について、その使用状況を実地に調査することができ、乙は、これに協力しなければならない。

(甲による契約の解除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号の一に該当することとなった場合は、相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。

(1) 不渡処分、滞納処分、強制執行を受けたとき又は競売、破産、民事再生の申立てがあったとき

(2) 本件土地を第 3 条に定める指定用途以外の用途に使用したとき

(3) 第 7 条に規定する貸付料の納付を怠ったとき

(4) 第 12 条に違反して、本件借地権を譲渡したとき

(5) 第 13 条に違反して、本件土地を第三者に転貸又は使用させたとき

(6) 第 14 条に違反して、本件建物の新築又は増築等をしたとき

(7) 第 15 条に違反して、本件建物を賃貸したとき

(8) 第 16 条に違反して、本件建物を譲渡したとき

(9) 第 18 条に違反して、本件借地権に担保権を設定したとき

(10) その他本契約の規定に違反する行為があったとき

2 甲は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、乙が次の各号に掲げる者であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

3 甲は、乙が第 11 条の規定に違反した場合には、何らの催告等を要せず本契約を解除す

ることができるものとする。

- 4 前3項の場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその損害を賠償する責任を負わないものとする。
- 5 甲は、本件土地を甲において公用又は公共用に供するため必要を生じた場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

（乙による契約の解除）

- 第22条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由により、本件土地等が滅失又は著しく損傷し、契約の目的を達することができない場合は、甲に対して本契約の解除を申し入れることができる。
- 2 甲は、前項の規定に基づく申し入れに対し、正当な事由があると認めるときは、本契約の解除を承諾し、書面によりその旨を通知する。

（更地返還及び明渡し）

- 第23条 乙は、第5条の本件借地権の存続期間が満了した場合又は前2条若しくは第26条第3項の規定により本契約が終了する場合には、乙の費用負担及び責任において、甲の指定する期日までに、設置時期のいかんを問わず、本件建物（地中の杭を含む。）、工作物等（擁壁及びフェンスを除く。）及び備品を収去し、更地で甲に返還しなければならない。
- 2 本件借地権が第5条の本件借地権の存続期間の満了によって消滅する場合には、乙は、同期間の満了の日の1年前までに、本件建物の取壊し等本件土地の返還に必要な事項（本件建物を第15条に基づき賃貸する場合にあっては建物賃借人の退去等を含む。）を書面により甲に報告し、甲の了承を得るものとする。
 - 3 乙は、第1項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、返還すべき期日の翌日から実際に返還した日までの日数に応じ、月額貸付料の3倍に相当する損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、1か月に満たない端数期間があるときは、1か月は30日とし、その月における日数による日割計算で損害金を算出する。
 - 4 本契約の終了時において、甲が乙に対し、本件土地を第1項に規定する更地の状態に復することなく本契約終了時の現状のままで明け渡すべきことを書面で通知した場合、乙は、本件土地を更地にする義務を免れる。ただし、この場合においても、乙は甲に対し、本件土地等の整地や改良等に要した費用を請求することはできない。

（違約金）

- 第24条 乙は、本件借地権の存続期間中に、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。
- (1) 第2条、第3条、第11条から第13条まで、第15条又は第16条に定める義務に

違反した場合 年額貸付料相当額

(2) 第 14 条、第 18 条又は第 19 条に定める義務に違反した場合 月額貸付料の 3 倍相当額

(3) 第 20 条に定める義務に違反した場合において、甲がその状態を是正するため有効な措置を講じるよう催告したにもかかわらず乙が有効な措置を講じないとき 月額貸付料の 3 倍相当額

2 前項に規定する違約金は違約罰であって、第 28 条に定める損害賠償額又はその一部と解積しない。

(登記)

第 25 条 甲は、本契約締結後、乙が本件借地権設定登記を行うために甲に協力を求めた場合、これに協力するものとする。この場合の登記に要する費用は乙の負担とする。

2 本件借地権の存続期間が満了した場合又は第 21 条、第 22 条又は第 26 条第 3 項の規定により本契約が終了する場合には、乙は、甲の指定する期日までに、自己の費用負担により本件借地権の抹消登記を完了させなければならない。

3 乙が前項の規定による義務を履行しない場合には、甲は本件借地権の抹消登記に係る手続を行うものとする。この場合の登記に要する費用は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 26 条 乙は、本契約締結後、本件土地に直ちに発見することができない本契約の内容（面積は除く。）に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが判明した場合には、引渡しの日から 1 年間に限り、甲に対し、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることはできない。

2 前項における代金減額の上限は、第 5 条に定める本件借地権の存続期間における貸付料の総額に相当する額とする。

3 第 1 項における代金減額の請求額が、上限と同程度又は超過する場合、甲は、本契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 27 条 乙は、本契約の履行に当たって、横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力等をしなければならない。

(損害賠償等)

第 28 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたとき又は甲が第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定により本契約を解除した場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、第 21 条第 5 項の規定に基づき本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、甲に対し地方自治法第 238 条の 5 第 5 項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(契約の費用)

第 29 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(通知事項)

第 30 条 乙は、次のいずれかの事由が生じたときは、甲に対し、遅滞なくその旨を書面にて通知しなければならない。

- (1) 名称、主たる事務所の所在地又は連絡先・電話番号を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。
- (3) 解散したとき。

(協議事項)

第 31 条 本契約に関する解釈の疑義又は本契約に定めのない事項については、甲と乙が協議して、別途書面で定めるものとする。

(裁判管轄)

第 32 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(強制執行の認諾)

第 33 条 乙は、本契約による金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する旨陳述した。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和●●年●月●日

貸 付 人（甲） 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市
横浜市契約事務受任者
横浜市総務局長 ●● ●●

借 受 人（乙）

物件明細書

土地の表示

所在	地目	公簿面積 (平方メートル)
横浜市旭区上白根町 1306 番 14、1354 番 28、1449 番 134 横浜市緑区台村町 1139 番 63 の一部、 1139 番 94 の一部	学校用地	12,062.94

※擁壁及び境界沿いフェンスを含む

公有財産売買契約書（例）

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人●●（以下「乙」という。）とは、「旧ひかりが丘小学校活用事業」（以下「本事業」という。）に関し、次の条項により公有財産の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件（以下「本物件」という。）は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金●●●円とする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、前条に定める売買代金を、甲の発行する納入通知書により、本契約締結と同時に納付しなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第5条 本物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき、乙に移転する。

- 2 乙は、本物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託する。この場合の登記に要する費用は乙の負担とする。

（本物件の引渡し）

第6条 甲は、前条第1項の規定により本物件の所有権が移転したとき、本物件を現状有姿の状態で乙に引き渡したものとし、乙は、本物件の受領書を甲に提出する。

（売買対象面積）

第7条 本物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及びその是正を請求することができない。

- 2 乙は、募集要項の記載事項を了承したうえ、本物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない本契約の内容に適合しないものがあることを理由として、甲に対し、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき又は甲及び乙が別に締結する売買物件の存する土地に関する事業用定期借地権設定契約書（以下「借地権設定契約書」という。）の規定に基づく契約の解除をしたときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、乙が次の各号に掲げる者であることが判明したときには、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

3 前2項の場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

(返還金等)

第10条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。この場合において、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び本物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(用途制限等)

第11条 乙は、売買物件を次の各号に掲げる用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件を第三者に譲渡し、若しくは売買物件について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用

(2) 前号に定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用

する等公序良俗に反する用

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用

（実地調査等）

第 12 条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対しその業務又は資産の状況等に関して質問し、実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、正当な理由がなく前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（建物等の収去）

第 13 条 乙は、借地権設定契約書に基づく事業用定期借地権の存続期間が満了した場合又は借地権設定契約書第 21 条、第 22 条若しくは第 26 条第 3 項の規定により借地権設定契約が終了する場合には、借地権設定契約書第 23 条に基づき、自己の費用をもって、甲の指定する期日までに、本物件及び備品を収去しなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 14 条 乙は、本契約の履行に当たって、横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力等をしなければならない。

（損害賠償）

第 15 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたとき、又は甲が第 9 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（契約の費用）

第 16 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

（疑義の決定）

第 17 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 18 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 ●年 ●月 ●日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市
横浜市契約事務受任者
横浜市行財政局長 ●● ●●

買 受 人 (乙)

物件明細書

建物の表示

財産の所在		横浜市旭区上白根町 1306 番地 14、1354 番地 28、1449 番地 134	
区分	種類	構造	床面積 (㎡)
主たる 建物	校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき 4 階建	1 階 1,781.51
			2 階 1,690.68
			3 階 1,690.68
			4 階 1,063.73
			(合計 6,226.60)
附属建物	ポンプ室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	10.89
	物置	コンクリートブロック造スレートぶき平家建	3.70
	物置	コンクリートブロック造スレートぶき平家建	3.70
	倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	32.40
	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	3.95
	倉庫	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	32.40
面積合計			87.04

※防球ネット、砂場、水飲み場等の工作物、立木等を含む。